

第 5 0 回定例会

南 部 町 議 会 会 議 録

平成 25 年 5 月 31 日 開 会

平成 25 年 6 月 7 日 閉 会

南 部 町 議 会

第50回南部町議会 定例会会議録目次

第 1 号（5月31日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会及び開議の宣告	3
○議会運営委員会委員長の報告	3
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○諸般の報告	4
○町長提出議案提案理由の説明	5
○散会の宣告	9

第 2 号（6月4日）

○議事日程	1 1
○本日の会議に付した事件	1 1
○出席議員	1 1
○欠席議員	1 2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 2
○職務のため出席した者の職氏名	1 2
○開議の宣告	1 3
○一般質問	1 3
工 藤 幸 子 君	1 3
中 舘 文 雄 君	1 7

立 花 寛 子 君	2 8
川守田 稔 君	4 0
○散会の宣告	4 4

第 3 号（6月6日）

○議事日程	4 5
○本日の会議に付した事件	4 5
○出席議員	4 5
○欠席議員	4 6
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4 6
○職務のため出席した者の職氏名	4 6
○開議の宣告	4 7
○一般質問	4 7
根 市 勲 君	4 7
山 田 賢 司 君	5 3
河門前 正 彦 君	5 9
工 藤 久 夫 君	6 1
○散会の宣告	7 4

第 4 号（6月7日）

○議事日程	7 5
○本日の会議に付した事件	7 6
○出席議員	7 6
○欠席議員	7 7
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	7 7
○職務のため出席した者の職氏名	7 7
○開議の宣告	7 8
○報告第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 8

○報告第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	8 2
○報告第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	8 3
○報告第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	8 5
○報告第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	8 6
○報告第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	8 7
○報告第 8 号の上程、説明、質疑……………	9 0
○報告第 9 号の上程、説明、質疑……………	9 1
○報告第 1 0 号の上程、説明、質疑……………	9 4
○報告第 1 1 号の上程、説明、質疑……………	9 6
○報告第 1 2 号の上程、説明、質疑……………	9 8
○議案第 6 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	1 0 1
○議案第 6 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	1 0 7
○議案第 6 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	1 0 8
○議案第 6 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	1 0 9
○議案第 7 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	1 1 2
○議案第 7 1 号及び 7 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	1 1 3
○議案第 7 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	1 1 4
○陳情第 4 号の委員長報告……………	1 2 3
○陳情第 4 号の質疑、討論、採決……………	1 2 3
○常任委員会報告……………	1 2 6
○閉会中の継続調査の件……………	1 2 6
○議員派遣の件……………	1 2 6
○日程の追加……………	1 2 7
○町長提出議案追加提案理由の説明……………	1 2 7
○議案第 7 4 号の上程、質疑、討論、採決……………	1 2 8
○発委第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	1 2 9
○閉会の宣告……………	1 3 0
○署名議員……………	1 3 3

平成 2 5 年 5 月 31 日（金曜日）

第 5 0 回南部町議会定例会会議録

（第 1 号）

第50回南部町議会定例会

議事日程（第1号）

平成25年5月31日（金）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長提出議案提案理由の説明

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（17名）

1番	山 田 賢 司 君	2番	八木田 憲 司 君
3番	中 舘 文 雄 君	4番	工 藤 正 孝 君
5番	夏 堀 文 孝 君	6番	沼 畑 俊 一 君
7番	根 市 勲 君	8番	河門前 正 彦 君
9番	川 井 健 雄 君	10番	中 村 善 一 君
12番	工 藤 幸 子 君	13番	馬 場 又 彦 君
14番	立 花 寛 子 君	15番	川守田 稔 君
16番	工 藤 久 夫 君	17番	坂 本 正 紀 君
18番	東 寿 一 君		

欠席議員（1名）

11番 佐々木 勝 見 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 工 藤 祐 直 君 副 町 長 坂 本 勝 二 君
総 務 課 長 小萩沢 孝 一 君 企画調整課長 坂 本 與志美 君

財 政 課 長	小笠原	覚 君	税 務 課 長	谷 内	恭 介 君
住民生活課長	極 檀	義 昭 君	健康福祉課長	高 森	正 義 君
農 林 課 長	川守田	貢 君	農村交流推進課長	西 村	幸 作 君
商工観光課長	福 田	修 君	建 設 課 長	工 藤	良 夫 君
会 計 管 理 者	若 本	勝 則 君	名川病院事務長	佐 藤	正 彦 君
老健なんぶ事務長	麦 沢	正 実 君	市 場 長	工 藤	敏 彦 君
教 育 長	山 田	義 雄 君	学 務 課 長	夏 堀	常 美 君
社会教育課長	西 村	久 君	農業委員会事務局長	北 山	哲 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	根 市 良 典	主	幹	留 目 日出子
主 査	留 目 成 人			

◎開会及び開議の宣告

○議長（坂本正紀君） ただいまの出席議員数は16人でございます。定足数に達しておりますので、これより第50回南部町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（坂本正紀君） ここで議会運営委員長から、本定例会の運営について運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長 河門前正彦君。

（議会運営委員会委員長 河門前正彦君 登壇）

○議会運営委員会委員長（河門前正彦君） おはようございます。議会運営委員会の報告を申し上げます。

去る5月23日に開催いたしました議会運営委員会におきまして、第50回南部町議会定例会の運営について協議をいたしましたので、決定事項をご報告いたします。

本定例会に予定されました付議事件は、町長提出議案が報告11件、条例など7件、平成25年度補正予算1件でございます。そのほかの案件といたしましては、常任委員会報告などがございます。一般質問は8名の議員から通告があり、その内容はお手元に配付しております一般質問通告一覧表のとおりでございます。

以上のことを踏まえて、本定例会の会期は本日5月31日から6月7日までの8日間といたしました。なお、6月1日、2日は休日のため、6月3日と5日は議案熟考のため休会といたします。

以上のとおり決定いたしましたので、理事者並びに議員各位のご協力をよろしくお願い申し上げます。以上、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（坂本正紀君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（坂本正紀君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において７番根市勲君、８番河門前正彦君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（坂本正紀君） 日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の報告のとおり本日５月31日から６月７日までにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、５月31日から６月７日までの８日間に決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま決定されました８日間の会期中、６月１日、２日は休日のため、６月３日と５日は議案熟考のため休会といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの４日間は休会とすることに決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（坂本正紀君） 日程第３、諸般の報告をいたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配付のとおりでありますので朗読は省略いたします。

今期定例会の上程は町長提出議案 8 件、報告 11 件、常任委員会報告などの件でございます。日程により、それぞれ議題といたします。

◎町長提出議案提案理由の説明

○議長（坂本正紀君） 日程第 4、町長提出議案提案理由の説明を求めます。町長の登壇を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） おはようございます。それでは、定例会の開会にあたりまして、ごあいさつと提案理由の概要について、ご説明を申し上げます。

本日招集の第 50 回南部町議会定例会を開会するにあたり、議員各位には何かとご多忙のところご出席をいただき、提出案件につきましてご審議を賜りますことに、厚く御礼を申し上げます。

提出案件の概要をご説明する前に、当町をとりまく情勢について触れさせていただきます。

まずは、国内情勢であります。昨年の衆議院解散、総選挙と政権交代の影響で成立が遅れていた国の平成 26 年度予算は、今月 15 日に成立いたしました。景気対策として公共事業費を積み増し、老朽化した道路や橋などのインフラ補修に重点配分したことなど、予算の総額は 2 月に成立した補正予算と合わせ、100 兆円を超える規模となっており、デフレ脱却・景気回復を最優先課題としているところであります。

また、我が国の経済は、内閣府が発表いたしました 5 月の月例経済報告によりますと、「景気は、緩やかに持ち直している。」とし、先行きについては、輸出環境の改善や経済対策、金融政策の効果などを背景に、次第に景気回復へ向かうことが期待されると報じられております。

円安による輸出企業の増益など日本経済に明るい兆候が表れているところでありますが、その反面、長期金利の上昇や原材料費、燃料費の高騰など新たな対応が求められる中、今年度予算が各方面に行き渡り、地方経済においても、景気回復を実感できる効果発現を強く望むものであります。

次に町内情勢について、まずは、農作物についてであります。4 月以降続いていた低温の影響で、田植えの進捗率は、5 月 25 日現在 70 パーセントと、平年を 10 ポイント下回っている

状況であります。

また、果樹につきましては、りんご、おうとうなど全般的に、開花日が平年より1週間程度の遅れがみられました。さくらんぼの作柄調査は、来月7日に予定しており、今後の気象等を十分注視しながら、関係機関と連携を密にし、情報提供や営農指導に万全を期してまいりたいと思います。

次に、ぼたんまつりについてであります。農作物と同様、開花が1週間ほど遅れておりましたが、今週始めからの天候の回復により、園地全体として咲き始めの状態ではございますが、29日の開園を迎えることができました。今後、気温の上昇とともに大輪のぼたんが園内を彩りますので、多くの方に、ご来園いただくことを期待するとともに、議員各位におかれましても、どうぞ園地まで足をお運びいただき、町の花であるぼたんをご観賞いただければと思うものでございます。

さて、今年度、新たな事業として計画をしておりました「地域おこし協力隊」ですが、6月以降、隊員2名を配置いたします。2人の隊員は、それぞれ東京、秋田から当町に移住していただいて、主に農家民泊や農業観光などグリーン・ツーリズムによる町の活性化や農業の6次産業化を目指した販路拡大などに協力いただく予定であります。2人が町民の皆様と交流を深めながら、当町に新しい風を吹き込んでくれることを期待しているところであります。

また、今月14日に、町内の65歳以上の高齢者の方々を対象とした、元気でいきいきと学ぶことが出来る「まべち笑楽校」を開校いたしました。町の素晴らしい景色や歴史ある建物などの名所巡りや学習活動に励み、同級生との交流を深めながら、健康で生きがいのある充実した楽校生活を楽しんでいただき、元気な高齢者が増えるまちづくりを図ってまいります。

先日のニュースで、本県出身の三浦雄一郎さんが、史上最高齢となる80歳でエベレスト登頂に成功したとの報道がございました。「人間、何歳になってもチャレンジできるんだ」と、エベレスト登頂という大きな目標を掲げ、挑戦し続け、70歳、75歳、そして今回の80歳という年齢で登頂に成功したとのことで、何歳からでも目標を持って成し遂げようとする、挑戦する姿勢については同世代の方のみならず、国民に強い勇気と希望を与えていただいたと感じております。

「日本名松百選に数えられる千本松」のように元気な地域、笑顔あふれるまちづくりに努めてまいる所存でありますので、議員各位の更なるご理解とご支援、ご協力を切にお願い申し上げる次第であります。

それでは、本定例会に提出いたしました案件につきまして、ご説明申し上げます。

本定例会に提出いたしました案件は、条例改正及び補正予算の専決処分並びに繰越計算書など

報告事項11件のほか、議案といたしまして、条例の制定や一部改正、平成25年度補正予算案など8件の、合わせて19件でございます。

順にご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

まず始めに、専決処分の報告及び承認を求める事項としまして、報告第2号、平成24年度南部町一般会計補正予算（第7号）についてであります。地方交付税、自動車取得税交付金などの収入金額の確定、並びに平成24年度の過疎集落等自立活性化推進交付金の対象事業となった伝統芸能文化の継承と、その活動拠点となる荒町町内会館の施設整備事業費及び減債基金積立金等を追加したもので、歳入歳出それぞれ2億5,221万6,000円を追加し、予算の総額を105億1,672万6,000円とすることについて専決処分したものであります。

次に、報告第3号、平成24年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてであります。健康センター建設事業債の精査に伴い、財源を組み替え補正することについて専決処分したものであります。

次に、報告第4号、南部町町税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。地方税法等の一部改正が4月1日に施行されることに伴い、住宅ローン控除の個人住民税における控除対象期間の延長、延滞金の割合の見直しなどの条例を改正する必要性が生じたため、専決処分したものであります。

次に、報告第5号、南部町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。山村振興法第14条に関する省令の一部改正が4月1日から施行されることに伴い、本条例の課税免除対象となる固定資産の新增設の期間を改正する必要性が生じたため専決処分したものであります。

次に、報告第6号、南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。地方税法の一部改正が4月1日から施行されることに伴い、国民健康保険税の軽減措置を追加することなど、条例を改正する必要性が生じたため専決処分したものであります。

次に、報告第7号、南部町承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。企業立地の促進等に関する省令の一部改正が4月1日から施行されることに伴い、本条例の課税免除の期限を延長する改正の必要性が生じたため専決処分したものであります。

次に、報告第8号、平成24年度南部町国民健康保険特別会計継続費繰越計算書について、報告第9号、平成24年度南部町国民健康保険名川病院事業会計継続費繰越計算書について、報告第10号、平成24年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書について及び、報告第11号、平成24年度

南部町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてであります。継続費及び繰越明許費につきましても、地方自治法に基づき、報告するものであります。

次に、報告第12号、財団法人南部町健康増進公社の経営状況についてであります。平成24年度の経営状況を説明する資料として、事業状況及び決算状況に関する書類を、地方自治法の規定により提出及び報告するものであります。

次に、議案第66号、南部町子ども・子育て会議条例の制定についてであります。子ども・子育て支援法の制定に伴い、子ども・子育て支援に関する施策などの調査、審議を行う機関として南部町子ども・子育て会議を設置するとともに、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

次に、議案第67号、南部町消防施設条例の一部を改正する条例の制定についてであります。南部町消防団福地第2分団屯所の新築移転に伴い、屯所の位置を改めるものであります。

次に、議案第68号、南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。南部町健康福祉推進協議会委員の報酬の額を規定するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第69号、南部町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。7月に支給する本職及び副町長の給料を減額するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第70号、南部町農事情報無線の設置に関する条例を廃止する条例の制定についてであります。福地地区で使用していた農事情報無線について、南部町防災行政無線に統合したことから、同条例を廃止するものであります。

次に、議案第71号、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について及び、議案第72号、青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び、青森県市町村職員退職手当組合規約の変更についてであります。同組合の構成団体である黒石地区消防事務組合が平成25年6月30日をもって解散することに伴い、同組合を組織する地方公共団体数の減少及び規約の変更について、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第73号、平成25年度南部町一般会計補正予算（第1号）についてであります。既定の予算に歳入歳出それぞれ3,158万3,000円を追加し、予算の総額を95億3,158万3,000円とするものであります。

歳出の主な内容ですが、総務費については、旧福地小学校の解体工事設計委託料、沖田面町内

会及び上斗賀町内会へのコミュニティ推進事業補助金、戸籍法の一部改正に伴うシステム導入委託料などをそれぞれ追加いたしました。

農林水産業費については、達者村情報発信番組編集事業や広域農道舗装改修事業費などを追加いたしました。

商工費については、岩手県山田町との伝統芸能交流及び被災者の受入事業などを追加いたしました。

消防費については、各避難所の機能強化のための備品購入費、上中町自主防災会への地域防災組織育成助成事業補助金を追加いたしました。

これらに充当する財源といたしましては、県支出金、基金繰入金、コミュニティ助成事業助成金など所要の財源を充当するものであります。

以上が、本定例会にご提案いたしました議案の内容であります。議事の進行に伴い、また、ご質問に応じまして、本職はじめ、副町長、教育長、担当課長より詳細にご説明いたしますので、慎重審議の上、何とぞ原案のとおりご承認、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

なお、会期中に監査委員の選任についての人事案件を追加させていただきたいと思いますので、付け加えさせていただき、提案理由といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（坂本正紀君） 町長提出議案提案理由の説明が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（坂本正紀君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、6月4日は午前10時から本会議を再開いたします。

なお、継続審査となっております陳情書の審査のため、総務企画常任委員会は本日、本会議終了後に開催いたします。

本日はこれにて散会いたします。ご協力まことにありがとうございました。

（午前10時22分）

平成 2 5 年 6 月 4 日（火曜日）

第 5 0 回南部町議会定例会会議録

（第 2 号）

第50回南部町議会定例会

議事日程（第2号）

平成25年6月4日（火）午前10時開議

第 1 一般質問

12番 工 藤 幸 子

1. 旧南部中学校跡地の活用について
2. 道路整備について

3番 中 舘 文 雄

1. 政府が検討を始めた農業政策に対する町の対応について
2. 学校給食センター管理運営について

14番 立 花 寛 子

1. 憲法改定の動きに対する町長の見解について
2. 政府の押し進めようとしている教育基本法について
3. 公営住宅充実のために
4. 社会保障制度と病院経営について

15番 川守田 稔

1. 自治体経営について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	山 田 賢 司 君	2番	八木田 憲 司 君
3番	中 舘 文 雄 君	4番	工 藤 正 孝 君
5番	夏 堀 文 孝 君	6番	沼 畑 俊 一 君
7番	根 市 勲 君	8番	河門前 正 彦 君
10番	中 村 善 一 君	11番	佐々木 勝 見 君
12番	工 藤 幸 子 君	14番	立 花 寛 子 君

15番 川守田 稔 君

17番 坂 本 正 紀 君

16番 工 藤 久 夫 君

18番 東 寿 一 君

欠席議員（2名）

9番 川 井 健 雄 君

13番 馬 場 又 彦 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	坂 本 勝 二 君
総 務 課 長	小萩沢 孝 一 君	企画調整課長	坂 本 與志美 君
財 政 課 長	小笠原 覚 君	税 務 課 長	谷 内 恭 介 君
住民生活課長	極 檀 義 昭 君	健康福祉課長	高 森 正 義 君
農 林 課 長	川守田 貢 君	農村交流推進課長	西 村 幸 作 君
商工観光課長	福 田 修 君	建 設 課 長	工 藤 良 夫 君
会 計 管 理 者	若 本 勝 則 君	名川病院事務長	佐 藤 正 彦 君
老健なんぶ事務長	麦 沢 正 実 君	市 場 長	工 藤 敏 彦 君
教 育 長	山 田 義 雄 君	学 務 課 長	夏 堀 常 美 君
社会教育課長	西 村 久 君	農業委員会事務局長	北 山 哲 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	根 市 良 典	主 幹	留 目 日出子
主 査	留 目 成 人		

◎開議の宣告

○議長（坂本正紀君） ただいまの出席議員数は16人でございます。定足数に達しておりますので、これより第50回南部町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（坂本正紀君） 一般質問に入る前に、ご報告いたします。

都合により、一般質問者の発言順を次のように変更いたします。

まず、本日6月4日ですが、4人目の質問者を16番、工藤久夫君から15番、川守田 稔君に、また6月6日の4人目の質問者を15番、川守田 稔君から16番、工藤久夫君に変更いたしますので、ご了承願います。

日程第1、一般質問を行います。

質問の回数は3回までとし、制限時間は質問、答弁を合わせて60分以内といたします。制限時間を有効に使っていただくために、質問者並びに答弁者は簡潔、明瞭をお願いいたします。

なお、制限時間5分前になりましたらチャイムでお知らせいたしますので、ご協力のほどお願いいたします。

これより通告順に順次発言を許します。

12番、工藤幸子君の質問を許します。工藤幸子君。

（12番 工藤幸子君 登壇）

○12番（工藤幸子君） おはようございます。

早速でございますが、さきに通告をしておりました2点について、町長にお伺いいたします。

まず、1点目でございますが、旧南部中学校跡地の活用について。

旧南部中学校跡地グラウンドの整備による公園及びゴルフショートコース等のできる、地区の唯一の憩いの場所づくりの実現についてであります。将来の地域のあるべき姿は、現在と同じ方向の延長線上にあるわけではありません。これまで地域づくりは国の補助金などを使い、効率よく地域振興を行ってまいりました。そして、空間を立派にすることには熱心でありましたが、表面的なきれいさだけを求め、日本人が残さなければいけないことや帰らなければならない場所を壊し続けてきました。地域のローカルデザインさえもできなくなり、笑顔と安心がなくなるのではないかと思うのであります。

そこで、例えば我が町南部町には建久2年、1191年、鎌倉由比ヶ浜を出港した初代南部光行の主従は八戸浦から上陸し、馬淵川をさかのぼって相内に参りました。翌年、旧南部中学校跡地にもなりました平良ヶ崎城を築き、世子実光2代藩主を残して、光行自身は鎌倉に帰ったが、それから三戸移城までの約380年間の業績をたゆまなく整え、不来方・盛岡城につなげました。この南部藩主の歴史の城跡は、今もあちらこちらに当時の面影を残して移城していったのであります。

今にして見ても、高台にある自然環境のすばらしい場所で、公園には最適の場所であります。それは現旧をミックスできる、つまりスポーツ公園としてはこの上なく、特にゴルフのショートコースは数本のコースもでき、種々の楽しみ方も可能な憩いの場所にもなり、その周辺にはシラカバ、桜、ヤマブキ、ツツジ等、四季折々の花木が楽しめる、南部町には数少ない憩いの場所があります。町民にとっては、自然の恵みのすばらしさの大発見に感動することに間違いのない平良ヶ崎城公園となるのではないのでしょうか。町長、心からぜひなる実現を願うものであります。

次に、2点目でございますが、道路整備について。

泉山道の安全安心道の未整備による整備についてであります。自動車交通がもたらす問題が深刻なのは、自動車交通優先の政策が至るところで町の構造を変えてしまうところにあると思います。自動車の普及から自動車依存型の道路の都市型構造、そしてさらに自動車の普及という循環であります。これにより、まだそれに対応できない道路があり、道幅が狭く、対向車が対面すれば長い時間の場所選ぴと運転者待機状態の苦痛、朝のラッシュ時、または冬季には思わぬところで衝突、しかも側溝もなく、道路に汚水を捨てるなど、不潔と危険だらけの泉山道、小波田地区は三戸町と南部町の境界の南部寄りのおおよそ150メートルぐらいの道路環境悪であります。少子高齢社会には安心できない場所の現状であります。どうぞ、現場をご確認の上、早急な対応を願ってやみません。よりよい町長のご判断により、期待の持てるご答弁を願うものであります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（坂本正紀君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、工藤幸子議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、1点目の旧南部中学校跡地の活用についてのご質問でございますが、グラウンドの整備による公園及びショートホール、これはゴルフのショートホールということによろしいですか——などの憩いの場づくりの実現については、平成23年12月6日に開会されました第42回南部町議会定例会でご説明を申し上げたところでございます。

現在、当敷地は史跡平良ヶ崎城跡として町が指定しており、青森県遺跡台帳への登録もされております。このことから、文化財保護法による規制を受けるため、開発整備に伴う発掘の前には発掘調査を実施し、記録保存を行わなければならない土地となっております。また、町では国史跡の追加指定を目指している地域の中の一部になっているところでございます。

整備と活用についての具体的な計画は現在立っておりませんが、地域の皆様や学識経験者の方々のご意見を伺いながら方向性を探ってまいりたいと考えてございます。

次に、公園及びショートホール等の地区唯一の憩いの場づくりの実現についての考えをご説明いたします。

ここを整備するためには当然、整備費また維持管理費というのを考えていかなければなりません。先ほど申し上げましたとおり、この場所は国の史跡指定を目指していかなければならない重要な地域と考えておりますので、今後も地域に対し十分な説明を行いながら、ご理解を得られるよう、総合的な計画策定を進めてまいりたいと考えてございます。

私どもも有効活用を図りたいということで、公園活用を含めながら関係保存会の方々もおります。そういう方々からもご意見をいただきながら、どういうふうにすれば活用できるのか、また国指定の地域でもございますので、そういう課題というのもクリアしていかなければなりません。何とか地域の皆さんが憩いの場として活用できる方法はどういう方法がいいのかというのは検討してまいりたいと思いますが、先ほどから申し上げております国指定地域の史跡指定の地域でもあるということもご理解をいただきながら、長期計画という中において検討してまいりたいと思っております。

次に、道路整備についてお答えを申し上げます。

泉山道の安全安心道の未整備による整備についてのご質問でございますが、この路線は三戸町

泉山へ通じる幹線道路となっているものの、幅員も狭く、側溝も整備されていないことから、通学通勤、生活道路としての利用に支障を来してございます。町内会からも要望書が提出されており、町道整備計画にのっておりますが、まだ実施に至っておりません。

私も現場を確認してございます。おおよそ200メートル前後ぐらいの区間であるなど思っております。整備には、議員ご存じのように家屋、工作物の移転補償等事業費もかなり膨大になることから、交付金事業等を活用してまいりたいと考えております。

また、三戸町と境界を接していることから、一体となって整備できるように十分協議をしながら進めてまいりたいと考えております。

今後、地域住民の利便性向上と交通安全の観点から早急な対応が必要と考えておりますので、事業実施に向けて町道整備計画の中で優先順位を検討し、事業に着手したいと考えてございます。町民の皆さんには大変ご迷惑をおかけしている地区でもございますので、ただ、単独事業費ということになりますと、家屋の移転が相当入ってきます。町単独でとてもできるような場所でもございませぬので、先ほど言いました交付金事業等とそういう部分を活用できる、そういう中で計画を立てて進めてまいりたいと思っておりますので、少しお時間はいただくことになると思いますが、私どももまず改善していかなければならない場所ではあるというふうに認識をしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（坂本正紀君） 再質問はありませんか。工藤幸子君。

○12番（工藤幸子君） 公園ですけれども、南部中学校は今はないわけですが、なくなってからも草がぼうぼうと茂っています。何か理由があったにしても、あのようにもう足も一歩も二歩も踏み入れられないぐらいに草が生い茂っていますし、せっかくの自然美がどうしようもない、これが南部藩の跡地かなと思うぐらいの未整備といいますか、そういう状態で、10年以上はそういうふうな状態が続いているのではないかと私は思っておりますが、あそこはやはり北本村、南古館のバイパスといいますか、道路もでき上がるわけですし、そうするとやはりその道路を利用する方もたくさん出てくると思います。そうすると、あの場所のすごく、これが南部藩の発祥の地の最初の城跡かと思えるぐらいの、一足踏み入れれば蛇か何かが出てきそうな、そういう状態で、地域の方々も目をつぶって生活している状態の話を聞きますと、ですからやはり何かの手だてをして、もう少し時間がかかるにしても、いろいろな方々からお話を聞くにしても、もう時間が余りにも過ぎている。ですから、先ほど言ったようなバイパス道も出入り口のところの

進捗状況を見ると、でき上がっているわけですので、そうするとたくさんの方々があそこを通ると思うんですよ。ですから、そういう場所だということを胸を張って言えるような状況にしてほしいなと思っています。

そういうふうな公園にした場合にはいろいろな費用等かかってくると思うんですけれども、それは工夫次第で何とか人件費等もなるかなと。それくらい広い、ゴルフさっき言いましたけれども、ショートコース、それはもう5つぐらいとれるということになると、やはりそこを利用されたい方々もたくさん地域内外にいらっしゃるのかなということもあれば、その費用もあるいは改善できる、あるいはめどがとれるというような状況になるのではないかと思いますので、できれば、あそこの城址跡もいろいろ去年あたりまで掘削をしたり、いろいろ人件費をかけてやったわけですから、そろそろ手順としてやられてもいいのではないかと考えております。

それから、2点目の悪路の関係ですけれども、小波田の。三戸町と南部町の境界から三戸寄りのほうはもう側溝も入っていますし、その水のため場もちゃんとあって、きちんとそこまでは三戸寄りになっているんですよ。ですけれども、その境界線からこちらが先ほど私が申し上げたような状況で、何百メートルもそんなに1キロもあるわけではないですし、両側がほとんど農地のほうが多いかなという感じもしますので、もう少し現場を精査して、おかにくぎをして、できるだけ早く対応していただきたいものだなと、その境界線に立ってつくづく思った次第でございます。どうぞよろしく今後とも、早期にそれを実現してほしいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（坂本正紀君） 以上で工藤幸子君の質問を終わります。

3番、中舘文雄君の質問を許します。中舘文雄君。

（3番 中舘文雄君 登壇）

○3番（中舘文雄君） おはようございます。

質問に入る前に、一言お礼の言葉を申し上げます。

去る5月28日に発生した名川地区鳥谷の火災に対しまして、消防団並びに関係者の懸命なる活動によりまして、地域の方々が一時大災害を覚悟した事態が最小限の被害により守られたことに対しまして、地域の方々から多くの感謝の言葉が寄せられておりました。地域を代表し、関係者の皆様に厚くお礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

それでは、本題に入ります。

私は本定例会において、農業を基幹産業と位置づけ、本町の総合振興計画に基本計画が作成されている農業政策について、今般発表されている政府の今後の農業改革政策の中でどのように取り組みを進めるべきか、課題を提示し、当町の方向性についてお尋ねします。

また、開所以来、給食数が減少しているにもかかわらず、一般会計からの繰入金が年々増加している現状から、給食センターの管理運営の問題点等について、通告しておりましたこの2つの政策にかかわり、質問してまいります。

初めに、農業問題であります。政府は、農業の強化策を打ち出そうとしております。農業の競争力を強化するための施策として、農地集約化による規模拡大する農業者への支援を強化する、また農業法人に対する支援策を耕作放棄地の解消のためにも強化するとしております。当町のよう中山間地域に位置し、農地が点在している地域での農地集約化は厳しいものがあり、やる気のある農業者への規模拡大もまた大変難しい問題だと思います。農業委員会等も対策の検討をしていると思いますが、いかに取り組むか。また、支援対策等、いかに有効に利用するか。当町において、農地の集約化により規模拡大の農業者対策、または農業法人による農業経営の強化策等について、どのように取り組みを対応していく考えがあるか、お尋ねいたします。

次に、6次産業化についてであります。町の振興計画の中に施策の内容として一部触れられておりますが、積極的な取り組みは明記されておられません。政府は、農業生産者が加工から販売まで手がける6次産業化を強力に進め、所得向上のための支援を積極的に進めるとの政策を推進することになっております。当町でこうした6次産業化が盛んになりますと、町営地方卸売市場の取扱量にも大きく影響するという問題が発生するかもしれませんが、農業者の所得向上に大きく貢献するとなれば、積極的な町の支援と政策を検討する必要があると思います。

また、当町が進めている農業あるいは農産物を資源とした農業観光の推進、また産直を農業者の所得向上と活性化の一つの政策として進めている現状はあるわけですが、果樹の里として特色を生かし、生産者の力を結集した独自の活動拠点の構築等を含め、6次産業化政策について当町の課題と取り組みについてどのように考えられるか、お尋ねいたします。

次に、食料品の自給率向上に対する取り組みについて質問いたします。政府としても、自給率の向上にも積極的に取り組む方針が示されました。その中には、食生活における地産地消もありますが、畜産や酪農の飼料自給率も含まれるようであります。当町で地産地消対策はそれぞれの分野で取り組みを進めていると思いますが、さらに自給率を高めるためにはどのような課題があるのか。政策の中で向上に向けての取り組みについてお尋ねいたします。

次に、学校給食センター管理運営について質問いたします。センター開所は平成21年8月であ

り、開所から３年９カ月、21年度は年度途中ですので対比できませんが、給食センター特別会計等で負担金と繰入金を確認しますと、負担金は22年度9,645万950円、23年度9,268万335円、24年度8,830万1,000円、25年度は予算で8,372万円と、年々４％から５％減少しており、給食数が減っていることは明らかになっております。そうした中で、一般会計からの繰入金は22年度１億246万7,207円、23年度は１億382万5,000円、24年度は１億573万6,000円、25年度は予算で１億699万1,000円が計上されており、維持管理にかかる費用は年々ふえ続けております。

もちろん子供たちのためですから必要な費用は負担すべきとの議論もあるかもしれませんが、私は年々ふえている維持管理する固定費を給食数が減少するにもかかわらず減らせない原因が設備上にあるのか、管理運営の問題なのか、検討する必要があると思い、質問するものであります。管理運営の問題であれば人心一新も必要ですし、設備上の問題であれば有効利用をどのようにすべきかの検討も必要と思います。そこで、経費削減を含め、管理運営についてどのように対応を考えておられるか、お尋ねいたします。

今まで農業政策は補償や支援を単発的に実施してきたわけですが、今後は産業として生き残りをかけた政策を打ち出された問題だと思います。地方の農業者も正面から取り組まなければならない政策だと捉え、地方自治体も積極的に関与が必要と思いますし、給食センターは町内の子供たちの健全育成のためにも無駄のない経費の投入を心がけて運営の継続が必要と思います。町長並びに関係者の答弁を求め、質問を終わります。

○議長（坂本正紀君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、中舘文雄議員のご質問にお答えを申し上げます。

現在、農林水産省では、世界の食市場の規模が急速に拡大することや国内のライフスタイルが大きく変化することを我が国農林水産業の好機と捉え、農産漁村に受け継がれた豊かな自然を活用すべく、取り組みを戦略的に対応するため、攻めの農林水産業推進本部を設置し、現場の声を吸い上げ、施策の具体化を加速化することとしております。

議員のご質問の農地集約化により規模拡大の強化策についてであります。攻めの農林水産業推進本部の中で、担い手への農地集積や耕作放棄地の解消を加速化し、法人経営、大規模家族経営、集落営農、企業などの多様な担い手による農地のフル活用を目指すこととしております。

その手段として、確実に農地の借り受け、貸し付けの中間的受け皿となる公的組織を整備、活

用することが掲げられておりますが、今後において施策、制度などの詳細が明らかになってくるものと思われます。

なお、町と農業委員会では、農業経営基盤強化促進法による利用権設定を進めております。平成25年4月現在で、217ヘクタールの農地が認定農業者などの担い手へ集積されております。今後、高齢化の進展、圃場整備事業終了等により、出し手がふえる傾向にあると予測されるため、農家への周知、相談など、農業委員会初め土地改良区、農協等と連絡を密にし、情報の共有化を図ってまいりたいと思います。

次に、6次産業化への取り組みについてでございます。農林水産省の攻めの農林水産業推進本部では、食品産業を初めとする異業種との新結合により、第1次産業の価値を大きく高めながら消費者につないでいくとしております。

その手段としましては、農林漁業成長産業化ファンドを本格展開するとともに、我が国の農業の強みを生かすための新品種、新技術の開発、保護、普及方針の策定等に取り組むことが掲げられてございます。

町の6次産業化についてでございますが、平成20年7月に施行されました農商工連携促進法による支援措置が1件、平成23年3月に施行された6次産業化法に基づく認定事業計画2件という状況でございます。

町といたしましても、6次産業化を広域的に事業展開できる農家経営者が少しでも多く起業することは、競争力のある農家が育成、確保されるものであり、町といたしましても一つの目標として位置づけをしてございます。

平成24年12月議会の川守田議員への答弁と重複するところもありますが、チェリーセンターを初め各産直施設での約20年間の活動や農産物加工品の販売、直売、観光農園など、農家個々の6次産業化への取り組みは小さいながらも根づいているのではないかと考えてございます。6次産業化法の制定に伴う政策的支援を今後一層高めていくために、農家の意識改革はもとより、農業間での連携を強化することや、他産業等との交流を深めていくことも重要であると考えてございます。

また、当町では6次産業化までいかなくても、現在1次加工し、広域的に販路開拓し事業展開している経営者もいると伺っております。今後とも国、県及び関係機関との連携を図りながら、優良事例の取り組み等の情報収集や視察なども含め、総合的支援に取り組んでまいりたいと思います。

次に、商工観光課サイドからのご答弁をしたいと思います。

まず、国では平成23年3月に制定した6次産業化法に基づき、各都道府県に6次産業化サポートセンターを設置しております。県では、23年7月末に黒石市の県産業技術センターにサポートセンター本部、青森市の林業研究所木材加工部に相談窓口を開設し、相談窓口には専門の相談員が3人配置されており、電話相談や事業計画作成の助言などを行っております。

23年8月の業務開始から6次産業化に関する相談が多数寄せられ、6次産業化に関心のある人がふえてきている現状と伺っております。ただ、商品開発後の販路をどう確保するかが計画づくりの一番のハードルとなっているという問題があるということでございます。町としましては、国、県の機関を活用できるよう、町内で6次産業化に意欲のある方々のパイプ役となって支援してまいりたいと考えております。

6次産業化は農林水産物の生産だけにとどまらず、それを原材料とした加工食品の製造、販売や観光農園のような地域資源を生かしたサービスなど、農家などが加工や販売、サービスまで行って農林水産物の付加価値を高めることで所得向上や雇用創出につなげることが目的で、農林漁業を営む個人、法人がみずから生産した農林水産物による新商品開発、新たな販売方式の導入など、一定の要件を満たした事業計画を策定し、国の認定を受ければ加工設備や販売所設置などの経費が補助されることとなっております。この制度を大いに活用しまして、所得向上につなげていけるよう、町としても支援してまいりたいと考えてございます。

次に、自給率向上に対する取り組みについてでございますけれども、食料自給率向上対策としましては、平成11年7月に制定された食料・農業・農村基本法で、食料自給率向上等を内容とする基本計画が平成22年3月に策定され、平成32年度の総合食料自給率目標を50%まで引き上げることを明記した食料・農業・農村基本計画が閣議決定されました。

食料・農業・農村基本計画の基本的な方針としましては、再生可能な経営の確保、2点目に多様な用途、需要に対応して生産拡大と付加価値を高める取り組みを後押しする。3点目としましては意欲ある多様な農業者を育成、確保する。4点目に優良農地の確保と有効利用を実現する。5番目に活力ある農産漁村の再生に向けた施策の総合化を図っていく。6点目に安心を実感できる食生活の実現が示されてございます。以上が食料、農業及び農村をめぐる状況を踏まえた政策的な対応方向となっており、これらを総合的に推進することにより食料自給率向上につながるものとしてございます。

このように、自給率向上にはさまざまな要因がありますが、意欲ある農業者が農業を継続し、経営発展に取り組むことのできるように、国及び県の補助事業を積極的に取り入れ、自給率向上に取り組んでいるところであります。

今後も引き続き、国策でもある経営所得安定対策、人・農地総合対策事業、中山間総合整備事業、経営体育成基盤整備事業の実施や、県の事業を取り入れながら進めていくことにより、自給率向上を図っていきたいと考えてございます。

また、政府が進めている産業競争力会議の目的である、我が国、産業の競争力や国際展開に向けた成長戦略の具現化と推進については、今後の国の動向を注視しながら、南部町の農業推進に適合するよう対処してまいりたいと思います。

次に、学校給食センターの管理運営についてでございますが、この後教育委員会のほうから具体的に答弁をさせますが、減少している中で維持管理が若干ふえている、減っていないということでございます。経費削減については、担当部署においても創意工夫をしながら取り組んでいるところでございますが、ここ3カ年における状況、事情というものはこの後教育委員会から答弁がありますが、維持管理というのは大きく減少していくとコストの削減というのが形でも見えてくると思いますが、減少率の幅が少ない中でありますと、管理費というのはそう変わらない部分がございます。作業等においてもローテーション作業になるわけでございますので、若干減ったので、じゃあその作業を短縮できるかという意外とそうでもない部分もございまして、そういう部分があるにしても、今後、議員ご指摘のようにしっかりとさらにまた精査し、削減できるかどうかという部分があるのかという部分、そしてまた一時的な部分で単年度において修繕、そういう事情があつて歳出がふえているという部分もございます。教育委員会のほうからも答弁させますので、また再質問等につきましては詳細の部分については担当課長等々からも答弁してまいりたいと思っております。

○議長（坂本正紀君） 教育長。

（教育長 山田義雄君 登壇）

○教育長（山田義雄君） では、学校給食センターの管理運営について、ご質問にお答え申し上げます。

先ほど議員からあったように、当学校給食センターは平成21年8月に、それまであった3施設が統合いたしまして、新築、開業したものでございます。

小中学校の児童生徒や幼稚園、それから児童館、教職員を含めると、供給数は平成22年度では1,987人でありました。平成25年度は1,713人となっております、274人の減少であります。率にして13.8%の減となっております。

なお、供給している施設は小中合わせて12校、そして幼稚園、町立2園、児童館が1館の計15施設でございます。配送に使用しているコンテナは26台、当初から変動がない状況であります。

議員ご指摘のとおり、一般会計から特別会計への繰入金は年々増加している状況でございます。これは、一番大きいのは燃料の価格の上昇、さらには施設設備の修繕、非常食用缶詰パンの購入、そして配送車両の装飾やタイヤの購入、さらには設備部品の交換など、こういうふうなものが主なものでございます。

なお、調理員や運転員は開業当時には21人おりましたが、平成23年度からは3名減らして18名体制で対応しているところでございます。また、平成25年度からは、県が給与を負担する栄養士が2名おりましたけれども、1名減となりまして、栄養士による食育に関する活動を継続するために委託会社から1名の栄養士に来ていただいて、子供たちに食育指導を行っているところでございます。

国が示している学校給食衛生管理基準では、前日の調理を行わないことや、配送時間も含めて調理後2時間以内に食べられるようにすることというふうな決まりになっておりまして、燃料の価格や電気料金の値上げも予想されていますが、小中学校の児童生徒数の推移や施設数を勘案しつつ、限られた時間内に安全に給食を調理しながら、経費の節減に今後とも努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 再質問はありますか。中舘文雄君。

○3番（中舘文雄君） 最初に、農業問題のほうです。

実際に南部町には農業法人、正式に認可されている農業法人というのはどれぐらいあるのか。それが今後のそういう放棄地の解消に役立っている活動をしているのか、それとも自分たちの範囲内での活動になっているのか、ちょっと内容を聞きたいと思います。

それから、南部町の場合は異業種から農業への転入といいますか、そういう団体が、企業があるかどうか、お聞きします。というのは、県のほうでは異業種への積極的な転入を、特に建設業に対しては一生懸命やっています。それによって企業の評価も高めるという指導があって、ほかの地区ではそれなりの数の建設業者が農業生産といいますか、そういうのに行っている方があります。ただ、南部町にはそういう方々が実際にやっているというのが、町で確認しているかどうかというのをまず聞きたいと思います。

それから、6次産業化の問題、これ町長の答弁ありましたように、各産直がそれぞれがそれぞれの独自の経営方針でやられていると思いますけれども、そうしたものを一つの形にするというような検討をしたことがあるのかどうか。というのは、さっき私質問の中で言いましたけれども、力を結集した、そうした体制づくりというものを考えていかなければ、ここだけでは限度があるかと思います。それぞれの団体はそれぞれ販路を見つけ、それなりの独自の活動はしていると思いますけれども、南部町として実際に農業者の所得向上を結びつける、それはやっぱり協力体制をつくって、前にいろんな議論の中でお話ししていますけれども、何かそういう市場を開拓するような組織も必要じゃないか。そしてまた、南部町に来れば農産物は春から秋、冬までかけていつでも手に入るような、そうした設備もつくっておく。それぐらいの気構えで生産者の方々にも取り組んでいく。そういう機運を、町としても金出すだけじゃなくて、そういう機運を盛り上げていく政策というものも必要かと思いますので、その辺の産直間同士のお互いに協力しながらこういう形を、協定をつくってどうだというような議論もされたことがあるのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

それから、給食センターのほうについてであります。さっき町長、また教育長からもありました。事情があってなかなか経費削減されないというのはありますけれども、それでは実際にこれスタートするときに、私が資料で見ると、2,000食というのを一つの基準にした設備でスタートしているというふうに聞いていました。では実際に設置するときに、恐らくメーカーといいますが、1つの企業が1つのものをやっていると思いますけれども、それではこの企業は何食になればレイアウトを変えてそれに対応する機能になっているのかどうか。その辺も事業者から聞いておく必要があると思うんですよ。いつまでも2,000食の状態で、かかるから必要ない、修理かかる必要ないといえど経費削減されません。ですから、ある程度、例えばそれが1,700食になればレイアウトを変えることによってまた無駄な経費を削減できる、燃料費も削減できるというような、恐らくプラントメーカーといいますが、メーカーであればそうした研究は十分にしていると思います。ここを切りかえることによって、このラインはとめてでも同じような生産ができるというような形があると思いますから、その辺のところはやっぱり事業者と協議していく必要があると思います。これがどうしてもどんなことがあってもできないとなれば、やっぱりそういう設備上の問題から検討していく必要があると思います。

それから1つだけ、例えばこうしたシフト、人員配置というのは誰が決めているかというのを聞きます。誰のところで決定しているのか。町長が、ここにこれを置いてこうやればいいと決めているのか、それとも担当者というのがいて、所長が決めているのか、担当者のその下にいる方

がもうその人の案をそのままやっているかわかりませんが、誰がそのレイアウト、それからシフト、人員配置のものを誰のところで数字を出してそれで決定しているのかというのを聞きします。

ですから、さっき言ったように、恐らくメーカーであれば何食まで減ることによってこれはレイアウトを変える、シフトを変えることによって何食は間違いなく生産できるというものは、事業者であれば研究しているはずですから、その辺のところをやったことがあるのか。なければ、私はぜひメーカーを呼んでそうした問題も検討していただきたいと思います。

以上、何点か質問しました。お答え願います。

○議長（坂本正紀君） 農林課長。

○農林課長（川守田 貢君） 中舘文雄議員のご質問にお答えします。

まず初めに、農業法人ですけれども、南部町には農業生産法人という法人が2法人あります。その活動ですけれども、有限会社稲穂会という会、これは米、野菜、小麦の農産物を扱ってございます。それと、環境産業株式会社ですけれども、野菜、果樹の農産物を扱ってございます。それから、異業種からの農業への移行につきましては、現在資料等がございませんので、後日資料によりまして説明したいと思います。よろしくお願いします。

それと、産直施設の統一の検討をしたことがあるかということですが、チェリーセンターとかあるんですけれども、いろいろありますけれども、まだ統一するという検討をしたことはございません。ただ、観光につきましては、なんぶ物産館経由とか、それからチェリーセンターを経由とか、ジャックドセンターを経由して、町全体を回るようなことはしてございます。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 学務課長。

○学務課長（夏堀常美君） それでは、給食センター関係についてお答え申し上げます。

議員おっしゃるとおり、当初は2,000食ということで建設されてございまして、センターの中は、主なものという感じでお話いたしますが、食材を受ける部屋、そして洗ったり刻んだりする下処理の部屋、さらには調理をする部屋、揚げ物をする部屋、ご飯を炊く部屋という感じで分かれております。それで調理員さん方がそこで、きょうはそこには何人何人というふうなことで、

栄養士がある程度決めて配置していきます。そういう具体的な部分で部屋が区切られている、そして例えば下処理が終わって直接調理室へ入ることはできないと。一旦着がえをして消毒をして入るという工程になってございます。食中毒の防止ということでやってございますが、そういうことでレイアウトを変えるという部分は部屋が区切られているものですから、ちょっと難しいということでございます。

そして、人員配置でございますが、その日その日によって栄養士さんが献立によってある程度分けていきます。そして、調味料の担当というふうな部分もございますが、その人たちは調理が始まってでき上がるまでそこを離れません。例えば2人だったら2人、調味料の係がいると、その部屋から出ないという形になってございます。そういう部分で原材料、大体8時前にセンターのほうに入ってきますが、それから下処理、洗って調理、でき上がるまで大体10時半ごろまでにでき上がることになってございます。10時半ちょっと過ぎ、45分あたりから配送車が出発すると。そして、12時には各学校のほうに、施設に届けるということで、約2時間半で1,700人分の給食をでかすというふうな作業になってございます。

そういうことで現在は対応してございますが、一般会計からの繰入金、年々増加してございます。1人あたりにしますと、大体単純計算で5万8,000円からぐらいになってしまっていますが、では他町村のセンターとどうなんだということでございますが、三戸郡内の他の町村、計算してみますと、大体南部町より高くて6万2,000円とか8,000円程度になってございます。そういう状況でございますが、先ほど教育長もお話ししましたが、一番大きいのは燃料費の高騰という部分が非常に大きい部分になってございます。当初22年度あたりは灯油1リットル当たり70円しなかったものが今は85円とか、そういう程度になってございますので、その部分でかなりの増加という部分になってございます。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） ほかに質問は。中舘文雄君。

○3番（中舘文雄君） 今の課長の説明だと、経費削減は無理ですという答弁ですよね。建物がそういうふうに区切られた建物ですから、できませんと。必要なところに必要な人間がいなきゃなりません、それはレイアウトも変えられませんという答弁ですから、これ経費削減できないということです。年々これからふえていくというのを想定した答弁ですよね。他町村と比べても、うちは特別高いわけじゃないという答弁だと。改革の気持ちは、私は感じないんですよ。どうい

うふうにして経費削減、改革していくかというところからスタートしないと。今までこうやってきたから、建物のつくりがこう分けられていますから、こっちにできませんから、ここに何人いなきゃいけない、ここにいなきゃと、もうかかる金がかかりますということなんですよ、これだったら。これは民間の考え方でいけばもうバツですよ、実際の話はですね。それは学校給食センターですから、そこまで突き詰めませんけれども、ただそうなれば前から議員たちの話ありましたけれども、ではあの建物を学校給食センターだけの給食のためにやるには無駄が多いんじゃないかと。何かに使えないかと、これは早急に検討していかなければ経費がもうどんどんふえていく。古くなれば修理もかかるでしょうし、必要な経費があればまたそれしないと。そうなれば何かの方法で、学校給食用の設備とうたった補助金のようなものですから、学校給食という前提になっていますけれども、ではその学校給食センターをいかに町民といいますか、町内で有効活用できる方法があるかどうかというのを積極的にこれはもう今からでも、すぐ変えるというわけじゃないでしょうけれども、今からでも検討していく必要があると思いますけれども、その辺についてはどういうお考えありますか。

○議長（坂本正紀君） 学務課長。

○学務課長（夏堀常美君） 経費の節減ということをやらないということではございませんで、大変申しわけございませんが、現在18人での調理員と運転手、対応してございます。運転手、配送車4台ございますので、一斉に動いてございますが、調理員の人件費といいますか、幾らでも削減していこうということで、これから今月ですが、委託会社のほうとも来年度に向けて話し合うことになってございますが、パート、時間を短く集中的に対応していったら少しでも1時間でも2時間でも削減できるのではないかと、そういう部分も含めて検討することにしてございます。

あと、大きな部分では燃料費をどうできるかという部分がございますが、うちのほうのセンターは灯油のボイラーを使ってございますが、他町村はオール電化だったりしていますが、オール電化のほうは燃料といいますか光熱費が安いという部分がございますして、それを今からオール電化に変更はちょっと難しいので、莫大な経費もまたかかると、そういう部分がございますので、人件費関係を削減できるよう、これから努めていく予定にしております。

以上です。

○議長（坂本正紀君） 以上で中舘文雄君の質問を終わります。

ここで11時20分まで休憩いたします。

（午前11時05分）

○議長（坂本正紀君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時20分）

○議長（坂本正紀君） 日程第1、一般質問を続けます。

14番、立花寛子君の質問を許します。立花寛子君。

（14番 立花寛子君 登壇）

○14番（立花寛子君） 日本共産党の立花寛子でございます。

6月定例議会に当たり、一般質問を行います。

初めに、維新の会の橋下徹共同代表の慰安婦暴言が、国内外から痛烈な批判にさらされております。橋下大阪市長の発言に関して、大もとには安倍首相の間違った歴史認識があると考えます。安倍首相の立場が厳しく問われています。間違った歴史認識を抜本的に改めるとともに、慰安婦問題は解決がついていないことを認めて、謝罪、賠償を行うのが政府の責任ではないでしょうか。歴史認識や人権に対する考え、憲法に対する認識など、政治に携わる人々にとって大きな指標になります。だからこそ、国際社会からの痛烈な批判を呼ぶのではないのでしょうか。

この点を踏まえて、一般質問を行います。

憲法改定の動きに対する町長の見解について問うものであります。昨年の総選挙では、自民党や維新の会など、むき出しの改憲派が多数を占めるに至りました。彼らの一番の狙いは、憲法9条を改定して、日本をアメリカとともに海外で戦争をできる国につくりかえるところにあります。

その手始めに、憲法96条改定、憲法改定手続の緩和を押し出してきました。近代の立憲主義は主権者である国民がその人権を保障するために、憲法によって国家権力を縛るという考え方に立っています。国民を縛るのが憲法ではなく、権力を縛るのが憲法であります。そのために憲法改定の要件も、時の権力者に都合のいいように憲法をころころと改変することが難しくされています。このことは世界の多くの国々でも当たり前の大原則になっています。国会による憲法改定の発議要件を両院の3分の2以上から過半数にする、一般の法律並みにする、これでは憲法が憲法

でなくなる禁じ手であって、絶対に許すわけにはいかないと考えます。

町長は、憲法9条、憲法96条の改定について、どのようにお考えでしょうか。また、憲法が一般の法律並みに改定されるような事態になったとき、自治体としての機能はどうなっていくのでしょうか。地方自治という考え自体、破壊されるのではないのでしょうか。憲法改定は自治体破壊の要因になるのではないのでしょうか。町長の見解を問うものであります。

政府の押し進めようとしています教育基本法について質問します。中央教育審議会の教育制度分科会は、首長が任命する教育長に権限を集中し、国と首長による教育への介入、統制を強化する教育委員会制度改革について論議を始めました。教育長を地方公共団体の教育行政の責任者とすることなどを柱にした改革についての提言を受けての審議であります。文科相は、具体的な実施方法や法制化にかかわる事項を中心に議論をいただきたい、教育委員会制度の抜本的な見直しに向けた法律改正案を来年の通常国会に提出したいと言っています。

安倍首相は第1次政権の2006年、教育基本法を改悪し、愛国心などを盛り込みました。政権に復帰し、今度は現場での具体的な改革を急いでいます。ことし1月には首相直属の教育再生実行会議を発足し、教育委員会見直しなどの提言を出しています。この一連の流れをどのように考え、どのような態度を示していくお考えでしょうか。具体的な質問内容は、質問の要旨に示した3点であります。

1、教育委員会と首長の関係について、どのように考えておられますか。

2、改定されようとしている教育委員会のあり方について、どのように考えておられるでしょうか。

3、一般教職員の受ける影響はどうでしょうか。答弁願います。

公営住宅充実のための質問です。これまでも何度か取り上げてきました、雇用促進住宅を買い取る考えがとおりかどうかという質問です。

少子高齢化傾向にあり、住宅供給は足りていると考えておられるのでしょうか。民間住宅といっても、名川地区の剣吉地域といたしましては、そう簡単に見つかるほど数はあるわけではありません。また、老朽化している建物だったりしています。民間住宅の家賃や間取り、耐震性など、不安があってもなかなか交渉しにくい雰囲気があったり、部分的に手直ししようにも、その期間どこに仮住まいしたらよいか困る点多々見受けられます。

国の雇用促進住宅の役割は終了したというような一方的な理由から入居中止になったわけですが、剣吉地区では公営住宅の供給を望んでおります。税金で整備された建物であるはずなのに、自治体に買い取れと交渉する国の姿勢は問題ではありますが、町がこれだけの建物を建

設することも予算上大変な負担になると考えます。買い取った後の利用方法は町独自の考えでできるわけでありますから、町民からのアンケート調査など実施され、活用できると考えます。安い家賃で良質な住宅を低所得者に提供することが一番に求められております。いかがでしょうか。答弁願います。

社会保障制度と病院経営についての質問です。安倍政権の経済政策、アベノミクスの中で、医療費の大負担増が狙われております。風邪は窓口7割負担、少額の治療費は全額負担、1カ月当たりの窓口負担の上限額を引き上げる、70歳から74歳も75歳以上も1割から2割に引き上げる2割負担にする。安倍内閣の産業競争力会議で報告された内容です。

さきの報告書では、いつでもどこでも誰でも必要な医療をという国民皆保険制度を崩すことも求めています。再生医療など最新の医療技術や医薬品が保険外のままにされる懸念があります。保険外負担が払えなければ、最新医療も受けられなくなります。

安倍内閣が参加を表明しているTPPでも大きな問題があります。参加すればアメリカの医薬品価格が押しつけられ、日本の薬価がアメリカ並みに高騰すると言っています。患者の薬代負担はどんどんふえかねません。アメリカは日本に対し、営利企業による病院の運営を要求しています。日本では、医療の利益は医療スタッフの充実や施設の整備など、患者のために使うことが原則です。営利企業になれば、利益は株主への配当が最優先されます。コスト削減で採算のとれない地域や救急医療からの撤退も懸念されます。これらの行き着く先はどこでしょうか。日本の公的医療保険制度は37兆円の規模です。その給付を縮小し、アメリカの保険会社や製薬企業などが営利追求の場に変えていくことではないでしょうか。形式的に公的医療保険制度が残っても、中身は徐々に機能しなくなるでしょう。民間保険に入らなければ必要な医療を受けられなくなり、民間保険に加入できなければ治療できないということになりかねません。このような状況を考えているのが現政府であり、社会保障に値しない内容ではないでしょうか。

そこで、このような状況に追い込まれた場合、町立名川病院の経営にどのような影響を与えるでしょうか。答弁願います。

○議長（坂本正紀君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、立花寛子議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、憲法第9条及び第96条の改正で、自治体の受ける影響についてというご質問でございま

すが、憲法の改正につきましてはさまざまな意見があり、国会はもとより各界、各分野において議論がなされているところでございます。しかし、憲法改正の有無、改正の内容とも不確かであることから、現時点で当町を含む地方自治体が影響を受けるということは考えてございません。

また、自治体破壊の要因になるのではないかというご質問についても、内容等が不確かでありまして、現時点で自治体破壊につながるとは懸念しておりません。

議員ご案内のとおり、憲法の改正は憲法第96条の規定により国会が発議し、衆参3分の2以上の賛成後、さらに国民投票により過半数の賛成が必要になっておりまして、非常に改正にはハードルが高いものとなっております。現在の憲法は1946年に制定され、68年たっておりますが、日々変化を続ける時代において、法律であっても時代時代に合ったものに改正していくことも必要ではあるとは思いますが、基本法である憲法についてはさらに十分に議論を重ね、慎重に検討していくことが大切であると考えてございます。

5月29日、民間ニュース番組で安倍総理が単独インタビューを受けておりました。そのインタビューの中では、何が何でも進めるということではないと。当初より少し変化が出てきたなというふうに感じておりますが、先ほど申し上げました慎重に、総理もハードルが高いので慎重に対応したいと述べておりました。私も慎重な対応が必要であると考えております。

次に、政府の推し進めようとしている教育基本法についてのご質問についてお答えを申し上げます。私から基本的な部分を申し上げ、また教育委員会のほうからの答弁にしたいと思います。

最終的には教育行政が現在よりスピード感を持って対応できる、そういう対応になっていくものであればこれは十分検討し、改正というのも必要であると思っておりますけれども、現行の制度で何がいけないのか、何を改正する必要があるのかという部分をもっと国のほうも現在の実行会議のほうももう少し具体的に出してもらわなければならないと思っております。

現在も教育委員会としての教育行政、教育委員会の責任、また決定事項等で行っておりますが、今度の改正案については首長と教育行政については教育長が責任を持って進めると、また首長が議会の同意を得て教育委員会の責任者として任命するというふうな案になっておりますが、先ほど申し上げました、いずれにしても教育行政がそれぞれがより子供たちのためにスピード感が出て、そして権限を持ってやれる、そういう基本法の改正になっていくのかどうかというのは見きわめてまいりたいと思っております。

次に、公営住宅充実のために雇用促進住宅を買い取る考えはというご質問でございますが、このご質問につきましては平成20年9月と12月、さらには平成23年9月の定例会においてお答えをしてきております。その答弁では、状況の変化がありましたらまた考えるとしており、いまだに

独立行政法人雇用・能力開発機構からの動きがございませんので、今の段階でも前回の答弁と変わらないということになります。

今までの答弁内容は、雇用促進住宅を買い取り、公営住宅として活用するためには、室内のリフォーム、エレベーターの設置など、これは当初からエレベーターがないということで、入所していた方々はそういう声が当初からも聞かれておりました。そういう中での当然、今後エレベーターの設置などの修繕が必要になると思いますし、あそこは構造的に1棟が横つながりになってございません。壁が3つありまして、その壁を全部取っ払うか、それぞれの1棟に3カ所もしくは4カ所のエレベーターが必要になってくると。これは2棟ということで、非常に多額の費用が見込まれるのはわかってございます。その後老朽化も進んだ時点では当然解体、建てかえということも予想されるわけでございます。仮に安く買い取りできたとしても、その後の修繕、改修、解体、建てかえ費用などを考えますと、現時点での買い取りは難しいということを前回もお答えしてきたところでございます。

町では、町営住宅を充実させるために現在、ひろば台団地を整備中であります。これは老朽化した町営住宅の建てかえとして、国から交付金を受けて整備を進めているところでございます。この整備が完了することによって、南部町住生活基本計画に基づき、町営住宅の必要戸数380戸を確保できることになり、公営住宅の充実が図られることになります。

ひろば台団地が完成しますと、今度は南部地区のほうの町営住宅の整備にも取りかかっていくというふうな計画にもなっております。そういう部分、現在の計画をしっかりと進めてまいりたいと思います。

このことから、立花議員のご質問事項であります公営住宅充実のためには、まず現在進めているひろば台団地の建設を推し進め、若者や高齢者が安心して住める町営住宅の整備に努めることとしており、今の段階においては前回まで答弁した内容と状況が変わっていないということでご理解をいただき、今後、雇用・能力開発機構の動きを注視してまいりたいと思っております。

当初から入所条件が非常に厳しい、空気があった、そのときに我々は緩和してもっと利用しやすい条件にしてほしいということを国のほうにもお願いをしてきておりました。しかし、やはり国というのは一つの厚労省で建てた場合、この条件でなければならないという部分がありまして、我々はもっと緩和して入所しやすい条件をつくれれば入所者もふえるんじゃないかということを書いてきて、なかなか聞き入れてもらえなかった。今度は維持管理が大変になってきた。今度は地方自治体に買い取ってくださいと。私はこれはおかしい、そう思っております。そういう部分を今度は我々自治体に振るとするのはおかしいのではないかなという考えを持ってござい

す。

次に、社会保障制度改革による名川病院の経営への影響についてお答えを申し上げます。まず、社会保障制度改革については、社会保障制度改革国民会議において検討されているところであります。その中で、医療保険制度改革では入院医療の機能分化ということで、これまでの一般病床が高度急性期や一般急性期、亜急性期などに、療養病床は長期療養病床に見直しする案が出されているようであります。その場合、現在の名川病院の病床は一般急性期と長期療養病床になると想定されます。

在宅医療では現在、名川病院でも実施している訪問診療について連携体制や人材育成などの環境整備を進めていく方向で検討されているようであります。

一部負担金の軽減では、後発医薬品のさらなる使用促進により数量シェアを60%以上にする案も出されているようであります。また、70歳から74歳までの一部負担金については、特例措置を見直し、現在の1割負担から段階的に2割負担にすることも検討されているようでございます。

負担増により医療機関への受診を控え、病状を悪化させると、最終的に医療費の増加につながるわけございまして、基本的には必要なときに適切な医療を適切なところで最小の費用で受けられることが重要だと考えております。

現時点においては、詳細な医療保険制度及び診療報酬の改正内容が示されてございませんので、どの程度経営に影響を及ぼすかの推計は非常に難しいところでございますので、現時点においてはご理解を賜りたいと思っております。

また、詳細に関する再質問等々の場合にはまたそれぞれ担当課長等々からも答弁してまいりたいと思っております。

○議長（坂本正紀君） 再質問はありませんか。立花寛子君。

○14番（立花寛子君） 一番最初に、憲法9条についてであります。多分、今お読みになった原稿は関係課の方が書かれたか、町長のお気持ちはほとんど入っておらないのではないかと考えます。

そこで、これはもちろん私はこういう立場ですので、憲法に対する考えなどきちんとお聞きしなければならない立場にありますので、その点を踏まえてお答え願いたいと思いますが、今行われている9条がどのようになっていくのかわからないということでありましたけれども、この改憲案の共通点は9条など恒久平和主義の改変、2番目には国民の基本的人権の否定、3番目には

天皇の元首化、これが図られての改憲案になっていると考えております。

これは自民党の政権公約は、集団的自衛権の行使容認と国防軍の創設を中心的な柱に置いています。自分の国が侵略されないにもかかわらず、軍事同盟を結んでいる国が戦争を起こした際、これを助けて武力の行使、つまり戦争に参戦する、こういうことをまず考えての改憲案が今浮上しているわけです。ですから、大変な反対運動が起こっていると思いますが、自民党の政権は50年以上もこういう考えをずっと持ち続けて、今大変よい機会があったということで安倍首相が声高に訴えているのではないのでしょうか。

この憲法9条の改憲案を町長がきちんとおくみ取りいただければ、自治体には今のところ影響がないのではないかと出てくるかもしれませんが、大きく憲法改定についてということを書きましたので、国会の答弁そのままをお話しされているのではないかと思います。町長自身はどのように考えているのか、この場ではお聞きできるのでありますので、お答え願いたいと思います。

96条の点についてであります。まさかこういう記事が載るとは考えませんでした。ちょっと読み上げて質問させていただきます。

元自民党幹事長古賀様が我が党のインタビューに答えて、憲法96条改定に反対する見解を明らかにし、大変な注目を浴びております。何とおっしゃったか。憲法は我が国の最高法規であります。他の法規を扱う基準と違うのは当然であります。諸外国を見ても、この方は憲法改正とおっしゃいましたけれども、憲法改正のハードルは高くなっている、これが世界の常識であると言っております。これまで政権の座の大もとにいた方からこういう大変大きな影響を与える発言が出たということは、本当に私どもとしましては心強いことではあります。この憲法96条改定手続の緩和というものがいかに自治体に影響を与えるものなのか、もう一度お考えいただけないでしょうか。

この憲法問題に対して、特に人権に対してでもありますけれども、一般質問を行うに当たっての初めにもお話ししましたが、政治家にとってそのよって立つところの考えがどこにあるのか、そこによってさまざまな受け取り方ができるわけではありますので、この場ではっきりと今行われている憲法改定についての本心をお聞かせ願いたいと思います。

さて、次は教育委員会のあり方について、国からの情報が定かではないので今のところ見きわめたいという町長の答弁でありましたが、こちらではこのように考えております。教育委員会制度は戦前、政府の介入で軍国主義教育に突き進んだ反省から、首長から独立してつくられました。教育委員会は教育行政に責任を持つ決定機関です。教育再生実行会議では、教育長が責任者とな

り、権限を集中させます。教育長は首長が議会の同意を得て任免。それで首長の関与が強まります。教育委員会は教育長の諮問機関となり、実質的に解体されます。教育委員会の独立性を根本から覆すものではないのか。こういうことから、政府の示す提言をどのように考えているのか、どこまで考えているのか、町長のお気持ちをお聞かせ願いたいと思います。また、教育長のほうからのご発言を願いたいと思います。

そして、今のこれがなぜ問題になるのかといいますと、教科書問題でも安倍首相の流れをくんだ国定教科書などを導入する動きもありますし、教職員に対してもさまざまな介入が行われる計画が立っております。そういうことを受けてどのように考えているのか。教育再生実行会議でどのようなことが話し合われているのか、ご認識なさっておられるでしょうか。

次は住宅問題であります。数としては計画的にはまず供給は足りているというようなご判断なのでしょうけれども、さまざまな点からまだやはり住宅供給はおくれていると私は考えております。この雇用促進住宅買い取りの問題では、初めからエレベーターの設置ということが再三言われておりましたけれども、国は5階まではエレベーターはつけなくてもいいという態度をとっておきながら、住民の皆さんはエレベーターが欲しいということは考えられるわけですが、そういうものを取りつけなくても入っていただける方がおありなのかどうか。私は単身者がある程度自由に住宅供給に供されるような、そういう考えを持っております。今の公営住宅ではまず妻帯者などが優先されるということで、おうちから独立して住みたいという単身者にもまず門戸を開いていただけないものかなということで、この問題を取り上げた次第です。

また、現在はお一人様になった場合、特に女性でありますけれども、さまざまな理由からやはりこれからの住宅どういうふうにしたらいいか、住みかえもまず考えられる時代に入ってきておりますし、ケアつき有料老人ホーム、特養に入りたいけれども入れないので、やむなく有料の老人ホームとか老人住宅、さまざまあるんですが、そういうところをまず探して入られる傾向にあります。月10万円以上もかかるということなんですけれども、少し若い時代に雇用促進住宅、もし買い取っていただければそういうところも足腰が少し自由なときにでも入っていただきながら、将来的にはケアハウスみたいなものに変えていくこともできると思います。福祉住宅といいますか、24時間在宅サービスもまず国ではうたっているわけですが、まだまだ介護施設ではそれはできないという話が強いのですけれども、将来的にそういうふうに変えられると考えております。

剣吉地区ではどうしても商店街とか町内会の集まりには雇用促進住宅がどうしてあいているのか、それを大変疑問に感じておりまして、何としてでも買い取って有効利用してほしいという

声が強いので何度も取り上げてまいりましたし、震災の皆さん方も受け入れるということから今まで1年1年延長されてきたんですけれども、本来であれば、町長もおっしゃるように国が姿勢を少し変えて自治体の要求どおり改善されるならば家賃も安く抑えられたということはまず私も承知しておりますけれども、建物自体古くなっていくのしょうけれども、手直ししながら100年200年使っているところもあるわけです。ですから、そういう手直ししながら長く使っていくというのが今の考えだと思いますので、やはり買い取っていただければなと強く要求するものであります。いかがでしょうか。

最後、4点目、社会保障制度と大きく書きましたので、答弁される方に大変ご苦労をかけたとは思いますが、現在、安倍政権が押し進めるという医療改悪の内容をうたってみました。大変厳しい状況を想定しておりますし、これでは本当にお金がなければ医者にも簡単にかかれない世の中になる、そういうことを考えているということをご理解いただきたいと思います。この点ではまだ何度もやりとりできる立場にありますので、今回は安倍政権が考えている成長戦略の一つの内容が大変厳しいものであるということを理解していただければ結構でございます。

以上、答弁を求めます。

○議長（坂本正紀君） 町長。

○町長（工藤祐直君） それでは、まず憲法改正の件について、最初の答弁でも私の考えは答弁したつもりでございますけれども、改めていろいろな法律があるわけでございます。必要なとき、やはり改正というのも法律によってはこれは必要になってくるわけでございます。ただ、先ほども申し上げました、まさに基本的な部分の憲法、ここは慎重にいかなければならない、そういうふうに申し上げました。それは全く今の気持ちそのものでございまして、9条の一番の戦争の放棄含めながらそういう中できちんとそこが守られていかなければならない、だから慎重に議論していかなければならない。安倍総理も今までと若干ニュアンスが変わってきたのは、やはり非常に憲法はハードルが高い改正になっているわけです。ですから、やはり慎重に今後も議論をして、これは対応していかなければならないと、5月29日に以前と大分変わったなと思っております。その分やはり憲法は軽々に改正すべき法律の憲法ではないというふうに考えております。

それぞれの党の考え方があるでしょう。立花議員さんは共産党でございますので、現政権含めながら前政権も含めて、ごり押ししているという部分をおっしゃいますけれども、共産党さんは共産党さんの考えがあって、その考えを理解してほしいというふうな考えなわけですし、常に2

つの考え方というのはあると思います。そういう中で、どの考えが一番ベターなのかという部分も含めて慎重な議論というのが大切であると考えてございます。

あと教育委員会の改正でございますけれども、先ほど申し上げたのは私の原稿に書いていない答弁であります。この改正によって、教育行政によってそれぞれが責任を持ってスピード感が出てくる、そういう改正案になっていくのかどうかという部分をしっかりと見きわめていかなければならないと思いますし、現在の教育委員の方々、教育長は教育委員の皆さんでの決定なわけですが、教育委員の方々自体は町長が提案し、議会の同意を得るというシステムなわけでございます。そこが教育長を首長が議会に諮って同意を求めるという部分の違いが出ておりますが、具体的なのが本当に出ていないんです。ですから、議員から質問されても、どこをどういうふうに考えてという部分を我々も答弁しにくい部分があります。ですから、総体的な部分でその改正によってどう変わるかというのをやはりもう少し出してもらって、それに対して我々がまたそれぞれの考えを述べていくということでご理解をいただきたいと思います。

それから、雇用促進住宅でございますけれども、修繕をすれば100年ももつと。鉄骨の場合は恐らくもたないと思います。そういう意味で言ったのではないとは思いますが、先ほどから私も申し上げておりましたリフォームには相当恐らくかかるでしょう。そして、立花議員さんは町民の声をいつも聞いていろいろな部分を発言いただくわけですが、恐らく住民からはエレベーターがなくて大変だという声が当然その後出てくるでしょう。そういう部分を我々も考えながら、非常に年数と、安く買って後で高くつく、そういう部分というのを懸念しているわけですし、ほとんどの自治体は雇用促進住宅を買い取りしてございません。それはなぜかという部分をぜひ立花議員にもご理解をいただきたいと思ってございます。その分しっかりと現在の町の住生活計画、この計画があるわけございまして、まずそこをしっかりと取り組んでまいりたいと思ってございますので、よろしくまたご理解のほうもお願い申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（坂本正紀君） 教育長。

○教育長（山田義雄君） では、教育委員会制度のあり方についてということで、今回の提言についてその背景もちょっとご紹介したいなと思います。

まず、現行の教育委員会制度では、教育現場でさまざまなことが今起こっております。それに対して的確で速やかな対応が行われず、教育を受ける機会が妨げられるような事態が出てきた

り、また子供たちの生命、身体が危険にさらされるような事態が生じていると。そういうふうなことから、その対応できない状況にあると、現行の教育委員制度では。このような事態に対処するために、教育行政における責任体制を確立する必要から、教育委員会の制度、このあり方について提言したということでもあります。

まず、この提言についての内容でございますけれども、現行の教育委員会制度は合議制の執行機関であります。でも、現行の教育委員会制度にはこういうふうなマイナス点もあると。その一つとしては、その代表である教育委員長、事務の統括者である教育長の間での責任の所在が不明確であるということ。または教育委員会の審議等の形骸化、そういうふうなことでございます。3つ目は、危機管理能力の不足といった課題が依然としてあるというふうなことが挙げられております。

現行の教育委員会制度では、非常勤の委員の合議体である教育委員会では日々変化する教育問題に迅速に対処し責任を果たしていく、おのずから限界があるということも示されております。新たな地方教育行政の体制においても、教育内容や教職員の人事等における政治的中立性等の確保は引き続き重要であることから、今後もこれは引き継ぎ、その上で地方教育行政の権限と責任を明確にするため、地域の民意を代表する首長が教育行政に連帯して責任を果たせるような体制にする必要から、教育委員会制度の抜本的改革を提言したとあります。今後、中央審議会の審議の行方を注視していきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 立花寛子君。

○14番（立花寛子君） まず、再々質問でもう最後になりましたので、もう一回町長にお聞きしたいことは、憲法9条、これは自民党の政権公約の集団的自衛権の行使容認と国防軍の創設を中心にした柱になっているということがあるということをご認識なさっておられますか。その中で、恒久平和主義の改変、国民の基本的人権の否定、天皇の元首化がたくらまれているというご認識にあるのかないか、この点をお聞きいたします。

そして、教育委員会のあり方についてであります。教育再生実行会議では今、教育長がお話しされた内容なのでしょうけれども、その内容も今までの組織の中でも十分機能できたはずと考えております。これで教育改革の何が問題かと私どもが指摘しているのは、首長の考え一つで教育長の姿勢が決まる、要するに改憲派の首長さんがおられれば、それに近い方が教育長としてお

座りになる、これでは教育委員会の独立性、独自性が失われるのではないか。その組織的な有無に対して、そういうふうに組織的に変えることに対して反対しているのであります。私どもは現行の教育委員会5名の中から教育長と委員長が選ばれる、今のやり方は戦前の反省に立ってこういう形になったということを支持する立場にあります。ですので、首長一人の考えで教育長が選ばれ、その下に諮問機関としての教育委員の皆さんが並ばれるという組織自体は大変問題ではないかという立場に立っての質問でありました。

スピード感を持ってという、そういう改革にご期待なさると思いますが、それを超えて国の姿勢がそのまま教育委員会にストレートに通る、そういう改悪は教育委員会の独自性が失われる。ですから反対している立場の質問でありました。どのようにお考えでしょうか。

その点について2点、憲法9条改定の内容をどのように町長がご理解していただくのか。教育長におかれましては、教育再生実行会議がこのような首長と教育長の関係を密にし、国の統制のとおり動かなければ是正の指示ができる、こういう組織機構をどのように考えておられるか、最後に質問し、終わります。答弁をお願いします。

○議長（坂本正紀君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 憲法9条改正につきましては、何点か安倍総理の当時の考え、新聞等々でもはっきりしているわけでございます。そういう事項が重要な案件の改正でもあるというふうに認識をしておりますので、慎重な対応でもって憲法改正というのは進めなければならない、軽々に進めてはならないということを申し述べているわけでございます。

それから、教育委員会でございますが、立花議員は非常に心配されているのかなと思いますが、現行においても仮にそういう案が改正された、教育長を首長が任命して議会の同意を求めるとなった場合においても、大事なものは首長独断でそういう教育行政とっても全てのことに独断で全て物事ができるという行政ではないんです。しっかりと相談をしながら一緒にやっていくというのが行政のスタイルでございますので、立花議員さんが心配している部分というのは私はその部分はないのではないかとこのように考えております。

○議長（坂本正紀君） 教育長。

○教育長（山田義雄君） 従来の教育委員制度の特徴、これは絶対もう流行と不易の中で不易の

部分、3つあります。それは政治的中立性の確保、それから継続性、安定性の確保、3つ目は地域住民意向の反映、これがもう従来の教育委員制度の大きな特徴であります。

今回、この提言の内容にありますように、教育行政の責務体制を明確にするために首長が教育長を任命する。また、首長による教育長の任命罷免に際しては議会の同意を得ること。議会が教育長の資質、能力をチェックする。さらには、2つには教育長を教育行政の責任者とするに伴い、教育委員会は教育長による教育事務の執行状況をチェックする。さらには、教育長は政治的中立性等を確保するために教育委員会で審議する等々、提言で示されております。

やはり大切なのは、教育でございます。将来を担う子供たちの育成でございますので、この政治的中立性の確保ということは大変私は重要であると思ひますし、まちづくりの中心である首長、その辺もくみながら将来を担う子供たちの育成というのが非常に大切だと思ひますので、やはり教育委員会または行政のほう、車でいう両輪だと私は思っておりますので、それをかみしめながら頑張っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 以上で立花寛子君の質問を終わります。

ここで昼食のため、午後1時15分まで休憩いたします。

（午後0時19分）

.....
○議長（坂本正紀君） それでは、休憩を解きまして会議を再開いたします。

（午後1時15分）

.....
○議長（坂本正紀君） 日程第1、一般質問を続けます。

15番、川守田 稔君の質問を許します。川守田 稔君。

（15番 川守田 稔君 登壇）

○15番（川守田 稔君） 私のこの一般質問の順番変更のお願いにつきましては、事務局初め議運の皆さんには非常にご足労とご迷惑をおかけいたしました。ありがとうございました。お礼を申して、一般質問を始めたいと思ひます。

私は、自治体の経営全般といいますか、その観点で質問いたしたいと思ひます。どういふことかと申しますと、町職員の方の口から、自治体はもうけてはいませんからというような言葉をた

まに聞きます。よく聞くといいですか、最近よく聞くなという感じがします。私はそのたびにちょっと違和感といいますか、それは違うだろうというような思いがあって、ずっとそういった気持ちはあったのですけれども、これを機会に少々一般質問として取り上げてみたいと考えました。

私は、もうけてもいいのではないかという考えであります。そのような立場から考えますと、もうけてはいけない、もうけてもよいと、こういったことはこういう認識の違いは単に言葉遊びといえますか、本質は同じであってもそういう言葉遊び的な部分もあるのかなと思ながら一般質問するわけですが、私が危惧するのは、もうけてはいけないんですよという言葉を経科玉条のごとく決め込んだ上での姿勢、自治体経営に臨む姿勢というのは決していい方向性を向いてはいないだろうという私個人的な価値観に基づくものであります。そういう少々ネガティブな視点で一般質問を行いたいと思います。

そこで、もうけてよい悪いのそれぞれを正当化する価値観を比較し、理解するために、次のことを質問いたします。

1つ目に、そもそも自治体における、もうけるという概念はどのようなものなのでありましょうか。

2つ目として、もうけてはいけませんという法的な根拠はどこにあるのでしょうか。

3つ目としまして、例えば公共施設における使用料、窓口における住民票の発行ですとか、町立病院における診断書等の発行時における手数料の徴収という問題。そういった行為は手数料条例ですとかそういったものが決められてあるのは承知しておりますが、どのように正当化されるのか、お考えを改めてお聞きしたいと考えます。答弁、よろしくお願いいたします。

○議長（坂本正紀君） 町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、川守田 稔議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、自治体、地方自治法上の地方公共団体における、もうけるという概念についてであります。正直なかなか私も公務員の場合もうけるという言葉はふだん使わない言葉であるわけですが、ここでは利益を上げるということでお答えさせていただきたいと思ます。

単純に収益から費用を差し引いたものが利益と考えられますが、地方自治法第2条第14項に明

記されている、最小の経費で最大の効果を上げることも費用対効果という意味で利益に含まれるのではないかと考えてございます。

また、国などの補助制度を有効に活用して事業を実施することや、みずからが利益を上げる事業を展開することに加え、地方公共団体がインフラの整備を行ったり、補助金や助成金制度をつくることにより地域住民や企業の後押しをして利益の向上を図り、税収のアップや人口定住、町の活性化につなげるということも地方公共団体の利益だと考えております。

次に、もうけてはならないとの法的根拠についてであります。先ほどの答弁にもありますように、利益を上げるということは町の活性化につながる重要なことであり、法的根拠はないと考えております。

しかし、地方自治法第1条の2に定義されているように、単に利益を追求するのではなく、地方公共団体の役割である住民の福祉の増進を図ることを基本とするということは当然のことです。

住民から決して過剰な収入を得るということではなく、一人一人がかかわる事務事業で利益を上げ、より付加価値の高いサービスを提供することでその利益を住民に還元するという考え方は、私を含め全職員が常に考えていかなければならないことだと認識しております。

いわゆるアベノミクス効果により景気が上向く気配が感じられる状況ではありますが、将来的にも厳しさが予想される財政状況の中、税収を初めとする収入の確保をしっかりと図りつつ、地方自治法の理念を忘れることなく、安定したまちづくりをしていくためには歳入をふやし歳出を抑える、いわゆる財政の黒字化が必要であると考えております。よって、黒字化は利益であり、安定した住民サービスの提供、新しいサービスの提供につながっていくものと考えております。

次に、公共施設の使用料や住民票などの手数料に関することについてであります。公共施設の使用料は行政財産の目的外使用または公の施設の使用について、その施設を利用する対価としてご負担いただくもので、維持管理、運営に要する経費に充てられるものでございます。また、住民票、町立病院における診断書等の発行時における手数料は、特定の者のために行う事務に要する経費相当分をご負担いただくものでございます。

議員ご案内のとおり、使用料、手数料に関する事項は、地方自治法第228条の規定により条例でこれを定めることとなっており、いずれも受益者負担の原則に基づくものとしてご負担いただいているところであり、この原則についてはご理解をいただきたいと思います。とさせていただきます。

民間の場合はもうけるというふうな言葉は日常的に使用されると思うんですが、行政はもうけるという言葉、ふだんは使わないわけですし、恐らく職員の一部、聞かれるということですが、

もうけると、そういう言葉はふだん使っていないということの意味合いではないかなと思いますけれども、我々もしっかりと将来的に安定したまちづくりを進めていく上においてはしっかりと利益、歳入から歳出差し引いて、そして年度の黒字化でもって次年度また次のまちづくりにそれが還元されていく、そう思うてございますので、ご理解いただきたいと思います。

また、再質問等々、詳細の部分等があれば、それぞれまた担当課長等からも答弁してまいりたいと思っております。

○議長（坂本正紀君） 再質問。川守田 稔君。

○15番（川守田 稔君） ご答弁ありがとうございました。

何でわざわざこういう聞き方をしたかといいますと、その前に、私が考える、いわゆるもうけると、町側が考えるもうけるという、町長の答弁を伺ってしまして、その対象が違うんだなということに一つ気がつきました。あくまで町長は対町民という物の言い方をなさっていると思うんですが、私もそのとおりだと思うんですよ。町民に対してもうけてよいとかなんとかというのは、これは言語道断なことであります。最小の費用でもって最大の効果、これも町民に対しては当たり前のことといたしますか、当たり前過ぎることだと思うんですよ。多分職員の方々もそういった範疇で申していることなんだと思うんですけれども、だったら例えばじゃあ企業誘致をいたしますと。何のために企業誘致をするかという、職場を確保してもらって、事業税を納めてもらって、固定資産税を納めてもらって、そういったさまざまな波及効果をあれするわけですが、これをもってこれはとりもなおさず民間でいうところのもうけるということでもあります。自治体と企業の違いというのはほとんど同じことなんだと私は理解しているんですが、たった違うのは自治体であれば徴税の権利があると、そこだけですかね。これは余談になりますから置いておきます。ですが、そういった例えば積極的にそういうふうにいわれるもうけるという姿勢を考えなくてはならないところで、もうけてはいけませんというボキャブラリーが頭の中にあらかじめインプットされますと、人は果たしてどういうふうに行動するんだろうということを考えました。そういう意味で、自治体経営にとっては決していい方向性を向いているものではないんだろうということでもあります。

そこを踏まえて、そうすると例えばふだんの業務においても非常に危惧するのは、本当は職員であれば自治体経営のためにありとあらゆる有効な手段を行うことですか、そういった可能性を考えると、ありとあらゆる手段をとというのは一般企業と同じだと思うんですよ。ところが、

本来そういうことというのは非常に大変で、大変なことなんですよ。個人の責任にもかかわってくることで、決して町長が皆さんの前で報酬を下げたりなんかしておわびしてそれで済むようなことではおさまり切らない場合も多々あると思うんですよ。そういった背景を踏まえて、何か悪くいえば怠慢の口実に都合よく使うんじゃないのかなとか、果たしてそういう現象が今現在ないんでしょうかと、もしかしたらあるんでしょうかと、そういったことを考えて行った一般質問であります。

手数料ですとか、そういったことというのは例えば一般質問に挙げませんでしたけれども、今一生懸命行っている固定資産税の調査のし直しですとか評価のし直しですとか、ああいったことというのも1回で済ませりゃいいのに何で2回も3回も4回も来るのかなとか、そういうのはありますよね。一般の企業ではお金もいただくという行為につながるあれとしては多分許されないことなんだと思うんですよ。そういったことがまかり通っていると。そういう認識のもとにこういった感覚があるのではないかなという思いを持ちまして、行った一般質問でありました。

本件につきましては、そういうことであります。答弁ありがとうございました。終わります。

○議長（坂本正紀君） 答弁はよろしいですか。

○15番（川守田 稔君） いいです。

○議長（坂本正紀君） 以上で川守田 稔君の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（坂本正紀君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、6月6日は午前10時から本会議を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。ご協力、まことにありがとうございました。

（午後1時33分）

平成 2 5 年 6 月 6 日（木曜日）

第 5 0 回南部町議会定例会会議録

（第 3 号）

第50回南部町議会定例会

議事日程（第3号）

平成25年6月6日（木）午前10時開議

第 1 一般質問

7番 根 市 勲

1. 南部町の農産物の生産・販売消費動向と町民の長寿・健康な生活のために安全安心な食材の普及啓蒙活動について

1番 山 田 賢 司

1. 商業振興について
2. 観光事業について

8番 河門前 正 彦

1. 今後の町政運営について

16番 工 藤 久 夫

1. T P P 交渉参加と安倍政権のいわゆる第三の矢成長戦略における農家所得10年で倍増目標をかかげる政策と町の対応について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（17名）

1番	山 田 賢 司 君	2番	八木田 憲 司 君
3番	中 舘 文 雄 君	4番	工 藤 正 孝 君
5番	夏 堀 文 孝 君	6番	沼 畑 俊 一 君
7番	根 市 勲 君	8番	河門前 正 彦 君
9番	川 井 健 雄 君	10番	中 村 善 一 君
11番	佐々木 勝 見 君	12番	工 藤 幸 子 君
13番	馬 場 又 彦 君	14番	立 花 寛 子 君
16番	工 藤 久 夫 君	17番	坂 本 正 紀 君

18番 東 寿 一 君

欠席議員（1名）

15番 川守田 稔 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	坂 本 勝 二 君
総 務 課 長	小萩沢 孝 一 君	企画調整課長	坂 本 與志美 君
財 政 課 長	小笠原 覚 君	税 務 課 長	谷 内 恭 介 君
住民生活課長	極 檀 義 昭 君	健康福祉課長	高 森 正 義 君
農 林 課 長	川守田 貢 君	農村交流推進課長	西 村 幸 作 君
商工観光課長	福 田 修 君	建 設 課 長	工 藤 良 夫 君
会 計 管 理 者	若 本 勝 則 君	名川病院事務長	佐 藤 正 彦 君
老健なんぶ事務長	麦 沢 正 実 君	市 場 長	工 藤 敏 彦 君
教 育 長	山 田 義 雄 君	学 務 課 長	夏 堀 常 美 君
社会教育課長	西 村 久 君	農業委員会事務局長	北 山 哲 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	根 市 良 典	主 幹	留 目 日出子
主 査	留 目 成 人		

◎開議の宣告

○議長（坂本正紀君） ただいまの出席議員数は17人でございます。定足数に達しておりますので、これより第50回南部町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（坂本正紀君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に順次発言を許します。

7番、根市 勲君の質問を許します。根市 勲君。

（7番 根市 勲君 登壇）

○7番（根市 勲君） おはようございます。

私は今回の一般質問で、南部町の農産物の生産・販売消費動向と町民の長寿・健康な生活のために安全安心な食材の普及啓蒙活動はどうあるべきかという視点で質問させていただきます。

私は連休明けに週刊文春5月16日号を購入して読んだ記事の中に、非常に興味深い内容がありましたので、簡単に説明させていただきます。

「中国の猛毒食品からあなたを守る15問15答」と題して、コンビニ、スーパー、生産表示の見分け方、ファミリーレストランで注意するメニューは、毒は水で洗えば落ちるのかなどなどの内容を読めば読むほど、今まで大手スーパー、デパート、コンビニ等で売っている商品は今まで詳しい中身をチェックしないで購入していましたが、これからは細心の注意を払って詳しく食材の生産地、加工工場の所在地の確認と、自分の健康は自分で守るために意識の改革が必要だと改めて感じているところです。

大手のテレビ局や新聞等を見ても、食材の安全性や日常の危険性について余り取り上げていな

いようにと思いますが、中国や韓国、東南アジア、その他多くの外国産の輸入食材の加工品は、私たちが今までは日本と同じ法律、同じような規則や基準で安全だと思っていたものが、実は国が違えば全く基準もモラルも異なっていると疑って判断する必要があるように思います。マスコミは外交問題に発展したり、外国からクレームが発生することを恐れる余り、必要だと思っても報道を控えているように思えるのです。

日本の大手メーカー、食品メーカーや大手商社が輸入しているから安心、安全だと思わないで、安い品物は特に注意して中身を調査して購入する必要は今後ますます高くなると思います。中国産の日本への食料輸入は今は年間400万トンと言われておりますが、気になる点は汚染された水の問題、日本ではかなり以前から禁止されている農薬の問題、そしてそれらの過剰な使用による土壌汚染は深刻だと言われております。今までに中国産の輸入食材で気になる報道として、2008年の毒ギョーザ事件を初め、数多くの食中毒や偽装事件があり、疑わしい食材は基本的に一切食べないことが健康のためになる主張だと思います。また、アメリカでは韓国、中国の生の魚介類の輸入を禁止しております。理由は単純でして、これらの国では社会的インフラの整備ができており、半分はいまだにふん尿の海上投棄が行われて、大腸菌のおそれがあるためです。

以上のような現実を踏まえて、町では町民の長寿と健康のため、また地域経済を活性化のために、行政としてどうすべきかについて質問させていただきます。

まず、1点目として、南部町内産の食料自給率の推移と今後の目指すべき方向性について、どのように考えておられるのか。

2点目として、昨年制定されております鍋の日条例に加えて、地産地消を推進するための具体策をもっと打ち出してはどうか。

3点目として、有害な成分が混入されている可能性のある輸入食品を見分ける注意点、要点の説明書等を配布して、町民の健康を守る対策についての具体策はどのようにあるべきか。

4点目として、長寿健康の基本は毎日の食生活にあると思われそうですが、町内産の食材の消費拡大と2次加工品の普及拡大のために必要な施策と取り組みについての町の方針を示していただきたいと考え、質問いたしました。

答弁のほう、よろしく願いして終わります。

○議長（坂本正紀君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、根市 勲議員のご質問にお答えを申し上げます。

通告の４点でございますが、食育に関して非常に国民の皆さんも関心が高まっているわけでございます。そういう中において、１点目の南部町内産の食料自給率の推移と今後のあるべき方向性についてというご質問でございますけれども、食料自給率につきましては各町村自治体、データがない状況でございます。県のほうの数値を基本として答弁させていただきますけれども、議員の皆様にも別紙資料が配付されていると思います。まず、ご参照いただきたいと思います。

上段のほうはカロリーベースでございますけれども、青森県平成21年数値において121%ということで、微増でございますけれども、ふえてきていると。東北６県におきましては３番目の自給率ということで、全国平均が約40%でございますので、その３倍になっているということでございます。これはカロリーベースでございますので、特に米生産県が比較的高いのではないかなというふうに思っております。

下の表でございますけれども、これは生産額ベースでございます。左から３番目、青森県216という数値でございます。これは東北６県においても１位ということで、全国平均からしますと３倍の数値というふうな数値になってございます。

今後のあるべき方向性についてでございますけれども、国の食料・農業・農村基本法及び基本計画に即し、国及び県の各種事業を活用しながら、食料供給県・青森の一翼を担う当町としてまた取り組みを強化してまいりたいと思っております。

次に、昨年制定されました鍋の日の奨励に加えて、地産地消を進めるための具体策を打ち出したかどうかというご質問でございますけれども、南部町笑顔あふれる明るいコミュニケーション推進条例、通称鍋条例の基本方針は地産地消を推進するものでございます。町の地産地消の取り組みとしては、公設、民間施設合わせた産地直売施設が町内に８カ所ございます。この施設を利用する町内の方々に町内でとれた農産物を供給しているわけでございますが、この地域でとれる作物につきましては米、野菜等々、限定されるかとは思いますが、現実的には多種多様な食材を活用した料理が食卓をにぎわしている状況でありますので、もう少し広いエリアを想定しながら広域的な地産地消を進めていく方向が普及拡大にもつながるものと考えてございます。

また、南部町内農産物直売所の方々には、食材を扱う施設の関係者や消費者ニーズへの対応など、野菜、果樹の生産施設等を十二分に活用していただくとともに、町としましても県及び農協などの関係機関と協力してまいりたいと考えてございます。

当初、鍋の日、家族のコミュニケーション、仲間のコミュニケーション、職場のコミュニケーション、きずなを深める、そういうことを主に置きながら鍋条例を制定させていただきましたが、

ここには先ほど申し上げました地産地消、ここをしっかりとまた念頭に置いていかなければならないということで、今後さまざまな取り組みをしてみたいです。10月20日には大々的なイベントも今計画をしてみたいです、年度内に何とか南部町の鍋というものもつくり上げていきたいなと考えております。ここにはまた商工会さんのほうからもお力をいただきながら、また産直の皆様からアイデアをいろいろ出していただきながら、南部町の鍋というものをつくりながら、当然地元産を活用するということになってまいりますので、そういう部分においても地産地消につなげてみたいというふうに考えてございます。

次に、有害な成分が混入されている可能性のある輸入食品を見分ける説明書等を配布してはという件でございますが、議員ご指摘のとおり輸入食品については多少なりとも不安を抱えていることも事実でございます。また、食料自給率40%を下回る日本において輸入食品は生活に欠かせない存在ともなっております。平成23年度の食品の輸入量は、厚生労働省の輸入食品監視統計によりますと、届け出件数で約210万件、輸入重量で約3,341万トンに上り、世界の食料輸入国となっております。

中国産冷凍食品による薬物中毒事案を踏まえ、輸出国に日本大使館に食品安全に関する専任スタッフを配置し、国内検疫所でも農薬検査を推進するなど、国としてもさまざまな対策を講じているところでございます。

昨日、県の町村長会議、これ知事、県の幹部の方々との町村長会議がございました。その要望事項の中に、台湾産についての検査、これリンゴ等でございますけれども、これをしっかりと強化してほしいという要望内容も組み込まれておりました。9日、日曜日は今度、県町村会、私も以前会長をやっております、顧問になっておまして、県選出の国会議員さんと重点要望事項ということで会議が青森でございます。そこにも参加しますので、そういう部分もまた国会議員の皆様にもご意見を申し上げてみたいと思っております。

食料品は生産段階から加工、流通、さらには家庭でも食べる段階まで、それぞれの関係者が責任を持って適切に管理する必要があるものと考えます。また、住民の方々に対しては、食の大切さについて関心を持っていただけるよう、さらに周知を図ってみたいと考えてございます。

次に、町内産の消費拡大と2次加工品の普及拡大のために必要な施策と取り組みについてありますが、町内産の消費拡大につきましては、食料自給率の推移等のところでお答えした取り組みが必要だと思います。2次加工品の普及拡大につきましては、個人の加工場を持っておられる方、公設の加工場を利用している方々などから現状の把握と課題等を調査検討する必要もあると思っておりますので、またそれぞれ担当課において調査をしながら、よりよい体制というのを築

いていかなければならないと思っています。

冒頭申し上げました、町また教育委員会においても食育の大切さといいますか、そういう部分というのは非常に高まってきてございます。これは将来的なまた大人になったときの健康という部分にも大変つながっていく部分でございまして、今後も十分注意をしながら取り組みをしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 再質問はありませんか。根市 勲君。

○7番（根市 勲君） どうも丁寧な答弁ありがとうございます。

再質問の前に、毎回議会の質問が終わって考えることは、町長ばかり答弁なされているんだけど、課長の人たちが真剣に我々が言っているのに、俺が6年間か、1回も声をかけてもらったりとか、そういうのが全然ないんですよ。

○議長（坂本正紀君） 根市議員、ちょっとお願いします。先ほどの町長の答弁に対しての再質問を受けておりますので、その再質問ということでご意見をお願いします。

○7番（根市 勲君） そういう中から、続くんですけども、やはり皆さんは真剣になってこの地域をどうするかというのを俺ばかりでなく議員がみんな質問しているんだから、ずくんと来るような答弁の仕方というか、課長さんたちがやってもらえればなど、こう先に訴えて、それから再質問、町長のほうによろしくをお願いします。

なぜ今回の一般質問でこのようなテーマを取り上げたかというのと、安倍総理にかわっておよそ6カ月目になりますが、この間、為替は1ドル80円から100円になり、輸入食品が単純に25%上がって、消費者の立場から見ればますます注意をして、なるべく中国、韓国産をやめて国産の食材を買うようになるチャンスが訪れてきたのかなと思います。

また、外国に日本の食材を売り込む、外国ばかりじゃなく南部町でも関東関西に売り込む機会が非常に訪れたかと思っております。同時に私らのような60代以上の年齢はともかく、将来日本を背負う子供や孫の世代の健康を守るために、それぞれの家庭で地域で今まで以上に食料に注意することと同時に、今後のこの地域の農業を元気にするために、みんなで知恵を出して行動を起こさなければならぬ転機が訪れたように思います。

もう少し具体的に私の思いを町民のために農家のために、行政としてできることは何か。消費者のためにできることは何か。生産者のためにできることは何か。ここを説明してもらいたと思います。先ほど言ったように課長さんのほうからひとつ答えてもらえればと思いますけれども、よろしくお願いいたします。これで私のほうは終わります。

○議長（坂本正紀君） 町長。

○町長（工藤祐直君） まず最初に、私のほうから答弁させていただきます。

まずご質問いただいて、私どもの考えを答弁させていただいているわけでございまして、そういう中において課長級は議場で答弁内容を聞いているわけでございます。そういう中で、しっかりそれぞれが責任を持ちながら取り組みをしていくことが大変大事なわけでございまして、議会が終わって質問に対して答弁したからこれでいいのではなくて、いつもこれは職員に言っております、その後しっかりとした検証をしていかなければならないというふうに話をしているわけでございます。それぞれの課長たちもそういう思いで取り組んでいると思いますが、さらにまた確認をし合いながら、我々もできないということを考えるのではなくて、できるようにするためにはどうすればいいかということを考えてほしいというふうに課長会議でも話をしております。そういう中でも、やはりできないものというのはこれはあるわけでございますけれども、最初からそういうふうに考えないで、できるようにするためにはどうすればいいかということをもっと考えてほしいと、こういう姿勢で今後も取り組んでまいりたいと思っております。

農産物につきましては、今TPP問題もかなり話が進んでおります。懸念している部分もございます。そういう中で、今の流れを見ていると、参加して進むような流れになりつつあるなど。これきのうの県の町村長会議でも議論、やはりなりました。そういう中で、青森県初め農協団体等も反対はしているわけですが、流れ的には非常に進んでいく可能性が十分に考えられるというふうに私自身感じております。そういう中で、するしないにかかわらず、南部町の農産物、信頼を得るためにはやはりトレーサビリティ初め安全安心、そういう農産物が南部町の農産物だと、ここが非常に大事になってくると思いますので、市場のほうの方々もそういう部分に非常に神経を使っております。また、同時に生産者の方々もしっかりとその部分も認識をいただいて、南部町のものは本当に安心安全、安心できる農産物だということをしっかりと確立してまいりたいと思っております。

それぞれ、課長のほうからも代表して農業関係ですので、農林課長から答弁。

○議長（坂本正紀君） 農林課長。

○農林課長（川守田 貢君） 根市 勲議員のご質問にお答え申し上げます。

行政として、農家のため、消費者のためにできることということでございますが、農林課としましては、国の事業そして県の事業を取り入れまして、とにかく使えるものは使うんだということで進めてございます。加工場のことも、県の農産漁村の元気な女性活動推進事業というのがございまして、これが50万円と、県の予算が300万円ということで、そういうのも活用してございます。24年度も当町からも申し込み、プレゼンテーションがありまして、それで採用になって、活用させていただいてございます。とにかく県、国、それから町の単独事業もございまして、それらを有効に活用しまして、頑張っている農家の方に手助けといいますか、もっと頑張れるようにしていくこととしてございます。

それから、地産地消ですけれども、地産地消は新鮮で安心な食材を買うことができる。それから、生産者の顔が見えると、安心。それから、おいしい食べ物を教えてもらって生産者との交流ができるとか、本来の旬の味を知ることができる。こういう消費者のメリットがございまして。生産者のメリットとしても、新鮮で栄養価の損なわない食材を提供できる。そしてまた、産直施設などの規格外のものを販売できるため無駄が減るとか、消費者のニーズを知ることができる。生産意欲が高まる。流通コストが安くなり、所得の向上にもつながる。農業に対する理解も深まるということで、大変よいことと考えてございまして、町の総合振興計画にも、地産地消を促進するとしています。そしてまた農林課でも地産地消に向けて進めてございます。今後、地元にある学校給食とか、それからそれらの商店とか、そういうところでますます多く使用していただくように働きかけていきたいと思っております。

以上です。

○議長（坂本正紀君） ほかに質問はありませんか。

○7番（根市 勲君） ありがとうございます。よろしくお願いします。

○議長（坂本正紀君） 以上で根市 勲君の質問を終わります。

1番、山田賢司君の質問を許します。山田賢司君。

(1 番 山田賢司君 登壇)

○1 番 (山田賢司君) おはようございます。

政権が自民党に移行し、第2次安倍政権が発足してから半年がたちました。打ち出された施策はアベノミクスと言われ、円安が進み、株価は大きく値上がりしました。多くの国民は景気がこれでよくなるような思いになったような気がします。しかし、取り巻く環境は、所得が伸びない中で円安による輸入原料の値上がりにより商品の値上がりが言われております。決して将来が明るい状況にはまだまだないような気がしております。

今回、私は大きく2つのことについてお聞きしたいと思います。

1つ目は、商業振興についてであります。郊外型のショッピングセンターの増加や多様化により、町内で買い物をする人たちは大幅な減少をしていると考えております。経済の原理からすると、購買人口が減少すれば店舗数も減るのが当然のように思いますが、店舗の減少の理由にはほかにも後継者がいない、経営努力の不足等が考えられます。

このような中で、町は商工会が行うプレミアム商品券の発行事業への助成等、施策を行ってきました。この事業は小売業者にとって大変有意義なもので、消費者の目を町内小売店に向けてもらえる機会になったと思います。また、町民の子育て支援等の生活支援の一部にもなっていると考えております。現在の経済状況ではとても意味のある政策だと私は思っております。

しかし、いつまでも継続できる事業でもありません。地区の小売店が閉店することにより、交通手段のないお年寄りが不便を感じている、このことは前から言われてきました。これから先も問題になっていくと思われます。

国は経済景気回復への経済政策を打ち出す予定です。10月には来年の消費税の増税について結論が出るでしょう。増税になれば中小企業にとって大きな負担になると考えられます。廃業する企業があるかもしれません。私はこのことは大きな問題だと考え、取り組まなければならないことと思っております。町長はこのことをどのようにお考えでありますか、お聞かせください。

2つ目の観光事業についてお聞きします。さきの観光協会の総会において、観光事業の一本化が望ましいとの答申がありました。一本化することにより効率のいい観光事業を行うことができる、また経費の削減にもつながるものと考えられます。

最近、新聞紙上で南部町の観光について、デーリーの金澤記者の記事を読みました。農業観光の一つである果樹の花見と春まつりを一緒に開催し、その効果はあったと書かれていたと思います。

他町では、観光協会のNPO法人化に向けて動いております。社団法人の協会もあります。法人化することにより、例えばイベントの広告募集等の官ができない部分を民がやる。官民が一緒になることで効率のいい事業運営ができると私は考えます。事業の一本化は進めなければならないことだと思います。それにより、事務局も集約されるものと思います。事務局についてはいろいろな考えがあるでしょう。私は一つの案として、現在あるNPO法人の活用だと考えております。町の観光事業の将来についてどのように考えておりますか、お聞かせください。

以上、2つの点について質問させていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（坂本正紀君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、山田賢司議員のご質問にお答えを申し上げます。

議員ご案内のとおり、町村合併時、約2万2,000人の人口が現在は約2万人となっている状況でございます。年々減少してきているわけですが、高齢者については逆に年々増加し、買い物等に不便を来している交通弱者とも呼ばれる世代がふえてきているところであります。そういうことから、町では交通弱者の足の確保という視点で多目的バス、なんぶ里バス等を運行し、買い物や通院に利用いただいているところでございます。

地元商店が減少していくということは買い物をする場所が減り、ますます高齢者の方々の買い物に支障を来すことになるわけでございます。山田議員さんは商工会の会長でございますので、そのようなことにならないよう町商工会と連携をとり、地元商店会が経営を続けていけるような支援をしてまいりたいと考えてございます。

また、商店の皆様方にも、お客さんを待つだけではなく、自分たちの戦略も考えていただきたいと願うところでございます。恐らく町外で買われている方々の人数、金額というのは相当な金額になると思います。そういう方々にぜひ地元で購入してもらえようようにしていくため、当然、町、商工会も力を入れていくわけですが、それぞれの商店会の皆さんもやはり工夫をしていかなければ厳しいと思いますので、これは一緒になって、行政がやるんだ、やってほしい、商工会がやるべきだではなくて、それぞれも一緒になってやっぱり考えていかなければならないと思いますので、そういう思いで一緒に取り組みさせていただきたいなと思ってございます。

いろいろな手法があると思ってございます。乗り合いタクシー、そういう部分も出しているところもございますし、当町においては路線バスのほかに多目的バス、なんぶ里バスを運行してご

ざいますので、そこにプラス乗り合いタクシーとなると、やはり経費的にはどんどん膨れ上がっていくわけでございますので、どっちがいいのか、乗り合いタクシー、予約制をして里バスを若干便を減らしていくほうがいいのか、今の形でまずやっていくほうがいいのかと、こういう部分は担当課においても以前にも検討してございます。いずれにしても、現在の運行にさらにもう一步踏み込んだ展開という部分は考えていかなければならないと思っております。

今、消費税アップも議論されている中で、ますますそうなっていくと消費力が鈍くなると予測されるわけございまして、今まで商工会さんからもご要望いただき、プレミアム商品券等々、これは経済状況を見ながら予算措置してまいりました。当初からという部分はやはり状況を見てという、これが当初からもう当然な予算なんだということにはやはりなってはならないと。前商工会長さん、現山田会長さんにもそういうお話をさせていただいておりました。私どももやはり状況を見て、そういう部分というのはまた補正予算でもって対応というのも考えてございます。アベノミクスで中央のほうは経済が少し上向きになってきたと報道もされておりますが、我々地方から見ると、やはりまだ地方には届いていないというのが現実だと思っておりますので、そういう部分も含めながらまた商工会さんのほうとも連携をとりながら取り組んでまいりたいと思っております。

次に、観光事業についてでございますけれども、議員ご案内のとおり、観光協会では改革検討委員会から観光事業の窓口一本化と、民間に移行し事業実施すべきとの答申を受けております。観光協会でも答申を重く受けとめ、観光事業の一元化や民間による事業実施に向けて取り組むべく、関係機関と連携をとることとしてございます。

観光客として来町する方々は観光イベントや農業観光の窓口は1つと捉え、さまざまの問い合わせをしてきているところでございます。観光協会さんとしてはその問い合わせ等についてできるだけお答えすることに努めておりますが、専門的な部分になりますと、再度担当から確認して答えているのが現状でもございます。このことから、以前から窓口一本化に向けての提言をいただいてまいりました。

東会長さんも前向きに、また観光協会というのは自立していかなければならない、そういうことで会員の皆様にもそういうお話をし、取り組みを進めているところでございまして、何とか自立していく体制ということができれば窓口の一本化ということも同時に取り組むことができると思っております。

昨年発足しましたNPO法人青森なんぶの達者村も農業体験事業や農業体験修学旅行の受け入れ等、農業観光の事業を進めてございます。ことし5月の南部町春まつり、先ほど議員お話し

ありました春まつりで初めて農業観光と観光協会のイベントと連携し、事業実施をしたところでございます。観光客も昨年より300名ほど増加いたしました。非常に今まで日にちをずらしていた部分が春まつりで行う、またスタートは法光寺の境内、春まつりの会場からということで、非常に人数も多く、人が多いということはやはり自然に盛り上がっていくなということも感じました。こういう部分を今回の春まつりだけではなく、他のイベントでもそういうことを今後工夫しながら取り組みたいと思っています。

今、ぼたん園にことし来年2カ年で2,000本のシャクヤクを植栽する計画をつくりました。整備されればシャクヤクはボタンよりも後に咲く花ということで、どのぐらいの期間が延長できるかというのはまだ最終確認はしてございませんけれども、やり方によってはサクランボ狩りのスタートと重なるような形をつくれれば、また花を見てサクランボ狩りしてもらい、サクランボ狩りをしてもらって花を見てもらう、またそこにはジャックドまつりも開催されます。そういう今まで一つ一つ点であったものを線にしながら面にしていくような形ができれば、またより多くの方々を誘客できるのではないかなと思っていますので、そういう部分もそれぞれ担当課自体も連携をしっかりとってやっていくように指示してまいりたいと思っています。

当町には非常に歴史的な観光資源、農業観光、果物狩り、たくさんの観光商品がありますので、達者村、そういうネームバリューも生かしながら、より多くの方々が当町に来町していただけるように今後も取り組んでまいりたいと思っています。

そして、現在のNPO法人青森なんぶの達者村による観光協会の運営の可能性についてでございますけれども、当該法人はご存じのように昨年設立されました。約1年ちょっとということでございますが、スタートしたばかりでございまして、グリーン・ツーリズムに主眼を置いた事業展開を実践しております。

本年度においては、1番目といたしまして、県内外のグリーン・ツーリズム関係団体とタイアップし、プログラム開発と誘客活動を行うグリーン・ツーリズム総合事業の実施をしてございます。

2番目といたしまして、町内の魅力ある商品づくりと販路拡大を目指す農商工連携、6次産業化事業の実施にも取り組んでおります。

3番目といたしましては、NPO法人関係者の人材育成を目指すまちづくり中間支援事業も行ってございます。

以上、当法人の活動方針3本柱として位置づけを決定し、活動実践しているわけですが、今後の活躍に我々も大いに期待をしているところでございます。

ある程度軌道に乗った状況下であれば、事業拡大または観光協会さんの一本化ができないことはないと思っています。ただ、今の段階でまだ1年ということで、NPO法人自体も模索しながらという現状でもございますので、直ちにということは専門スタッフ等々の関係もございすし、非常にまだ無理だと思うんですけれども、議員からのご指摘があったそういう部分、将来的に、将来的にといっても余り長くない中での目標を掲げながら、できるようにするにはどういう部分の解決が必要なのかという部分をしっかりと考えながら取り組みをしてまいりたいと考えております。

○議長（坂本正紀君） 再質問はありませんか。山田賢司君。

○1番（山田賢司君） 前向きな答弁、大変ありがとうございました。

他町を見ると、やはり商業支援というか商工業者の支援ということで、あるところは国民金融公庫、政策金融公庫あたりの利子補給等も続けているところがあります。南部町でも昨年、一昨年までですか、南部地区でやられておりました利子補給を継続してやってきて、去年度で完済してもうその助成金がなくなったように考えているわけですが、その復活ということも考えていただく方向もあるのかなという部分もあります。

こういう一つ一つの事例というか、そういうものをやはり行政と一緒にあってそういう機会をつくることによっていろいろな話し合いの場も設けるといっても必要な部分ではないかなと私自身考えておりますし、またやっていきたいなという部分もあるんですけれども、その辺を含みながら、民の力というのはある程度まだまだあると思うんですよ。まだ余力があるうちに方向づけをしていったほうが将来に向けて活躍できる事業主体ができていくのではないかなと、いろんな部分でそういうふうに思っております。

将来に向けてのいろんな施策、その他いろいろ考えている部分、まだまだ町長おありだと思います。次の河門前議員さんの質問に、今後の町政運営についてという質問がありました。これを含みながら、多分これはまず1月に町長がどのようにするのかという意味合いも含めての話だと思います。私たちもいろんなアイデアを持ちながら今ご活躍している町長さんを見ますと、ぜひ次期も応援していかなければならないんだと、私自身そう思っております。その辺の答弁を含めまして、これは私の質問に答えなくてもよろしいので、次の議員さんの質問を楽しみに私は聞いておりますけれども、その辺を含みまして、私の質問を終わりたいと思います。前向きな検討をよろしくお願いいたします。

○議長（坂本正紀君） 以上で山田賢司君の質問を終わります。

ここで11時5分まで休憩いたします。

（午前10時50分）

○議長（坂本正紀君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時06分）

○議長（坂本正紀君） 一般質問を続けます。

8番、河門前正彦君の質問を許します。河門前正彦君。

（8番 河門前正彦君 登壇）

○8番（河門前正彦君） おはようございます。

私は、今後の町政運営について町長に質問いたします。

工藤町長は新南部町の初代町長として当選し、町民とキャッチボール対話を通じて、笑顔で住みよい元気な町となるよう全力を傾けて取り組んでこられました。合併当初から旧町村の枠を越え、多くの町民が融和してまちづくりに参画できるよう意を用いたこと、及び合併協議事項を優先し、実践してまいりました。2期目にはそれまでの活動が認められたことにより、無投票当選をされております。町の骨格づくりを目指し、中山間総合整備事業による道路の整備、地引地区圃場整備、南部地区公共下水道事業の整備、保健医療福祉の包括的なサービスに向けた拠点施設となる医療健康センターの建設を掲げたところでありますが、いずれの事業についても着手あるいは継続して実施しております。

このように、ハード事業はもとより、名川地区で運行していた里バスを多目的バスとして全町に拡大したほか、中学校修了前までの子供の医療費無料化や住宅の新築、リフォームに対する助成など、ソフト面でも町民に必要なことについて積極的に実施しております。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、いち早く災害対策本部を設置し、被害状況の把握や対応に努めたほか、岩手県山田町を初め被災地へ救援物資や職員による支援を行っております。この年の9月には台風15号により我が南部町は大きな被害を受けたことから、避難所の設置や粗大ごみの撤去など、早急な対応に当たりました。これらの災害を教訓に、防災対策として防災機器の配備や地域防災会の組織化にも力を入れております。安全安心なまちづくりにも努め

ております。

東日本大震災以降、人と人のきずなについて実感したということで、家族や仲間が鍋料理を囲み、コミュニケーションを図ることを目的に、通称鍋条例を制定し、その普及に取り組むこととしているほか、高齢者の生きがいづくりとしてまべち笑楽校を開校し、町の歴史など、町に関することについて授業を通じて学んでいただくこととしており、ユニークなアイデアであると思っております。

このようにハード事業、ソフト事業を初め、緊急事態が生じてもいつでも対応できるということは職員の自覚、つまり職員の意識改革について指導してきたことと、各種補助事業や助成制度を効率的に活用してきたことにより安定した健全財政運営を行っていることによるものであります。

町長は、厳しい社会経済情勢の中で創意と工夫を凝らし、しかもスピード感ある町政運営を行ったことにより我が南部町を発展させてきたことは、多くの町民が高く評価しているところであります。

今後において、医療健康センター完成後の保健医療福祉の連携を初め、総合振興計画後期基本計画に基づくその遂行、NPO法人青森なんぶの達者村との連携、教育のこと、人口減少、少子化対策あるいは国による税と福祉の一体改革、TPPへの参加など、課題が多くあります。これまでの実績と豊富な経験を生かし、その卓越した手腕により、任期満了に伴う町長選挙に立候補の上、勝利し、継続して町政運営を担当してくださるよう強く要望するものであります。町長の所信を伺いたいと思います。どうかひとつよろしくをお願いします。

○議長（坂本正紀君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、河門前正彦議員のご質問にお答えを申し上げます。

昭和の合併から50年、そして平成の合併となりました。合併前の各町村にはそれぞれ50年の歴史、そしてまた歩みがございました。それぞれの合併前の愛町心、愛村心、50年というのは非常に重い歴史があったと思います。そういう中においても、新町の一体感があらわれてきた実感もございます。南部町が誕生し、7年半。この間さまざまな課題もございました。町総合振興計画をしっかりと策定し、新町のまちづくりを進めてきたところであります。おかげさまで、町総合振興計画の実施率は95.2%に達することができました。しかし、実現できていないのも若干残って

いるのも事実でございます。そしてまた、合併後に新たな課題が出てきているものもございます。

振り返ってみますと、1期目は新町建設計画のほとんどの項目において、合併後に統一するという項目がほとんどでございました。正直、種をまくという状況よりは、種をまく前の畑を耕す、そういう状況でありました。しかし、畑を耕すばかりではなく、耕したところにはすぐ種をまき、そして花が咲いたものもありました。2期目につきましては、1期目でまいた種が花を咲かせたもの、また新しい種をまいた時期でもございました。

この間、財政的には事業展開するにおいてはできるだけ補助事業を活用し、取り組んでまいりました。臨時財政対策債、減税補填債を除きますと、約60億円の地方債を減らすことができました。また逆に、基金につきましては37億円ふやすことができました。健全財政、安定財政に力を入れてきたところでございます。将来的な財政健全化を視野に入れながら、町民とのキャッチボール、対話を大切に、畑を耕し、種をまいてきたつもりでございます。さらにきれいな花を咲かせたいと考えておりますが、選挙は1人では戦うことができません。私自身、まだ後援会の皆様、また議員の皆様とも次期選挙につきまして相談をしていない状況でございます。今回、河門前議員さん、そしてまた先ほど山田議員さん、その他の議員さんからも個別的には次回も頑張っしてほしいという大変身に余る激励をいただいているところでございます。そのような要請も踏まえ、さらに町民とのキャッチボール対話を大切に、地域の融和を図り、前向きに相談してまいりたいと考えてございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本正紀君） 再質問はありませんか。河門前正彦君。

○8番（河門前正彦君） さまざまな問題がたくさんあります。どうかもう一度立候補して当選して、南部町をよい方向に導いてくれることをお願い申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（坂本正紀君） 以上で河門前正彦君の質問を終わります。

16番、工藤久夫君の質問を許します。工藤久夫君。

（16番 工藤久夫君 登壇）

○16番（工藤久夫君） 私は6月定例議会において通告に基づいて、TPP交渉参加と安倍政権のいわゆる三本の矢の成長戦略における農家所得を10年で倍増するという目標を掲げた政策と

町の対応について質問させていただきます。

質問に先だって、最近の国内外の政治経済、その他の報道を受けての私なりの感想を述べてみたいと思います。

橋下大阪市長は、5月13日午前の記者会見でこのように述べました。慰安婦問題についてです。当時は日本だけではなく、いろんな国で慰安婦制度を活用していた。あれだけ銃弾が雨嵐のごとく飛び交う中で命をかけて走っていくときに、そんな猛者集団というか、精神的にも高ぶっている集団はどこかで休息をさせてあげようと思ったら、慰安婦制度は必要なのは誰だってわかる。この発言に対して、多くのメディア、政治家から橋下市長に対して批判や抗議が浴びせられました。

私なりに当時の日本や外国の歴史を調べてみて感じることは、多くの国には公娼制度が戦前にあったことは事実であり、売春は違法でも何でもなかったという点。もしそういう制度がなかったらどうだったかという背景を冷静に考えてみますと、私は橋下市長の発言は何ら間違っていないと思います。そして、どのマスコミも余り取り上げていませんので、韓国には朝鮮戦争のときにテキサス村と呼ばれる在韓米軍向けの慰安所があったことが韓国陸軍の戦史にも記録されております。これは民間ではなく、韓国政府が運営していたものであります。また、ベトナム戦争のときも、米軍キャンプの周辺には公認の軍用売春宿というのが設置されていたことは周知の事実であります。

私は1965年の日韓平和条約で戦時中の問題は解決済みであり、1990年以降の日本政府の対応のあり方が問題を複雑にしていると思いますが、皆さんにも歴史を再度検証していただきたいと思います。

それでは、本題の質問に入らせていただきます。

2010年の農業センサスによりますと、日本国内の農家戸数は253万戸とされておりますが、農業者でなければならないとされている農協組合員数は、正組合員が493万戸、準組合員も入れますと945万戸あるとされており、農家の定義というか概念が曖昧なところがあります。

一般的に農家の定義として、経営耕地面積が10アール以上の農家を営む世帯または農産物販売金額が年間15万円以上ある世帯は253万戸、内訳は販売農家が163万戸、自給農家は90万戸、これが2010年の農業センサスの数字であります。

また、行政用語である認定農業者は25万戸、統計用語である農業経営体の中の販売農家は163万戸、また統計用語の中の主業農家は36万戸と、数がばらばらになっております。つまり、農家の収入が50%以上の第1種兼業農家数は36万戸ぐらいと推察されます。

日本の農業産出額はドルベースで中国、インド、アメリカ、ブラジルに次いで世界で5番目の農業大国であり、国民1人当たりの農業産出額はオーストラリア、オランダ、フランス、イタリア、デンマーク、カナダに次いで世界第7位にランクされている農業大国であります。また、1人当たりの農業所得は米ドルで560ドルであります。また、国民1人当たりの農産物輸入額は361ドルで世界第9位、輸出額は1人当たり18ドルで世界15位となっております。

このデータを見る限り、日本の農業は衰退しているものの、決して危機感を抱くレベルでもないと思います。逆に、日本には洗練された肥沃な農地があり、適切な農作物管理によるおいしい美しい農産物があります。それを支える文化や歴史もあります。さらに、輸出額が少ないということは、将来的に努力を重ねれば輸出額の増大も期待されております。

1980年代からの過去30年間で、日本の農産物の産出額はピーク時の12兆円から2010年には8兆円と約4兆円の落ち込みがありました。農業の従事者の実に6割が65歳以上の方が占めておりますから仕方がないと受けとめ、そうなるのも農業はもうからないからだと言われ続け、突破口を見出せないでいるのが現状ではないでしょうか。こうなったのは、農業はだめだと思い込んで現状をよい方向に競争力をつける努力を怠ってしまったことが大きいのではないかと。農業が弱いから補助金をつけるとか保護をするとかという方向だけに向かったからではないかと思います。

先ほどのデータの数字から、主業農家36万戸とありましたが、この中で雇用を伴う農業経営者と言われる戸数はおよそ9万戸と言われており、その多くは北海道、鹿児島、宮崎県の畜産農家だと言われております。肥育牛、繁殖牛の肉用牛の農家はおよそ8万戸、酪農家は2万7,000戸で、牛飼いや農家は10万戸を超えます。また、全国で養豚農家は6,000戸、ブロイラーは2,000戸、採卵鶏の農家は3,000戸程度と言われておりますが、畜産農家はほぼ構造改革ができ上がった生産性の高い産業になっていると言われております。

宮城大学の副学長の大泉一貫氏の著書であります「日本農業の底力 TPPと震災を乗り越える！」という本を読みますと、今後の日本の農業、この南部町の農業のあるべき方向性が見えてくるように感じられます。皆さんにもぜひ読んでいただいて、参考にいただければと思います。

その中で要点となる部分を紹介したいと思います。我が国ではTPP反対、農業の現状維持とTPP交渉参加、強い農業構築との対立となっています。だが、本当の議論は包括的経済連携協定を前にして、農業の壊滅を座視するのか、再建するのかになっていることに注目すべきだろう。気になるのは、TPP反対運動である。反対して今の農業をどうしようと考えているのかが見えない。反対するならするで、ある種の展望や方策を持っている必要がある。だが、残念なことに

T P P 不参加運動には国際化時代の農業のあるべき姿を描けているようには思えない。描こうという姿勢も欠けているように思われるし、何か代案があるようにも思えない。反対反対で、代案も何も持たない手法は玉砕戦法でしかない。これでは農業を不幸のふちに導いてしまうだろう。

農協がT P Pに反対して守ろうとする農業とは、右肩下がりで誰もが知っている衰退の農業である。生産が過剰になったら生産調整で対応しようとする農業である。本来なられっきとした供給力を持っているにもかかわらず、世界の食糧危機や飢餓に貢献しようとは何ら考えない、ある意味で国内に自閉した内向きの農業である。こうした農業では成長が難しい。

農水省の試算では、T P Pに参加すれば4兆1,000億円の農業生産額が減少して農業は壊滅的になるというが、我が国の農業は自由貿易交渉を拒否し続けたこの15年間で3兆円余りの縮小を見ている。4.1兆円という数字はこれまでのトレンドからいけば、自然に減少が予想される額である。T P Pに参加してもしなくても、前向きの努力をしなければ減少が予想される金額が4兆1,000億円である。しかも残念なことに、今の農政ではこのような衰退のプロセスを変更することは難しい。T P Pに参加しようがしまいが、はたまた自由化交渉があろうがなかろうが、今のままの農政が続く限り、我が国農業は壊滅的になるというシナリオが書かれております。T P Pにおける不毛な対立をあおるのではなく、強い農業、競争力のある農業の構築に向けた政策や体制づくりに必死に取り組むべきであり、反対運動だけでは解決できないと書かれてあります。

未来志向の農業政策を議論して、目指すべきは成長産業となるべきビジネスモデルを広く国内外に求めて、特区制度の活用やこれまでの農政の体系、農地法や食管法、農協法等の保護主義的な政策を見直し、農業経営者のための農政への転換の必要性を訴えております。これらの農業は消費者のニーズに向き合って、I T技術やロジスティック、生産効率の向上など、日本の科学技術と連携した生産と流通体制の整備に取り組んで農業経営を伸ばすべきであると結んでおります。

以上、紹介して、通告に基づいて我が南部町の農業はどうあるべきか。順にお尋ねいたします。

まず、町内の農家の世帯数と、下記に分類した場合の具体的な最近二、三十年間の推移について。いわゆる農業生産を企業として雇用を伴う経営をしている農業経営者の世帯数は幾らか。主たる収入が農業の第1種兼業農家の世帯数は幾らか。いわゆる農業収入が従たる第2種兼業農家数はどうなっているか。また、名目だけの農家で農業所得の割合が10%未満の農家数。

次に、大きな2点目として、先ほどの大きく分けて4つの分類の農家全てが所得の増加につながれば素晴らしいと思いますが、今後の町の農政を考えると、農業経営者と第1種兼業農家が元気に利益が向上する政策、そして後継者が希望を持てる目標が必要であると思われます。そのた

めには従来の政策の見直しと大幅な規制の緩和が必要になると思いますが、特区構想なども含めてこの点を町ではどのように取り組むべきか、お答え願いたいと思います。

次に、大きな3点目として、南部町の農業を大事な観光資源として捉えた場合の今までの成果と今後の目指すべき方向について伺います。

4点目として、6次産業化に向けたいわゆる国内の先進地での取り組みと、我が南部町の目標はどのように考えておられるのか。

5点目として、今までの農地、農業に対する規制を大きく見直す時期に入ってきていると思いますが、農協、農業委員会と町の農業政策の方向性はどのように考えておられるのか、答弁をお願いします。

最後に、通告しておりませんでした、農家の所得の大まかな推移と、後継者はどの程度の比率でこの南部町内におられるのか、知らせていただきたいと思います。

以上、答弁をお願いして終わります。

○議長（坂本正紀君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、工藤久夫議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、町の農業就業状況についてでございます。初めに、農業を企業として雇用を伴う経営をしている世帯数についてであります、農地を活用し生産活動を実施している法人の数は平成8年3月、平成18年5月登録の2法人となっております。

次の第1種兼業農家、第2種兼業農家、自給的農家についてでございますが、別紙の資料を配付させていただきました。ごらんいただきまして、農林業センサスによる推移でございます。平成22年との比較、10年前ですと、専業農家は10年前に比べますと12%増となっております。ただ、1種、2種においては三十数%減と。自給的農家は10%の増となっております。さらに20年前に比較しますと、専業農家が約20%の減、1種兼業は56%の減、2種兼業は35%の減と、いずれも減になってございます。自給的農家は微増の3%の増。30年前に比較しますと、専業農家は30%の減。1種は大幅に減っておりまして、60%の減。2種は46%ほどの減。自給的農家については逆に74%の増ということで、全体の農家数は10年前に比較すると17%の減、20年前に比べますと31%ほどの減、30年前に比較しますと36%の減と、いずれにしても全体的に減ってきてございます。1種、2種が減り、自給的農家はふえていると。農家離れという部分の数値があらわれてい

ると思っております。

次の主に農業経営者と第1種兼業農家の成長の目標と具体的な政策の見直しが必要と思われるが、その点についてのご質問でございます。平成23年3月、農業経営基盤強化促進法に基づく県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針が改定されました。基本方針は、本県の農業の基本的な方向や効率的かつ安定的な農業経営体の基本的な指標などを定め、認定農業者制度の基準となる市町村基本構想の指針となるもので、おおむね5年ごと、その後10年間につき定めることとしております。

町では県の指導のもと、平成24年1月、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を改定しました。主な改定内容といたしましては、育成する農業経営体の所得目標550万円から500万円に、これは県の下限額と同じになっております。また、育成経営体数441経営体から310経営体の推移になってございます。育成する経営体の農地の利用に関する目標45%から49%に定めるなど、経済状況、高齢化社会における就農人口減少、農地集積状況等を勘案し、現制度に改定したところでございます。

次に、農村交流推進課サイドからの答弁になりますけれども、農業を観光資源として捉えた場合の今までの成果と今後の目指す方向についてでございます。過去5年間における果物の収穫体験などの農業観光部門と、農業体験修学旅行生の受け入れなどの農家民泊部門を合わせた当町への来客集計を見ますと、平成20年度7万2,246人、21年度6万4,235人、22年度6万9,449人、23年度6万4,599人、24年度4万8,320人と、過去5年間の平均でいきますと、年間約6万4,000人ほどとなっております。一昨年の東日本大震災や天候不順などの影響による若干の変動は見られるものの、多くの方々から認知されているものと考えてございます。

このように、グリーン・ツーリズムという手法を用いながら町外からの誘客を推進してきたことにより農家所得の向上が図られ、さらには南部町内における地域活性化に大きく貢献してきたものと考えております。

今後におきましても、達者村農業観光振興会、達者村ホームステイ連絡協議会、各農産物直売所、NPO法人青森なんぶの達者村などの各種グリーン・ツーリズム活動団体との連携を推進していきたいと考えてございます。さらに、町内の多種多様な観光資源を生かしつつ、全町挙げた事業展開を実践していくこととし、グリーン・ツーリズム活動団体のみならず、観光事業にかかわる方々と協力し合える環境づくりに対し行政が支援を行い、さらなる南部町の農業観光発展のために邁進していく所存でございます。

先ほどの答弁でも、一つ一つのイベントをつなげていくことによってまた農業関係者初め商業

関係者の方々の所得向上にもつながっていくと思ってございますので、そういう部分にまたさらに力を入れてまいりたいと思ってございます。

次に、6次産業化における国内の先進地での取り組みと町の目標についてでございますが、農林課サイドから答弁させていただきたいと思っております。

先進地事例等につきましては、農林水産省総合食料局の資料として、6次産業化の取り組み事例集が全国で100例ホームページで公表されてございます。県内の一例といたしまして、おいらせ町では付加価値をつけた青森ニンニクの商品化がございまして、取り組みの内容としましては、安全安心な農産物の提供と、生産・加工・流通の確立を目標に、青森県産ニンニクを使用した高付加価値商品の製造販売を行っております。

町の目標につきましては、一昨日、中舘文雄議員さんのご質問でお答え申し上げましたが、町としましては6次産業化を広域的に事業展開できる農家経営者が少しでも多く起業することは、競争力ある農家が育成、確保されるものでございます。町としても、目標として位置づけをしているところでございます。

次に、商工観光サイドからの6次産業化でございますけれども、国内における先進事例としては北海道上富良野町のにんじん工房さんが挙げられると思っております。ご主人の多田さんという方は、生産される規格外ニンニクの有効活用のため、平成12年に、にんじん工房を開設し、ニンジンジュースの製造販売を始めました。加工技術につきましては北海道立食品加工研究センターに相談し、無添加の冷凍ニンジンジュースの開発に成功してございます。食品衛生管理については保健所にアドバイスを受け、設備面での課題をクリアしたと伺っております。パッケージにつきましては専門のデザイナーに依頼し、自分の農園の経営理念などを表現できるように作成しているようでございます。

非常にパッケージ、インパクトが強いわけございまして、私どもも今、個人の方が当町のブドウを使ってワイン夢紀行を販売しているわけでございますけれども、次年度はパッケージを変えていきたいということで、そういう部分、やはり専門のデザイナーまで依頼してやると、そういうふうな強い考えといいますか、目標を持って取り組むということが非常に大事ななというふうに私自身感じたところでございます。

流通につきましては、農園での直売のほかインターネット販売、百貨店催事コーナーや首都圏アンテナショップへの出店など、販路開拓にも積極的に取り組んだとのことでございます。

また、成功事例を見ますと、農作物の生産にもかなりこだわりを持ち、自家栽培の材料、無添加、無農薬、減農薬、減・減農薬栽培など、農産物の生産時点から安全安心にこだわったつくり

方が秘訣になっているように見受けられました。

昨年、日本政策金融公庫が発表した平成23年度農業の6次産業化に関する調査によりますと、6次産業化に取り組んだ農家のうち約7割が農業経営の所得向上を実感したという報告がある一方、黒字化までには平均で4.1年という年月を要したという報告もあります。報告は黒字化した場合のみの記入項目であり、黒字化には相当の困難もあることがうかがえます。

町としましては、総合振興計画後期計画にも6次産業への取り組みを推進する旨記載しているところでありますが、1つの単独した施策として実施できるものではなく、農地の集約や基盤の整備、担い手の育成、高付加価値型・環境保全型農業の促進など、農業施策のほか、産学官金連携などの商工業振興施策をうまく連携させながら、意欲のある農業者を支援してまいりたいと考えてございます。

さらには、町として事業実施しております達者村事業も一つの6次産業であり、農業観光、農作業体験、農業体験修学旅行などもNPO法人青森なんぶの達者村と連携して進めていく所存でございます。海外からの観光客誘致も推進しながら、リンゴなどの農産物輸出も拡大できたらと考えているところでございます。

なお、昨年から自然栽培法に取り組んだ木村秋則氏、6月からもうすぐ映画「奇跡のリンゴ」が上映されるわけですが、昨年ことしも当町の圃場を使いながら自然栽培法の勉強もしてございます。全国各地から参加者が来ております。そういう安全安心、そういう部分というのもまた達者村事業に取り組んでいる当町には大変マッチングする活動になっているなど思っておりますので、そういう部分、ただ自然栽培法というのは非常に数量の問題等々で農業者にしますと難しい部分があります。どちらの取り組みをしていくかということはそれぞれの農業者のお考えという部分があるでしょうが、町としてはそういう選択肢ができるような支援ということを考えていかなければならないと思っております。

次に、今までの農地、農業に対する規制を大きく見直す時期に入ってきていると思うがという点でございますが、農協、農業委員会に対する今後の方向性でございます。

規制改革等については、農業を成長産業として再生していくためには、農地法などの規制緩和とともに農家と密接な関係を持つ農協等の改革も必要と言われております。農地の規制改革については、平成21年6月に公布されました改正農地法により、昭和27年制定当初の目的でありました、農地はその耕作者みずから所有することを最も適当であると認め、自作農の権利を保護する自作農主義を明確にしてきたところです。改正農地法においては、農地を有効的に利用する耕作者主義へと改正されました。

また、農協等の改革につきましては、国の業務改善命令に基づく業務改善計画書の早期実現と、農林水産省内部に設けた農協の新事業像の構築に関する研究会における座長取りまとめ報告として、農協関係者においてはこの議論の内容を十分に踏まえながら、みずから新たな事業像を構築し、農業者を初めとする国民の期待に応じ得ていくことを望むと提言してございます。

以上のことから、国民の世論、時代のニーズに即しつつ、国民全体の合意のもと、適正な規制改革の方向へ進んでほしいと考えております。

当町においては合併後、農地取得面積、当時50アール、ここを参入しやすい形にしたり、そしてまた農地法を楽にすることによって守っていきたいということで、20アールに下げた経緯もございます。参入しやすくして、荒廃地等も出ないように、今後も農業委員会また農協さん等とも連携を密にしながら取り組んでまいりたいと思っております。

以前、ガット・ウルグアイ・ラウンド、農業支援をしていく取り組みがございました。振り返ってみますと、あのときは農業者支援というよりも、どちらかという箱物支援的な順位になったような気がしてございます。今度、安倍政権、10年で倍増目標ということでございます。かなりの根性を据えて取り組まなければ相当厳しい目標額だと思っておりますが、しかし、しっかりとそういう目標を掲げていくということは、たとえ倍にならなくても1.9倍になったとしてもこれは素晴らしいことになるわけでございますので、ガット・ウルグアイ・ラウンドのときの農業支援よかった部分、また見直し点も踏まえて、本当に農業者個々の所得が向上する、そういう国策をしっかりと今後打ち出していただくことを期待したいと思っております。そしてまた、私どもも細部にわたって検証させていただきながら、当町により合った農業支援というものはどういうものかということをしかりと今後も考えてまいりたいと思っております。

それぞれの所得等については、恐らく担当課、手持ちないと思いますので、これは後日また資料を提出させていただきたいと思っております。

○議長（坂本正紀君） 再質問はありませんか。工藤久夫君。

○16番（工藤久夫君） けさの新聞を見ますと、県内の農協関係者が中心になって、きのうは青森に3,000人ぐらい集まってT P P 反対と氣勢を上げたようですけれども、いわゆるガット・ウルグアイ・ラウンドのときと同じように、またその前の米価闘争のように、本来農協がやるべきことは消費者のニーズはどうなんだ、これからの農業の方向はどうあるべきかと、そういうことをおろそかにして米価だけ上げれば農協は手数料収入が落ちなくていいと、そういうちょっと間

違ったずっと農協の方向の方針の結果が今の日本の農業をだめにしてきていると、そういうのを強く、きのうの結果を見て同じことをまたやるのかなと、情けないなと思いながら見ていたんですけれども、そういう視点から今また再質問したいんですが、南部町の農業政策というのを考えた場合に、例えば水田については一事業者といいますか事業体といいますか、それは集落営農でもいいでしょう。農業法人でもいいでしょう。担い手の組織でもいいと思うんです。やっぱり50町歩100町歩単位で、そういう水田の耕作については水稻についてコストダウンをする。あるいは、そういう低コストの複合の経営といいますか、そのほかの野菜とか果樹とか、そっちへ労力をうまく生かすというような転換とか、あるいは中山間地の場合だったら、水田の営農とは別に果樹とか花卉園芸とか畜産とかの複合的な経営をうまくやって、町内の農業に関する労働資源を効果的に活用して、なるべく通年で働けるような、そういう経営者としての経営体を伸ばさなければ、いずれいろんな中山間の僻地、僻地といえばあれなんですけれども、農家は衰退せざるを得ないだろうと。大事なことは、農業を経営者として経営という感覚で見れるリーダーを育てる。そして、そういう組織に対して集中的に行政も力を貸す。そうすることがまず一番大事じゃないかなと。

それと、今までの私らの周辺でも5反歩だ3反歩だという小規模な水田をやっていると、全然経費とれないと。要するに収入を農業に垂れ流しているだけだと。やめようかと考えても、やめるについても今度自分が耕作放棄地にしようと思えば、土地改良区だとかそういうところから、やめるんだったら10年分とか20年分賦課金出してくれとか、やめるにやめられないとか。だから農業のあり方も、農地の所有と利用という権利を明確に区分しながら大規模に、じゃあ耕作は私が引き受けますよという組織をうまく育てるという政策。それから、自分は水稻はやめたけれども、まだ働ける部分はどこかで農業に関係したところで働ける、そういう環境を整備するというふうにしなきゃならないと思うんですよね。何となく今までの結果を見てみると、農業共済組合だとか土地改良区だとか農協というのは既得の手数料が入ることには非常に熱心なんですけれども、組織の中の職員の給料、生活のためには熱心でも、末端の組合員の農家のことを考えているかといったら考えていないんじゃないかなと。そう強く最近感じるんですよ。

この間、稲穂会という有限会社の農業法人の川守田さんという方と、どういうことを考えているんだという質問をしたんですけれども、そしたら彼は今、農政局と相談しながら農林省の総合化事業計画にかかわる認定申請書というのを出して、どういうことをやろうとしているかという、多用途米というんですか、新規需要米というのを発酵飼料に加工してそれを畜産農家に売ると、そういうことで活路を見出すということで、今月中に認定がおりそうだと。そうしますと、

今、円安の関係もあって、輸入の配合飼料、畜産の飼料がトン5万5,000円か6万円だったものが今限りなく9万円に近づいていると。そうすると、彼の話でいきますと、この発酵飼料にして今、山形大学の先生と何かコラボレーションでテストをやっているようですけれども、米沢牛とか前沢牛の産地では今既にそういう発酵飼料をどんどん普及させようと。耕作放棄地を極力なくして、減反もなくして、多用途米をうまく付加価値つけようということをやっているから、自分はここの町でそういうのをどんどん拡大していきたいと、そういう取り組みを今するんだという話をしていました。

そういう前向きなことには行政もどんどん力を入れて、地域の農業のなるべく減反はしないでうまくやるというのがやはり地域の資源を有効に活用するということになりますので、そういう視点がないとだめだろうし、あと自分はもう水稻を直接手をかけるのはやめて、規模を大きくやる集落営農でも農業法人でも委託して、じゃあ手があいた部分を何で収入に結びつけるかという、水田を貸す賃料と自分がどこかで働けたから農業の関連で生活費を稼ぐ、そういうシステムを考えていく必要があると、そういう視点でちょっと再質問しているわけですが。

そういう部分と、例えば経営者という視点で考えれば、ここにいるうちの議長もかなりの働く方から雇用をしてそれなりの規模で今まで成長してきた。あるいは、この町内の中には、特に旧福地でも南郷寄りのほうの地域では、大した戸数ではないんですけども、肥育牛だとかいろんなそういう畜産関係で業績を上げている方もいっぱいいるわけですね。そういう方の知恵だとか、いわゆる経営者としてこれから前向きにやろうという方の意見を聞くような、行政に反映させる取り組みも、今までと同じように農業委員だ、農協の理事だという方だけの意見ではなくて、前向きなことをハンドル曲げなければここのあれが難しいなと思っておりますので、そういう取り組みについて町で町民の意思も意向もちょっと考えるべきだなと。

私もその農家の端くれで農業委員の選挙権もあるんですけども、農協の組合員でもあるんですけども、大規模にやろうとすればするほど農協離れが起きているように思うんです。なぜかというと、農協は決して農家のためというんですか、末端の組合員のためというより組織を守る、そういう守りだけに入ってきたのかなという、ちょっとひねくれた見方かも知れないですけども、そういうのを考えて、例えば世界の農業というのを考えたときに、例えばオランダという国がありますね。オランダは九州と同じぐらいの面積なんですけれども、アメリカの農産物の生産高って一応150兆円あるんですけども、オランダが大体90兆円あると。オランダの90兆円の売り上げの8割ぐらいが花卉なんです。私も23年前にアールスメールというオランダの花卉の世界最大の花の市場を見たんですけども、今どうしているかということ、ハウスか

ら花をとってきて6時間以内に競りにかけて、競りにかかった花は32時間以内に世界中の大都市の花屋に並ぶようなシステムを既に構築しているわけです。これは一農家だけの力じゃなくて、ロジスティックというんですか、輸送だとかITだとか、いろんなそういう先端の技術を駆使してここまで来た。あるいはデンマーク……。

○議長（坂本正紀君） 工藤君、再質問ですので、ちょっと短くまとめてお願いします。

○16番（工藤久夫君） デンマークというのは豚肉の肥育が盛んで、ハムの加工だとかそういうのが世界でもすごい競争力がある。つまり、この町もそういう競争力ある強い部分を伸ばすということをやらなかったら衰退していく一方だと。そういうことを訴えたいんですね。

そのためには今までのやり方ではだめだと。伸びる分野に集中的に政策も投資しなければならない。その点の考えを伺って、再質問を終わります。

○議長（坂本正紀君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 農協さん、私どもも若干感じているのは、金融のほう为主になっていつているなというふうに感じておまして、やっぱり農協さんは生産技術をしっかりと農業者に提供し、そしてまた販路を広げていくという部分にも力を入れていかなければ農業者も農協離れをしていく部分というのはもう現実に出てきているわけですし、そういう部分、農協さんのほうにもまたお話をさせていただきながら、工藤議員ご指摘ありましたように、やはり経営感覚を持った農業者、これは本当に必要であると私も考えております。

そういう中で、多くの方々が雇用できる体制をつくってもらえるような形に、そのためには国、県、そしてまた町支援、そういう部分も当然考えてまいりたいと思っておりますし、農業法人がまだ当町は少ないなど。これは以前にもご質問があったことがありますが、農業法人ができれば何とか農地集約もまたできてくると思っておりますし、以前パソナさんから農業研修生が来ました。2名ほどが残りたいということの希望もあったんですが、1名の方は1年農業をやりました。課題はやはり冬期間の生活ができないということで、そういう中で農業法人等で勤務することができればもう少し挑戦する気持ちも持てただけでもというお話もいただいたことがございます。そういう部分で農業法人含めながら、またすばらしい経営感覚を持って成功している方々もいます。独自に販路を拡大し、役割分担をしながら取り組んでいる農家さんもございます

ので、そういう方々のご意見、またいろいろな農業関係者の方々の意見を聞く会と、そういう部分も農林課のほうにもまた指示をしながら、どのような方向でいけば当町の農業がより発展していくのかと。果樹、野菜、水田、当地域は複合経営の農業地域でございます。果樹におきましては、私どもの地域は、地区ごとに違いはあると思いますけれども、一部においては属地組織ではなくて属人組織になっておりまして、スプレイヤーがお互いに飛んで園地を散布するということでございまして、これが属地的な組織形態になっていくと効率的な部分ができるわけですが、非常にこれはそれぞれの組織、今までの組織の状況というのがありまして、合併前にもそういう部分で話を聞いたりしたことがあります、非常に難しいことです。でも、やはり将来の部分を考えていくと、そういう部分というのをそれぞれの防除組合の方々も前向きな中で考えていかなければならない時期ではないかなと思ってございます。

いずれにしても、工藤議員さんから今さまざまな考え、町の農業を案じてのことだと思ってございますので、私どもも今後そういう気持ちでもって取り組みをしてまいりたいと考えております。

○議長（坂本正紀君） ほかに質問。工藤久夫君。

○16番（工藤久夫君） 農林水産省では今、人・農地プランということでいろんなアンケートを農業法人に出しております。農林水産省が現在考えている農地プランというのは、具体的にはこの町にどういう方向を目指していて、今までとどう変わっていくのか、わかる範囲で説明していただきたいというのが1つあります。

なぜかという、農家の方からこういうアンケートが来たけれども何て答えたらいいかと私相談を受けたんですよね。こういうアンケート用紙あるんですけども。国は今どういう方向を考えているかというのを農林課として現在わかっている範囲で、今までのやり方はこうだったけれども今からはこう変わりそうだという何か方向性が見える部分があれば説明していただきたいと思うんですけども。

○議長（坂本正紀君） 農林課長。

○農林課長（川守田 貢君） 工藤久夫議員のご質問にお答え申し上げます。

人・農地プランということなんですけれども、これは、人・農地プランの作成、実行に当たっ

では地域内の合意形成が効率的、効果的に進むように、まず地域ごとの実情に応じた適切な役割分担の下で町段階の地域農業支援組織、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農業法人、それから農地利用集積円滑化団体、農地合理化法人、これは県ですけれども、あと普及組織などを中心とした当該市町村における人・農地プランの作成、実行に向けて関与することが望ましいという考え方の組織団体のことをいいます。

現在、人・農地プランでは、後継者の育成のために、担い手育成総合支援協議会で、関係各団体と協議しながら認定農業者の確保に努めているところでございます。現在、認定農業者は南部町では220名でございます。

以上です。

○議長（坂本正紀君） 以上で工藤久夫君の質問を終わり、一般質問を終結いたします。

.....

◎散会の宣告

○議長（坂本正紀君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、6月7日は午前10時から本会議を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。ご協力、まことにありがとうございました。

（午後0時15分）

平成 2 5 年 6 月 7 日（金曜日）

第 5 0 回南部町議会定例会会議録

（第 4 号）

第50回南部町議会定例会

議事日程（第4号）

平成25年6月7日（金）午前10時開議

- 第 1 報告第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
専決第2号 平成24年度南部町一般会計補正予算（第7号）
- 第 2 報告第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
専決第3号 平成24年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
- 第 3 報告第4号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
専決第4号 南部町町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 報告第5号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
専決第5号 南部町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 報告第6号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
専決第6号 南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 報告第7号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
専決第7号 南部町承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 報告第8号 平成24年度南部町国民健康保険特別会計継続費繰越計算書について
- 第 8 報告第9号 平成24年度南部町国民健康保険名川病院事業会計継続費繰越計算書について
- 第 9 報告第10号 平成24年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 10 報告第11号 平成24年度南部町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 11 報告第12号 財団法人南部町健康増進公社の経営状況について
- 第 12 議案第66号 南部町子ども・子育て会議条例の制定について
- 第 13 議案第67号 南部町消防施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 14 議案第68号 南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 第 15 議案第69号 南部町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 16 議案第70号 南部町農事情報無線の設置に関する条例を廃止する条例の制定について
- 第 17 議案第71号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について
- 第 18 議案第72号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 第 19 議案第73号 平成25年度南部町一般会計補正予算（第1号）
- 第 20 陳情第4号 消費税増税の中止を求める意見書提出の陳情書（継続案件）
- 第 21 常任委員会報告
- 第 22 閉会中の継続調査の件
- 第 23 議員派遣の件
- 追加第1 町長提出議案追加提案理由の説明
- 追加第2 議案第74号 南部町監査委員の選任について
- 追加第3 発委第1号 消費税増税の中止を求める意見書案

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（17名）

1番	山 田 賢 司 君	2番	八木田 憲 司 君
3番	中 舘 文 雄 君	4番	工 藤 正 孝 君
5番	夏 堀 文 孝 君	6番	沼 畑 俊 一 君
7番	根 市 勲 君	8番	河門前 正 彦 君
9番	川 井 健 雄 君	10番	中 村 善 一 君
11番	佐々木 勝 見 君	12番	工 藤 幸 子 君
13番	馬 場 又 彦 君	14番	立 花 寛 子 君
15番	川守田 稔 君	16番	工 藤 久 夫 君
17番	坂 本 正 紀 君		

欠席議員（１名）

18番 東 寿 一 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	坂 本 勝 二 君
総 務 課 長	小萩沢 孝 一 君	企画調整課長	坂 本 與志美 君
財 政 課 長	小笠原 覚 君	税 務 課 長	谷 内 恭 介 君
住民生活課長	極 檀 義 昭 君	健康福祉課長	高 森 正 義 君
農 林 課 長	川守田 貢 君	農村交流推進課長	西 村 幸 作 君
商工観光課長	福 田 修 君	建 設 課 長	工 藤 良 夫 君
会 計 管 理 者	若 本 勝 則 君	名川病院事務長	佐 藤 正 彦 君
老健なんぶ事務長	麦 沢 正 実 君	市 場 長	工 藤 敏 彦 君
教 育 長	山 田 義 雄 君	学 務 課 長	夏 堀 常 美 君
社会教育課長	西 村 久 君	農業委員会事務局長	北 山 哲 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	根 市 良 典	主 幹	留 目 日出子
主 査	留 目 成 人		

◎開議の宣告

○議長（坂本正紀君） ただいまの出席議員数は17人でございます。定足数に達しておりますので、これより第50回南部町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

◎報告第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第1、報告第2号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、専決第2号、平成24年度南部町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。財政課長。

○財政課長（小笠原覚君） それでは、議案の1ページをお願いいたします。報告第2号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてご説明をいたします。

処分理由でございますが、特別交付税、町税、自動車取得税交付金などの収入金額の確定、及び過疎集落等自立再生緊急事業費の改増に伴い、平成24年度南部町一般会計予算を補正する必要が生じ、この補正に特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分したものでございます。

次のページをお願いいたします。専決処分の第2号、平成24年度南部町一般会計補正予算（第7号）でございます。

まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算額の総額に歳入歳出それぞれ2億5,221万6,000円を追加し、総額を105億1,672万6,000円とするものでございます。

この補正予算は、平成24年度の最終の補正予算でございまして、3月28日をもって専決処分したものでございます。歳出から説明をいたします。14ページをお願いいたします。

まず、2款総務費1項、9目自治振興費でございますが、2,547万1,000円を追加し、4,057万

1,000円とするものでございます。年度末に荒町集会施設整備のため要望していた過疎集落等自立再生緊急対策事業が3月下旬に採択となりましたので、17節、用地買収費に600万円、19節に過疎集落等自立再生緊急対策事業補助金として1,947万1,000円を計上いたしましたものでございます。次に、15目、減債基金費でございますが、2億2,434万8,000円を追加し、3億4,200万8,000円とするものでございます。これは減債基金の積立金でございます。特別交付税、町税など歳入の確定により増加分を将来の公債費負担に備え基金に積み立てるものでございます。続いて16目でございますが、公共施設整備基金費240万円の減額でございます。これは、過疎対策ソフト事業費確定により、公共施設整備基金積立金を減額するものでございます。

次のページ3款民生費に入ります。1項2目住民生活費でございますが、60万円を追加するものでございますが、国民健康保険特別会計への繰出金でございます。健康センター建設事業に係る地方債が減額となったため、その分を一般会計から繰り出すものでございます。

続いて4款衛生費、2項3目、塵芥処理事務組合費でございますが、419万7,000円を追加するものでございます。これは八戸広域事務組合への塵芥処理運営負担金でございます。

続いて歳入をご説明いたします。10ページをお願いいたします。1款町税、1項1目、個人につきましては、579万9,000円、2目の法人につきましては、969万2000円、合わせて1,549万1,000円の追加でございます。

続いて1款2項固定資産税につきましては、5,233万8,000円の追加、続いて3項軽自動車税につきましては、139万5,000円の追加、4項市町村たばこ税につきましては、240万1,000円の追加、各税目の確定見込みにより、それぞれ増額計上いたしましたものでございます。

次のページ、2款の地方譲与税から12ページ7款の自動車取得税交付金まで、これらにつきましてもそれぞれ、収入額確定により予算の増減調整を行ったものでございます。

続いて9款、地方交付税に入ります。地方交付税でございますが、1億4,420万8,000円を追加し、58億6,380万9,000円とするものでございます。これは特別交付税の確定によるものでございます。最終的に特別交付税につきましては、昨年度より3,900万余り減額というふうになりました。これは、東日本大震災それから、平成23年度台風15号災害の関連経費の減によるものでございます。

続いて13款、国庫支出金、2項5目総務費国庫補助金でございますが、1,200万円の増額、追加計上でございます。これは、過疎地域等自立活性化推進交付金でございます。先ほど歳出で説明いたしました荒町の集会施設整備に係るものでございます。

20款の町債につきましては、第3表地方債補正で説明いたします。7ページをお願いいたしま

す。第3表地方債補正の変更でございます。過疎地域自立促進特別事業債の起債の限度額の変更でございます。補正前、1億1,400万円から280万円を減額し、補正後の限度額を1億1,120万円とするものでございます。これは福地地区の地籍再調査など過疎のソフト事業費確定による変更でございます。

続いて前のページでございます。繰越明許費の追加について説明をいたします。2款総務費、1項総務管理費、過疎集落等自立再生緊急対策事業、金額は2,547万1,000円でございます。先ほど説明いたしました、3月下旬に交付決定を受けました、荒町集会施設整備に係る関連費用を翌年度へ繰り越すものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。工藤久夫君。

○16番（工藤久夫君） 当初予算に比べて、歳入が増えたと。町民税だとか固定資産税ですか、特に見ておきますと、固定資産税が大分ふえている。当初予算から見てふえた理由はというのが原因かということと、財政調整基金ですか、この積み立ての基金がふえて行くというのは、悪いことではないなと思うんですけど、大体、概略で現在、基金の残高がこの年度末でおよそ前年度と比較してどれくらいふえて、総額がどのくらいかということを簡単に説明していただきたいと思います。

○議長（坂本正紀君） 財政課長。

○財政課長（小笠原覚君） まず先にですね、固定資産税のほうでございますが、財政課で揃っている情報でございます。固定資産税の5,233万8,000円のアップ分につきましては、収納率のアップ、収納率が上がったという事で、500万円ほどというふうに聞いております。

それから、住宅の新築分、これが、約1,400万円ほど、それから、償却資産の分、J Rですか様々ございますけど、それが2,300万円ほどというふうに聞いており、その積み重ねが、5,200万余りということでございます。

続いて、基金の最新の数字でございますが、財政調整基金は、平成23年度末で9億1,700万余りでございました。平成24年度末で10億6,800万というふうになってございます。ですので、約1億5,000万余りふえているということでございます。

それから補正予算にのっておりました減債基金は、23年度末が21億7,900万余りでございました。これが平成24年度末で25億3,000万余りというふうなことになるので、3億5,000万ほど増加というふうなことになるのでございます。以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 工藤久夫君。

○16番（工藤久夫君） わかったら、基金の残高の総額が大体どれくらいかというのまで、説明をお願いしたいです。

○議長（坂本正紀君） 財政課長。

○財政課長（小笠原覚君） トータルですね、財政調整基金、その他特定目的基金、それから、奨学金などにつきましては、定額運用基金という表現でございますが、基金総額で60億1,400万、これが平成23年度末でございます。平成24年度末が71億4,400万余り、ですので、11億3,000万余りふえてございます。以上でございます。

○議長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、報告第2号は原案のとおり承認されました。

◎報告第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第2、報告第3号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、専決第3号、平成24年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を議題いたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 報告第3号についてご説明申し上げます。16ページをお開きください。専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、処分理由になりますが、健康センター整備事業債の確定に伴い、平成24年度南部町国民健康保険特別会計予算を補正する必要が生じ、この補正に特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分したものであります。

17ページをお開きください。専決処分第3号、平成24年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）、第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものです。

23ページ歳出から説明します。8款保健事業費、3項総合保健事業費、1目施設整備費、これは財源補正になります。医療健康センター建設事業債の起債対象経費の精査に伴い、対象外経費となる60万円を減額し、一般会計から繰入金60万円を増額補正するもので、対象外経費となるものは、対応年数5年未満及び一品単価が20万円未満として、少額備品として対象外経費となります。この少額備品となるものは、電話機です。

22ページをお開きください。歳入になります。9款繰入金、2項他会計繰入金、1項一般会計繰入金、健康センター建設繰入金が60万円の増額、12款町債、1項町債、1目保健事業債は60万円の減額となります。以上です。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(坂本正紀君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(坂本正紀君) ご異議なしと認めます。

よって、報告第3号は原案のとおり承認されました。

◎報告第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(坂本正紀君) 日程第3、報告第4号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、専決第4号、南部町町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。本案について説明を求めます。税務課長。

○税務課長(谷内恭介君) 24ページをごらんいただきます。報告第4号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、処分の理由といたしまして、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が公布され、平成25年4月1日から施行されたことに伴い、条例を改正する必要が生じ、この改正に特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分をしたものでございます。

26ページをごらんいただきます。条文等が載っておりまして、大変長くなっておりますので、議員の皆様方に配布してある、提案議案説明書のほうで説明いたします。よろしいでしょうか。

1ページ目をごらんいただきたいと思います。提案の趣旨、平成25年度税制改正に伴い、地方税法の一部を改正する法律等が交付され、同年4月1日に施行されたことから、所要の改正を専決処分により行なうこととしたものでございます。

内容、町税に関する条例及び規則の規定による処分について行政手続条例第8条及び第14条の規定を適用することとした、町税条例第4条の改正でございます。

延滞金の割合等の特例を次のとおり見直しをした、付則第8条の改正でございます。

納期限表の中身ですけど、納期限後 1 カ月以内、本則は7.3パーセント、改正前の特例といたしまして、公定歩合プラス 4 パーセントということで、現在この特例を使っていますが、公定歩合につきましては、日本銀行法の規定に定められた商業手形の基準割引率0.3を使っていますが、現在は4.3パーセントということで使っています。見直し後の特例という事で、これは平成26年 1 月 1 日から施行になりますけど、見比べていただきますと 4 パーセントの部分と 1 パーセント、1 パーセントという事で 2 パーセントくらい減になるのかなという見込みでございます。

それから、住民税関係でございますけれども、個人町民税の住宅借入金等特別税額控除の適用者に平成26年から平成29年まで 4 年間延長するということでございまして、これは、付則第15条の 2 の 2 の改正となっております。居住用財産の譲渡に係る町民税の課税特例について、その有する居住用家屋が東日本大震災により居住の用に供することが出来なくなった者の相続人、家屋に同居していたものに限るということですが、当該家屋の敷地を譲渡した場合には、当該相続人が課税特例の適用を受けることができます。というふうな改正でございます。これは、付則第 47 条の 2 第 2 項の追加となっております。施行月日は平成25年 4 月 1 日からとなっております。以上主な改正でございます。説明を終わります。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、報告第 4 号は原案のとおり承認されました。

◎報告第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第4、報告第5号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、専決第5号、南部町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。税務課長。

○税務課長（谷内恭介君） 31ページをごらんください。報告第5号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。それから、処分の理由でございます。山村振興法第14条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令が公布され、平成25年4月1日から施行されることに伴い、条例を改正する必要が生じ、この改正に特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分したものでございます。

33ページをごらんいただきたいと思います。南部町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例、南部町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を次のように改正する。ここの部分では、平成25年3月31日までとなっている期間を、平成27年3月31日までということで2年間延ばす、変更するということでございます。付則につきましては、付則の3項中でございますけれども、平成28年3月31日を平成33年3月31日に改める。これは、有効期限の延長、過疎法の5年間の延長に伴いまして、町のほうも5年間延長することになってございます。以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(坂本正紀君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(坂本正紀君) ご異議なしと認めます。

よって、報告第5号は原案のとおり承認されました。

◎報告第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(坂本正紀君) 日程第5、報告第6号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、専決第6号、南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。税務課長。

○税務課長(谷内恭介君) 34ページをごらんいただきたいと思います。報告第6号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、処分の理由でございますけれども、地方税法の一部を改正する法律が公布され、平成25年4月1日から施行されることに伴い、条例を改正する必要が生じ、この改正に特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分したものでございます。

36ページをごらんいただきたいと思います。ここの中身についてご説明申し上げます。南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例ですけれども、これにつきましては、内容でございますが、特定世帯の軽減措置の延長ということでございまして、特定世帯とは、国保の世帯であったところからですね、後期高齢の方へ移動して行きまして、国保の被保険者が一人になった世帯、それを特定世帯と言っておりまして、その前に世帯平等割につきましては、5年間に付き2分の1の軽減をいたします。という事で、やってきましたが、5年間経ちまして、これから、また元に戻すという、大変、金額が高くなるという事でその部分につきましては、3年間、4分の1の軽減を行なうというものの改正でございまして、それに伴いまして、各7割軽減、5割軽減、2割

軽減の世帯につきましても、軽減をしていくというような内容でございまして、施行月日につきましては、平成25年4月1日から行なうというものでございます。以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、報告第6号は原案のとおり承認されました。

◎報告第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第6、報告第7号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、専決第7号、南部町承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。税務課長。

○税務課長（谷内恭介君） 38ページをごらんいただきたいと思います。報告第7号専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、処分の理由、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令等の一部を改正する省令が公布され、平成25年4月1日から施行されることに伴い、条例を改正する必要が生じ、

この改正に特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分したものでございます。

40ページをお開きください。改正条文でございますけども、ここの中身につきましては、適用期限、法律で平成25年3月31日までとしておったものを、1年間延長して、26年3月31日までにするという改正内容でございます。以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。工藤久夫君。

○16番（工藤久夫君） 企業誘致をして、企業に対して固定資産税を減免するのは、3年間ただにするとか、それで企業の誘致、立地を進めるという趣旨はよくわかるのですが、最近のいろんな技術の進歩の変化が激しいものですから、せっかく企業を誘致してもちょっと世の中の景気が悪くなった、流れが悪くなればさっさと引き上げるのもまた、誘致企業の特徴と言え、特徴なわけですね。私考えるに、国が決める法律に基づいた産業でなきゃだめだとかとか、縛りがあるのはよくわかるんですけども、一番大事なのは、ずっとこの地域に根付いて、ここの地域から雇用を一生懸命して、頑張っている既存の企業、それがほんとは町にとっては大事な企業であって、大事な財産だと思うんですよ。その国が決めた法律だから、固定資産税は免除しましょう、あれは免除しましょう。その分、交付金が国から入ってくる。それはそれでわからないわけではないですけども、その、地方として、ここの町として、なんかこれからの方向としてですね、今まで頑張って地元で雇用から、収益から上げる努力をしている企業に対して、まけろとは言わないんですけども、「ご苦労さんです。もっと頑張ってください。」という何かアメの部分というのはこれから町政にとっても、必要じゃないかなと思うんですけども、その辺を、多分今のこういう国の枠組みの中では、町で単独で一部でも変えるというのは難しいものですか。簡単なものですか。税務課長のほうから伺います。

○議長（坂本正紀君） 税務課長。

○税務課長（谷内恭介君） 国の方で定めたもの、そしてまた、それが県に下りてきまして町、という流れで進んでいるものもございまして、町単独で進めているような条例の中身ですね、免除というようなものを謳っているものもあると思いますけども、今、工藤議員さんがおっしゃっ

たように、すぐにそれを町のほうでというような部分でできるのかどうかというのはいま、勉強不足で申し訳ございませんけども、答弁できない部分ではありますけども、そういう部分があるのであればどっかでこう、協議しながらですね、検討していかなければならないと思いますけども、その辺のところ、隣接、県内の部分とかですね、調査してみたいと思いますので、一つよろしくをお願いします。

○議長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。工藤久夫君。

○16番（工藤久夫君） なんでこういうことかということ、どっちかって今まで、末端の地方自治体というのは、国が制度を作って、県がそれを踏襲して、その通達に基づいて、その枠組みの中からはみ出せなかった部分というのは、やりたくてもできないのはいっぱいあると思うんですけども、ただ、それだけでこの町のいろんな企業が元気出せるかということ、もうひと味、この町独自の「ここに工場作ってよかった。ここで企業はじめてよかった。」という何かが必要になってくるんじゃないかなと、それを常に考えておく必要があるだろうと、だから、固定資産税を免除しました、交付金が国から入ってくるから差引ゼロだからいいんじゃないかという、発想から、入ってくるものはもらったほうがいいんでしょうけども、出し方をちょっと工夫するとか、何か既存の頑張っている企業にもそれなりの、「これじゃあここでやっぱり頑張らないとないな」というそういう、いままでと違った見方、政策ということも考えてほしいなってこれは要望ですけどもね。町長にその辺、要望しておきたいと思います。

○議長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。
よって、報告第7号は原案のとおり承認されました。

◎報告第8号の上程、説明、質疑

○議長（坂本正紀君） 日程第7、報告第8号、平成24年度南部町国民健康保険特別会計継続費繰越計算書についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） それでは、41ページでございます。報告第8号、平成24年度南部町国民健康保険特別会計継続費繰越計算書についてご説明をいたします。報告理由でございますが、南部町国民健康保険特別会計予算の健康センター建設事業の事業費の繰り越しについて、継続費繰越計算書をもって報告するものであります。

次ページをお開きください。8款保健事業費、3項総合保健事業費、健康センター建設事業、継続費の総額4億9,077万円、平成24年度継続費予算現額が1億8,471万1,000円、支出済額及び支出見込額7,368万3,000円この内訳につきましては、建設工事施工管理委託料、平成24年度分の契約額201万840円に対して、30パーセントにあたる60万3,300円が支払済みとなっております。建設工事請負費につきましては、平成24年度分の契約額、1億8,270万円に対して、40パーセントにあたる7,308万円が支払済みとなって、合わせて、翌年度逓次繰越額が1億1,102万8,000円となるものであります。以上で説明を終わります。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結し、報告第8号を終わります。

◎報告第9号の上程、説明、質疑

○議長（坂本正紀君） 日程第8、報告第9号、平成24年度南部町国民健康保険名川病院事業会計継続費繰越計算書についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。名川病院事務長。

○名川病院事務長（佐藤正彦君） 43ページでございます。報告第9号、平成24年度南部町国民健康保険名川病院事業会計継続費繰越計算書についてご説明いたします。報告理由でございますが、平成24年度南部町国民健康保険名川病院事業会計予算の医療センター建設事業の事業費の繰り越しについて、継続費繰越計算書をもって報告するものでございます。

次のページをお願いします。第1款資本的支出、第1項建設改良費、事業名医療センター建設事業でございますが、継続費の総額13億9,671万8,000円、24年度継続費予算計上額、5億1,169万2,000円、右のほうから5番目の列になりますけれども、翌年度通次繰越額3億746万9,700円でございます。その右側でございますけれども財源予定額、当年度損益勘定留保資金86万9,700円、病院事業債と過疎対策債で3億660万円でございます。以上で説明を終わります。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。川守田稔君。

○15番（川守田稔君） 建設費とは直接関係ないのですが、今後の名川病院の運営についてちょっと気になることがあるので、その辺を含めてお尋ねします。

去年くらいでしたか、いわゆる健康診断項目というのが見直されるのでしょうか、よく目にする記事ですけど、いま行われている一般健康診断のような項目がですね、病気を早期発見、早期治療にあまり有効でないという言われ方が始まって久しい訳ですが、厚生労働省のほうでもどうやらそのような見方をしてきたやのようです。詳しくはわかりません。簡単な記事を読みました。雑誌でしたか、何でしたか読みました記憶があります。

それで、平成25年度のこの何をどのように改正するかというのは、私はわからないんですけども、25年度の改正に向けてっていう記憶があるのですが、ということは今現在、改正、そういったことを踏まえてですね、検討されてる時期なんだろうと考えるわけですよ。そうなりとですね、町の健康診断を請け負ってる名川病院のその経営に対してもですね、多少なのか、大きくなのか

影響するような検討がされるのかもしれませんが。その辺の事情をお知りでしたら教えていただきたい。

○議長（坂本正規君） 名川病院事務長。

○名川病院事務長（佐藤正彦君） お答えいたします。健康診断については名川病院は町からの受託で特定検診をしてございます。項目については、町のほうで指定してきてございます。町で指定した項目について、病院で受託して検査をして、出すということにしておりますけども、あと、事業所検診も同じようにですね、事業所で決められた項目を提示して、それについて検査をして健康診断書として出している状況なので、ことし変わるとかという情報については私もまだ聞いてはございません。

○議長（坂本正規君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 議員のご質問ですけども、私も詳しくはわからないんですけども、項目については、一項目ですね増やす検討はなされているようです。クレアチニンだったと思うんですけど、先ほど事務長が説明したとおり、町のほうから法律に基づいて特定検診というかたちで40歳から74歳までの検診、町独自で30歳以上の方の国保の方ですけども、特定検診やっています。あとは、後期高齢者広域連合から委託されている75歳の検診、いずれにつきましても項目は決まっております。町が必要があって項目を追加する場合がありますけれど、今は特定検診の項目に沿ったかたちで30歳以上もやっているのが現状となっております。

○議長（坂本正紀） 川守田稔君。

○15番（川守田稔君） 確か、WHOだったような気がするんですけどね、検診項目の有効性について云々というあれは。昨日、今日言われ初めたことではなくてですね。それで、正常値ですとかそういったものは年々下がって行きますよね。そういう傾向があったりですね、非常にその健康診断自体がですね、別の目的があって、本当に国民の健康を維持するのに有効かどうかというのは、私自身も疑問に思うふしは前からあったんですよ。いよいよ厚労省のほうでもそういうアクションを起こしたのかなと思って注目もしていたんですけども。私なりに調べましたけどあ

まり、調べられませんでした。ですけど、そういうジャーナリズムの中の情報というのであれば、本当なんだろうなと思いつながらですね、ちょっとご存知なのかなと思って聞いてみたんです。最初の質問はそういうことだったんです。

その上で、お聞きしたいのはですね、いま行っている健康診断というのはですね、はたしてどれほど有効に機能して、早期発見、早期治療ということに役立っているのかということを町はどのように認識しているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 今、病院の会計のほうだったんですけど、質問があったので答えます。有効性につきましては、特定検診、これに変わる前の基本健診というのがありましたけども、やはりあの、コストと合わせながらやっているものと考えます。有効性につきましても、今現在の医療技術のなかで費用負担に係る経費に見合う形での効果はあるのかなと考えてございます。この結果が出た後の指導なり、生活習慣の改善なりについては、市町村ごとに任せられていますので、それなりの事業展開によっては効果がでる場合もありますし、出ない場合もあるという事で、町では、特に治療中であっても、糖尿病対策として事後指導をこれまでの1回、2回という形ではなくて、継続的に3ヶ月なり、6ヶ月のスパンで改善するように努めております。以上です。

○議長（坂本正紀君） 川守田稔君。

○15番（川守田稔君） 答えようが無いのはわかるんですよ。わかるんですけど。なんでこういう質問をしたかをまた説明しますとですね。めでたく私も父親の遺伝子を受け継いでですね、高血圧症なんですよ。それで、私は近くの病院に通っているんですけどね、そこではですね、血圧手帖みたいなのをくださってですね、先生が135のところをピーッと上のところをですね、線を引いてくれるんですよ。そんな感じでここ2・3年通院しているんですけど、ところがですね、うちの社員とかから聞くとやっぱり、血圧高いとかっていうとですね、150位のところで管理してもらってるような感じなんですよ。150位だから、「もうちょっと薬、まだ早いかな」ということ言われながら、ついこの前、「とうとう薬飲まなくてはならなくなりました。社長。」みたいな、そんな話があったんですけど、そういうふうにと考えるとですね、非常にあの、正常値と

いうものの、すごく、お医者さんによっても認識が違うんですよ。それでですね、その昔、私らが臨床検査の勉強をしたころですね、確か、正常値っていうのは150前後じゃなかったのかな。というような記憶もあるんですよ。昔のことですからわかりません。そういう仕事もしたことがなかったものですから、非常にあいまいですけども、ずっと正常値は高かったはずですよ。血糖についてもですね、普通の人は100ってあれがありますけども、もっと幅があったはずですよ。私の記憶では。ところがどういうわけですかね、何年か毎に正常値ってのは下げられていってる。下げられることによって、再検査という網で捉える仕組みっていうのがですね、出来あがって、というふうに私は考えているんですけども、臨床学会の陰謀じゃないかなと私は考えているんですけども、そういう医療体制のなかにあってですね、本当に有効なのかそうじゃないのか、どの病気をどの時点でどういうふうに見つけて、どういうふう早期治療に結びつけるかっていうことに関してはですね、町の指導ということがすごく大きいんだと思うんですよ。ですから、そういったことも含めてですね、検診の体制を考え直してもらいたいなと、考え直すと言えば大げさになりますけども、そういうことを念頭において考えてもらいたいなと、ちょっとだけ思います。そういうことだったんです。

○議長（坂本正紀君） これにて質疑を終結し、報告第9号を終わります。

ここで、11時5分まで休憩いたします。

（午前10時53分）

○議長（坂本正紀君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時5分）

◎報告第10号の上程、説明、質疑

○議長（坂本正紀君） 日程第9、報告第10号、平成24年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。財政課長。

※根市勲君 着席

※工藤幸子君 着席

※工藤久夫君 着席

○財政課長（小笠原覚君） それでは、45ページをお願いいたします。報告第10号、平成24年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明をいたします。報告理由でございますが、平成24年度南部町一般会計予算の公共土木施設災害復旧事業、公営住宅整備事業、橋りょう補修事業、過疎集落等自立再生緊急対策事業、地上デジタル放送受信対策事業などの事業費の繰り越しについて、繰越計算書をもって報告するものでございます。

次のページをお願いいたします。本繰越計算書につきましては、これまでご議決をいただきました各補正予算で設定されたものでございます。まとめて、報告するものでございます。

第2款総務費、第1項総務管理費、地上デジタル放送受信対策事業につきましては、金額、翌年度繰越額、同額1,088万1,000円の繰り越しでございます。米内地区、小波田地区のデジタル放送受信対策を進めるものでございます。続いて、過疎集落等自立再生緊急対策事業、先ほどご説明いたしました荒町の集会施設整備を進めるものでございまして、翌年度繰越額は、2,547万1,000円でございます。

続いて8款土木費、2項道路橋りょう費、橋りょう補修事業でございますが、繰越額は2,900万円でございます。これは小滝橋の補修を進めるものでございます。続いて5項住宅費、公営住宅整備事業でございますが、翌年度繰越額は1億3,650万円でございます。ひろば台団地3棟を平成25年度前倒しで進めるものでございます。

続いて10款教育費、2項小学校費、理科教育設備整備事業でございます。翌年度繰越額は400万円ございまして、町内小学校8校分の理科教育備品の購入整備を図るものでございます。続いて3項中学校費の理科教育設備整備事業につきましては、中学校4校分でございます。内容は同じございまして、翌年度繰越額は200万円でございます。

続いて11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、公共土木施設災害復旧事業でございますが、翌年度繰越額は1億510万円でございます。町道4路線の凍上災害復旧事業を進めるものでございます。合計、金額、翌年度繰越額、同額でございまして、3億1,295万2,000円でございます。いずれの事業も、認可の遅れや年度後半になってから事業費の配分を受けるなど、年度内完成が困難であるため、平成25年度へ繰り越すものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(坂本正紀君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結し、報告第10号を終わります。

◎報告第11号の上程、説明、質疑

○議長(坂本正紀君) 日程第10、報告第11号、平成24年度南部町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課長(工藤良夫君) 47ページをお願いいたします。報告第11号、平成24年度南部町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について説明させていただきます。報告理由でございますが、平成24年度南部町公共下水道事業特別会計予算の公共下水道事業の事業費の繰り越しについて、繰越計算書をもって報告するものであります。

次ページをお願いいたします。繰越計算書について説明いたします。2款、1項公共下水道事業費の公共下水道事業、9,620万円を平成25年度へ繰り越しするものであります。財源の内訳といたしまして、国庫支出金4,793万9,000円、地方債が4,790万円、一般財源が36万1,000円となります。9,620万円の内容は、工事費となっております。以上で説明を終わります。

○議長(坂本正紀君) 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。川守田稔君。

○15番(川守田稔君) 料金未収の件についてですね、関連としてお伺いしたいのですが、再発防止という観点で、どのような体制に変えて行くのか、改めて説明いただきたいと思います。

○議長(坂本正紀君) 建設課長。

○建設課長(工藤良夫君) 料金の未収の件ですけども、検査につきましては担当二人で出向い

て確認をして行きたいと考えております。また、台帳を設置いたしまして、それぞれの班の中で確認して、全体で、課のほうでも確認してまいりたいと考えています。以上です。

○議長（坂本正紀君） 川守田稔君。

○15番（川守田稔君） 台帳というか、懸案の事項をリストアップする意味かと思いますが、そういったのが今まで無かったのですよね。建設課に関してだけではないと思うんですけど、例えばですね、職員の方が机を並べて仕事しててもですね、「隣は何をする人ぞ」みたいなそういう雰囲気ってありますよね。これは、私の担当だけど、隣の人は関知しちゃいけないのか、関知、あえてしないのかわかりませんが、すごくそういう仕事の仕方というのは、非効率だなんて私らみたいな立場からするとですね、そう思うんですよ。やっぱりですね、いつどういう事態があるのかわかりませんから、例えば「私が動けなくなったら、じゃあ、誰か隣の人だとか空いている人が、代わりに動いてよ。」と、そんな感じで限られた従業員とかで運営している会社なのは、必ずそういうことしますよね。で、それすら、なんかすごく不自然なんですよ。私から考えると。そういった仕事の分担のしかたみたいなのがですね。ですから、そうじゃない体制に変えていかないと、この件に限らず似たような事故っていうのはどの課でも、多かれ少なかれ発生する可能性は孕んでいるんだと思うんですよ。ですから、そういうところをですね、建設課さんはそういうふうに直すんだと思うんですけど、町全体でですね、そういうことを考えていく必要が私はあると思って質問した次第であります。どうぞ前向きな検討をよろしくお願いします。

○議長（坂本正紀君） ちょっとお待ちください。川守田議員。この件につきましては、5月23日議員全員協議会でも十分、ご審議して、これからの再発防止のための対策も話し合いましたし、そのとき、町長も副議長も責任として、報酬の削減も決めておりました。

（「全員協議会は全員協議会だし、議会は議会だと思います。よろしくおねがいします。」の声あり。）

総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 川守田議員のご質問、ご提案ということでございますけども。こういう事例に関しましては、職員一人一人の資質の向上は大切ではございますけども、組織として、南部町、班体制から班の括りと、課の中に班があります。そういう体制でやっておりますの

で、班の中でコミュニケーションを深めていただくということがまず、一つだと。「隣の人は何をする人ぞ」と、「片や5時に帰って、片や遅くまで仕事をしている」と、というようなことはやっぱりあってはならないだろうというふうなことがあります。ですので、班あるいは課の体制として、やはり、上司が見とどりをしてですね、「忙しい分担には手伝っていくんだ」というような体制をとって行かないと、「あの職員は何をやっているのか」と、同じ課の中においても、今忙しいのか、時間があるのかというのもわからないということであれば、体制としてはよろしくないというふうに思っています。あくまでも個人での資質の問題ではないというふうにも捉えてございますので、今後、十分それを見据えて仕事を活性化して行くようにして行きたいと思います。

○議長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結し、報告第11号を終わります。

◎報告第12号の上程、説明、質疑

○議長（坂本正紀君） 日程第11、報告第12号、財団法人南部町健康増進公社の経営状況についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（福田修君） それでは49ページをお願いいたします。報告第12号、財団法人南部町健康増進公社の経営状況について、提案理由でございます。財団法人南部町健康増進公社の経営状況について、地方自治法施行令第173条第1項に規定された書類をもって報告するものであります。内容につきましては、皆さんのお手元に別冊で配布されている資料があると思いますので、それに基づいて説明いたします。

（財）南部町健康増進公社の経営状況についてという資料でございまして、1ページをお願いいたします。南部町健康増進公社決算状況について概要ということで、主なものを説明いたします。事業報告、一つ目として、健康教室、水中運動、水泳教室等事業、開催件数37件、開催回数が1,125回、

受講者数 1 万 857 人、二つ目といたしまして講師派遣事業、派遣件数 7 件、派遣回数 45 回、受講者数 705 人、三つ目としてその他の事業、里山あるき、体力測定、体力指導、ピンクリボン運動、湯上りライブ、里山あるき写真展、G O ドリンカーシナ絵販売展示、それから、赤坂イネ子ショー、8 つほど事業を行ってございます。それで、利用状況でございます。（１）バーデハウスふくち、利用者数 20 万 8, 175 人、前年度比 3, 250 人の減。内訳でございます。全館利用者 6 万 7, 130 人、前年度比 2, 510 人の増。銭湯利用者 13 万 9, 749 人、前年度比 5, 235 人の減。その他といたしまして 1, 296 人、前年度比 525 人の減。（２）のアヴァンセふくち。利用者数 5, 035 人、前年度比 96 人増。内訳、一般大人 2, 288 人、前年度比 72 人減。一般の子ども 515 人、前年度比 23 人の増。宿泊企画 2, 232 人、前年度比 145 人増。（３）といたしまして、ふくち屋外プール、利用者数 1, 238 人、前年度比 262 人減。内訳です。有料利用 410 人、前年度比 111 人減。町内無料利用 828 人、前年度比 151 人減。（４）、ふくちアイスアリーナ、利用者数 3 万 9, 378 人、前年度比 1, 502 人増。内訳。夏季 890 人、前年度比 391 人減。冬期 3 万 8, 488 人、前年度比 1, 893 人増。

収入、支出の状況でございます。バーデハウスふくち、収入、1 億 3, 567 万 2, 000 円、支出、1 億 3, 583 万 8, 000 円、16 万 6, 000 円の減。アヴァンセふくち、収入、2, 613 万 2, 000 円、支出が 2, 602 万 6, 000 円、10 万 6, 000 円の増。ふくち屋外プール、収入が 332 万 5, 000 円、支出が 327 万 7, 000 円、4 万 8, 000 円の増。ふくちアイスアリーナ、収入が 425 万 9, 000 円、支出が 4, 260 万 5, 000 円、7, 000 円の減。レストラン、3, 781 万 9, 000 円の収入でございまして、支出が 3, 738 万 7, 000 円、43 万 2, 000 円の増。合計で、2 億 4, 554 万 6, 000 円の収入で、支出が 2 億 4, 513 万 3, 000 円、差引 41 万 3, 000 円の増ということで報告いたします。以上です。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。中舘文雄君。

○3 番（中舘文雄君） この報告書ですね、内容見てまして、例えばですね、報告書の 4 ページにバーデハウスの「こういう事業やります。何回やって、何人参加してます。」とこういうところ見ればですね。1 回の事業に 3 人とか一人とかって数字が出てきますよね。こういうのは、これは理事会で、その辺はわかったうえで承認とか、認めたと思いますけども、前の資料を見ましてもこういう数字で、同じ事業を繰り返してる。当然、町民の健康増進のためですから一人であろうが、やるべきことはやらなければいけない。という与えられた事業なのか、それとももう少し内容をですね、精査して、あまりに町民が参加者少なければですね、やめるって決断も必要

なんですよ。全部これ調べてみたらですね、ひどいのなんか一人しか参加してないんですね。それでも「これ事業として公社でやっています」という報告ですよ。ただ事業の数字を並べてますけども、こういう物はですねやっぱり、こうしてみるとほとんどが町からの委託金がすべてだと、収入の出る元。それから特に24年度はですね、そのほかに緊急雇用創出事業も含めてなんとかおさめてる、この400万がなければ、ここが400万減という数字がでてくるような事業ですね、この辺はですね、やっぱり繰り返されてます。これ見ますと、前のやつも見て、今のやつも見ただんですけど、全部チェックしてみました。ですから、「こういう事業を何十回やりました。何百人ありました。」という、確かに数字並べると「すごいことやってるな」と思われるんですけども、一つ一つのはですね、事業といいますか、そういう物に対しても、チェックする機能を持っていかなければ、同じことの繰り返しで何もならない。私はそう思いましたんですが、その辺はどういうチェックしているのか、この収支だけ見れば内容がわからないんです。実際に、支出に、例えば健康教室やってる。どれだけ費用がかかっているのか。一つ一つの事業がですね。一つに対して講師、いろんな人件労務費かければ、5・6万かかっているのに実際はすべてが持ち出しの事業なのかもしれません。内容見ればですね。その辺のところをですね、どういうチェックしているのか、それから、もう少し細かい事業に対する収支の明細というのはやはり必要です。これやらなければ、ただただ繰り返して「ダメでした。ダメでした。こうでした。マイナスでした。また委託料が必要です。」っていうことを繰り返しているような気がして、その辺は、どういうチェック体制をしているのかお聞きしたいです。

○議長（坂本正紀君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田修君） 一応、事業に関しましては公社独自の考え方で事業を進めておりますので、チェックと言いましても、はっきり「この事業に対して何人参加している」というチェックは今までしてこなかったのが現状です。今、中館議員がおっしゃいましたとおり、確かに一人とか参加人数が少ない事業については本当に見直しをしてですね、新たな事業に変えるとか色々な考え方が必要になってくると思います。その辺は十分、公社のほうに対して指導していきたいと思います。

それから、それぞれの事業の収支明細といいましたが、私、今現在手元にございませんで、後で公社のほうから、取ってあるのかどうかも確認しなければなりませんので、時間をいただいでですね、もしあるのであれば出して行きたいと思ひますし、恐らく全体事業の動きでやってい

るとそれぞれの、個々の内訳が出てこないのかなという気もしますが、私、今、自分の手元に
ございませんので何とも言えません。公社のほうから、内容、事業費それぞれの個々の事業に対
して、支出、それから収入の内訳がわかる資料が有るかどうか、ちょっと確認してみたいと思
います。その辺、よろしくお願いします。

○議長（坂本正紀君） 中館文雄君。

○3番（中館文雄君） 公募掛けるという方針が決まって、もうすでにスタートしておりますか
ら、おそらくその辺になりますとですね、実際にこういう問題はですね、もっともっと本当は前
からですね細かい精査しながら進めて行ったうえでやるのであればいいんですけども。どうし
ても余りにもザクツとした内容なんです。私、どう見てもですね、これで、どれだけ無駄がある
のか、どれだけ町民の利益になってるかというのが判断出来かねる。というような報告の無いよ
うですが、あえて、申し上げました。ですから、今後ですね、どういう形でどなたさんが公募に
応じてやるかわかりませんですけども、せっかくの施設ですから、町民に歓迎はされていると思
いますけども、あまりにも少ない人数に事業として力入れ過ぎているという感じがしましたので、
その辺、一つこれから検討するよう要望しておきます。

○議長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結し、報告第12号を終わります。

◎議案第66号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第12、議案第66号、南部町子ども・子育て会議条例の制定について
を議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 50ページをお開きください。議案第66号、南部町子ども子育て

会議条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由ですが、子ども・子育て支援法の制定に伴い、南部町子ども・子育て会議を設置するとともに、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。次ページをお開きください。条例の主な内容になりますけれども、第2条が会議の任務、第3条が会議の組織、第4条が会議委員の任期、第5条が会議の会長及び副会長について、第6条が会議の招集についてであります。以上で説明を終わります。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。立花寛子君。

○14番（立花寛子君） 南部町子ども・子育て会議条例の制定について質問するものであります。国の子ども・子育て会議を受け、自治体としても設置を努力義務とされたことからの条例の制定であると思いますが、そもそも、国では保育行政や子育て問題についてどのような考えのもと進めようとしているもののでしょうか。数年前には、総合子ども園なる施策を進めるような時期もありましたが、現在はどのようなになっているのか質問いたします。

○議長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 立花寛子議員のご質問にお答えします。総合子ども園構想につきましては昨年度頓挫しております。よって、その前の認定子ども園のことについて若干の改正がっております。まちにとってその内容については、今後ですね、民営化も含めて進めて行くうえで、あまり大きい影響は無いのかなと考えております。以上です。

○議長（坂本正紀君） 立花寛子君。

○14番（立花寛子君） 今の答弁を受けまして、現在でも保育に関して規制緩和策が考えられ、認可保育所を株式会社に任せるとか、保育室が4階以上にある事務所内保育施設の避難用屋外階段の設置義務を取り払う動きなどがあります。また、保育所のこれは決まっている面積のことなんですけど、保育所の面積基準の緩和をあげております。この流れは、2015年から本格実施する子ども・子育て支援新制度の前倒しと言えると考えております。この子ども・子育て会議のそれを

先取りするような動きが現在も起こっておりますので、この点をぜひ、ご認識いただきたいと思います。

そこでその、会議の内容が大変、厳しい状況にあると考え、質問するわけではありますが、これは消費税増税と一体に保育の公的責任を後退させ、保育の産業化を狙う新制度は中止させるべきだと考えておりますが、実際に進められる準備に対しましては、父母、保育関係者、住民の保育要求を正しく反映させ、認可保育所の増設、保育環境の改善を初めとする、公的保育の水準を後退させないように、行政としてもその方向で最大限行動していただきたいと思いますと考えておりますが、どのようにお汲み取りでしょうか。質問いたします。

○議長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 今のご質問ですけれども、株式会社等の参入というのはテレビ、新聞等で報道されていまして、それは都市部のほうの待機児童の解決策で考えてることだと認識しております。

当町にとっては、保育所及び幼稚園の子どもたちですね、受け入れる体制につきましては、今、3歳未満児が若干、多くて、もしかすれば増築を考慮しなければならない場面もあるのかなと、ただ、何年かすれば減って行きますので、そのボリュームについては考えなくてもいいのかなと。それが、一つ。

それから、もう一つですね、参入と言っても現実的には、町村部にとって経験が無い事業者に保育業務をやるというのは考えられないし、そういう会社が参入する事も考えられないと認識しております。今後ですね、「南部町の子どもたちにとってどういう保育がいいのか」ということで今の会議設置条例があるんですけれども、26年度にかけまして、調査及び計画をですね策定します。そのなかで、南部町にとって一番良い保育の有り方については、討議・検討されていくことになるかと認識しております。以上です。

○議長（坂本正紀君） 立花寛子君。

○14番（立花寛子君） 説明資料の中の5ページなんですけれども、これは、南部町子ども・子育て会議条例についての、全協での資料の内容というところに係る質問なのですが、具体的にどういう選定をなさるのか、2の学識経験者、関係団体者、教育関係者、保育関係者、保護者、町民

こういうメンバーが集まられるのは結構なんですけど、話の内容によっては大変、厳しい状況とか方向に進まなければならない話も出てくると思いますが、十分にその保育の要求内容を汲み取るような会議にしていただけるのかなのかどうか、この点をきっちりとうたえておきたいと思います。どのような方針でお話しを進めていくのか、具体的にお知らせしていただきたいと思います。

○議長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 議員ご質問の説明資料の5ページ、内容の2番でありますけど、会議の組織、構成は学識経験者、関係団体者、教育関係者、保育関係者、保護者、町民となっております。これにつきましては、今、民営化推進委員会でもそうなんですけども、南部町には保育園、幼稚園が多数あります。その構成で考えていくことと、それから、地域的なバランスを考えていきますと、まんべんなくやると大体、15人程度になると考えています。今の段階では、民営化推進委員会でもそうなんですけど、同等の内容の構成になるかと認識しております。以上です。

○議長（坂本正紀君） 川守田稔君。

○15番（川守田稔君） 私はちょっと勉強不足でですね、この基となる法律をまだ読んでいないもんですから、いったいぜんたいですね、この子ども・子育て会議っていうことはですね、どういったことを取り上げて、どういうことを審議しようという目的のもとに設置されるものなのか、大変、勉強不足で申し訳ないのですが、説明いただきたいと思います。

○議長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 子ども・子育て会議の内容になりますけども、先ほど説明した子育て支援事業計画に、当事者の意見の反映を初めとして、地域の子育て家庭の実情を踏まえて実施してくださいということになります。そのなかで、重要な役割を果たすものと考えております。

地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施しなくちゃならないものですから、会議を

設置して、それを進めて行くうえで、重要な役割を果たすと認識しております。

○議長（坂本正紀君） 川守田稔君。

○15番（川守田稔君） 働く女性の方のための子育てなのかなと勝手に考えていたのですが、そではなくて、全般ということなんですね。その中でもって先ほど立花議員がした、子ども園のような組織のことも考えて行くって、考えて良いのですか。そういうことではないですか。

○議長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 川守田議員のご質問にお答えいたします。総合子ども園なり認定子ども園につきましては、昨年の6月議会でも質問がありましたけれども、その時は、国で検討しているという事で、保留の態度だったんです。それで、総合子ども園構想がとん挫した段階で、一番良いと思われた方式が取れないということがわかりました。その中で、今、残っているというのは保育園、幼稚園、幼保一体型の施設、後は、認定子ども園になりますけれども、これについては、これからどれが一番良いのかということについては、検討していくものです。

その内容云々については、調査して、計画する段階で、内容については当然、検討審議していくかと思います。先ほど言った、「どんな範囲」ってことなんですけど、子どもの教育、保育、子育て支援ですね、これをバランスを配慮して全体的なものを検討していくってことになります。よろしいですか。

○議長（坂本正紀君） 工藤久夫君。

○16番（工藤久夫君） 出生率がこの間、昨日ですか、一昨日ですか、新聞見れば、日本全体では1.41になったとか、結婚して最初に子どもを産む女性の年齢が段々高くなっているとか、色々報道があったんですけどね。今、こういう会議を設置して、実際、今その子どもが、小さい子供を持って育てている親からすれば、何を望むかという、何ぼでも時間短いよりは長く預かって、料金は安くて、預ければ自分の家庭で子どもをしつけるよりはちゃんとした基本的な幼児教育とかしつけがなされると、そういうことが、バンバン要望として出されると思うんですよ。その時に、国の基準はこうですから、県ではこういう方向ですから、例えば、極端に言えば、所得に応

じて保育所なんかだと最大限、五万円近く月かかる。例えば、児童館だったら六千円なのか七千円なのか、幼稚園であれば二万五千円だとか、当然、払う立場から行けば、一番安いのに合わせてくれという要望がよけい出るだろう。でも、今の枠組みがどの程度変わるか、意見が出たときにどこまで答えられるかというのをですね、事前に検討しながらこういう会議をやって行かないと、「形式上メンバーを決めて会議は開きました。でも、町民の皆さんからこういう意見が出たけども、国の基準から行けばこれ以上はみだすことが出来ないからなにもできない。」という、やった意味が無いんじゃないかという恐れも感じるわけですね。その辺を、今までのこういうものの枠組みというものを聞いていれば、何ぼ良い意見が出たとしても、結果としては制度上、ここから上は、これ以上の要望は聞けないというのがいっぱい出てくると思うんですけど、その辺にですね、町独自の助成のかさ上げだとか何かやって行かないと、やっぱり今はその、なかなか「子ども産んで育ててくれ」と言っても、結婚もしない、産めない。そういう状況があると思うんで、私が望みたいのはですね、もう私から上の学識経験者の意見よりは、今、これから結婚する、育てる、現実にはその問題に直面している方の意見をいかに行政が吸い上げるか、そういうことを従来の枠組みにこだわらない委員の意見を聞いて、それを行政に反映させるっていうのをどこまでできるかというのが問題だと思うんですけど、その辺については、今までと変わった、「ここまでやりますよ」というのがあれば教えていただきたい。

○議長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 工藤議員ご指摘の今、当事者の参画に配慮した構成員ということだと思うんですけど、現在ですね、民営化のことがありまして、十分、当事者、父兄の方に配慮して意見を取り入れることと、町で考えていることの説明ですね、行っております。町といたしましても、これまで学童保育も含めて、子育て支援という形で改善してきています。今後についても、父兄さんの意見を取り入れながら、改善すべきことは改善していきたいと考えております。以上です。

○議長（坂本正紀君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

.....

◎議案第67号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第13、議案第67号、南部町消防施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） それでは、53ページでございます。議案第67号、南部町消防施設条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。提案理由ですが、南部町消防団福地第2分団屯所の新築移転に当たり、屯所の位置について改正を行なうものでございます。

次のページをお願いします。屯所の位置を変えましたので、住所要件を改めるというものでございまして、これまでの住所地、南部町大字福田字山道13の2番地を、同福田地内の字町頭2番地の3に改めるというものでございます。以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(坂本正紀君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

.....

◎議案第68号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(坂本正紀君) 日程第14、議案第68号、南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長(高森正義君) 55ページでございます。議案第68号、南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。提案理由ですけれども、南部町健康福祉推進協議会委員の報酬の額を規定するため、所領の改正を行なうものであります。

次のページをお開きください。これまで、健康福祉協議会委員は条例に制定されておりましたが、健康福祉推進協議会の所掌する任務の重要性に基づいて、委員の中に追加するものであります。以上で説明を終わります。

○議長(坂本正紀君) 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(坂本正紀君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(坂本正紀君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

.....

◎議案第69号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第15、議案第69号、南部町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 議案第69号でございます。57ページでございます。議案第69号南部町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。平成25年7月に支給する町長及び副町長の給料を減額するため、条例の改正を行なうものでございます。

このたびの、下水道未賦課問題によりまして、関係職員を懲戒処分及び訓告を行ったことに伴いまして、町長・副町長からの申し出により、町長・副町長においても給料の減額を行なうため、所要の改正を行なうものでございます。内容につきましては、平成25年7月に支給する給料を町長につきましては、月額100分の10を乗じて得た額を減額した額、副町長につきましては、100分の5を乗じて得た額を減じた額を支給するという改正でございます。以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。立花寛子君。

○14番（立花寛子君） 南部町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について質問するものであります。下水道使用料未賦課に関する件での条例の一部改正ではありますが、この内容について、その基になったことについて質問したいと思います。

課内の仕事内容の把握について、課長自らがどこまで報告を受けることになっているのか、ま

た、わからなければ、報告がなければ、報告を求めることなど、そのルールがはっきりしていなかったための事件でしょうか。報告が無ければ課長自らが仕事内容について把握するための努力がなされるはずではなかったのでしょうか。この点についての、再発防止策についての質問です。お答え願います。

○議長（坂本正紀君） 建設課長。

○建設課長（工藤良夫君） 申請書を受けた場合、担当者が受け付けを行います。その決済は通常であれば、課長まで決裁を受けて事務のほうを処理しておりますが、今回、担当のほうで受付をしてそのまま上司のほうに決裁が回って行かなかったということで、このような事態になりました。今後はですね、複数の受付を確認しまして、課長まで決裁を受けて事務のほうを処理していきたいと考えております。以上です。

○議長（坂本正紀君） 総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 今、当事者の建設課長のほうから答弁にいたしましたけども、こういう一連の賦課とか、住民の方々から、公共料金を納めていただくというような内容の業務につきましてはやはり、税務課ですと賦課して、それを常に決裁して、台帳を消し込んでいくという内容になっていると思いますが、今回建設課の場合は私も確認致しましたところ、申請した個別のあれは、申請がそのまま課長のほうに行かなければわからないという状況がありました。ですので、申請を受けた段階で台帳整備をしていくと、その台帳を時系列にチェックしていくというような対応をして行くと、ある程度防げるというふうに思っております。ですので、建設課のみならず、時系列で台帳整理をしてそれを常に班長、課長補佐、課長がチェックして行く段階で、「申請から検査までの時間がかかり過ぎている」というような指摘も出来ていくというようなことがこれからできるのではないかとこのように思っております。

○議長（坂本正紀君） 立花寛子君。

○14番（立花寛子君） 仕事内容について、十分、吟味する良い機会と捉え、改善される事を求めます。

ところで、職場づくりや人事評価において競争主義とか成果主義、相対評価など持ち込まれていないでしょうか。公務員のみなさんが働きがいのある場としての町役場であることを望んでおります。そういう意味では、職員の方の給与引き下げが行われなかったことは、評価できる点であります。十分に町民に目を向け、町民の中に飛び込み、町民のための提案を行政の中で行って、公務員としてのやりがい、働きがいがある場とするように改善をしていただきたいと考えておりますが、いかがお汲み取りでしょうか。

○議長（坂本正紀君） 総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 先ほど川守田議員さんのご質問にも答弁いたしましたけども、職員には高い資質の方もありますし、普通の方もありますし、ある程度「こういう業務は得意じゃない」という職員も当然あるわけでございまして、それを組織を持って対応していくと。システムの的な仕事をしてくというなかで、こういうミスは少なくしていけるなというふうに思います。

また、職員の評価についてもですね、相対評価ではなくて、絶対評価ということでやっておりますし、直接給与等に影響するようなまだ、評価はしてございません。人事異動に関しては、昇給、昇任に関してはそれを活かすというような内容でやってございますので、一生懸命やってる職員をある程度優遇して行かなければならないというふうなこともこれからは当然、考えていかなければならないというふうに思っております。

○議長（坂本正紀君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

ここで、昼食のため、午後1時00分まで休憩いたします。

(午前11時59分)

○議長（坂本正紀君） それでは、休憩を解きまして、会議を再開します。

(午後 1 時00分)

◎議案第70号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第16、議案第70号、南部町農事情報無線の設置に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。農林課長。

○農林課長（川守田貢君） 59ページをお開きください。議案第70号、南部町農事情報無線の設置に関する条例を廃止する条例の制定についてでございます。提案理由としましては、旧福地村で設置しておりました南部町農事情報無線について、町村合併後の南部町防災行政用無線のデジタル化が完了したことに伴い、南部町農事情報無線の設置に関する条例を廃止するものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

.....

◎議案第71号及び議案第72号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） お諮りいたします。この際、日程第17、議案第71号、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について及び日程第18、議案第72号、青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを会議規則第37条の規定により、一括議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。よって、日程第17、議案第71号及び日程第18、議案第72を一括議題といたします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） それでは、61ページ及び63ページでございます。議案第71号、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について並びに、議案第72号、青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更についてでございますが、両組合とも構成団体である黒石地区消防事務組合が平成25年6月30日をもって解散する事に伴いまして、両組合から組織する地方公共団体数の減少及び組合規約の変更について地方自治法に基づき議会の議決を要するものでございまして、規約に関しましては、黒石地区消防事務組合を削るというものでございまして、同消防事務組合は弘前地区の消防事務組合等との、本部との広域化により統合されることに伴い、解散される事により今回の地方公共団体数の減少及び規約の変更というものでございます。以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか

(「質疑なし」の声あり)

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第71号及び議案第72号は原案のとおり可決されました。

◎議案第73号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第19、議案第73号、平成25年度南部町一般会計補正予算（第1号）
を議題といたします。
本案について説明を求めます。財政課長。

○財政課長（小笠原覚君） それでは、65ページをお願いいたします。議案第73号、平成25年度
南部町一般会計補正予算（第1号）についてご説明をいたします。

第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,158万3,000円を追加
し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95億3,158万3,000円とするものでございます。

それでは、歳出から主なものをご説明いたします。71ページをお願いいたします。まず、2款
総務費、1項、5目の財産管理費でございますが、278万6,000円を追加し、1億8,102万3,000円
とするものでございます。13節の設計業務委託料を278万6,000円は本庁舎となりの旧福地小学校
の取り壊しを進めるための設計業務委託料でございます。

次、6目の企画費でございますが、576万5,000円を追加し、6,894万2,000円とするものでござ
います。1節の説明の欄の地域おこし協力隊活動報酬399万9,000円と7節の減の399万9,000円は、

予算の組み替えをするものでございます。報酬と賃金の間で組み替えるものでございます。19節、コミュニティ推進事業の補助金500万円でございますが、上斗賀町内並びに沖田面町内のイベント用の機材、防災用の資機材購入等に補助するものでございまして、市町村振興協会によるコミュニティ助成事業の採択を受け、実施するものでございます。

続いて、9目、自治振興費でございますが、66万3,000円の追加でございます。これは町内の集会施設整備に係る測量委託料と補助金を計上したものでございます。なお、財源内訳のその他の欄、諸収入990万を計上しております。これは諏訪ノ平集会施設整備に市町村振興協会のコミュニティ助成金が採択となったことにより、財源内訳を補正しているものでございます。

続いて、2款、3項、1目、戸籍住民基本台帳費でございますが、322万円を追加し、6,646万8,000円とするものでございます。13節でございますが、戸籍副本データ管理システム導入にかかる経費でございまして、戸籍法の一部改正により導入を進めるものでございます。

次のページの下段でございます。6款農林水産業費、1項、9目、達者村モデル事業費でございますが、238万1,000円を追加し、838万3,000円とするものでございます。県の市町村元気事業が採択となりましたので、イベント開催や町のPRを中心とした観光プロモーション事業、達者村リレー農園運営業務などの実施に向け、8節から14節までそれぞれ所要の経費を計上したものでございます。

その下、11目、農村整備費でございますが、499万2,000円につきましては、19節青森県営農地整備事業負担金でございます。具体的には、広域農道の補修を進めるものでございまして、平成25年度当初予算で一部予算化しておりますが、事業費の追加配分を受け、応分の負担金を追加するものでございます。

次のページをお願いいたします。7款商工費、1項5目の観光促進費でございますが、188万8,000円を追加し、408万8,000円とするものでございます。この188万8,000円のうち100万円は県の市町村元気事業補助金の採択を受け、岩手県山田町との伝統芸能交流などを実施するものでございます。残りの88万8,000円は函館や東京での物産PR販売や伝統芸能披露に係る経費でございまして、各節に分割してそれぞれ所要額を計上しているものでございます。

続いて9款、1項、3目、防災費でございますが、797万2,000円を追加し、2,234万4,000円とするものでございます。18節でございますが、施設用の備品667万2,000円の計上でございます。これは町内の避難所や消防屯所の投光器など非常用照明器具の配備を行なうもので、県の元気事業補助金を財源としております。19節地域防災組織育成助成事業補助金130万円は、上中町の自主防災会に対する防災資機材購入補助金でございます。これも市町村振興協会のコミュニティ助

成金を財源としております。

続いて歳入を説明いたします。70ページをお願いいたします。14款県支出金、2項、1目、総務費県補助金でございますが、760万2,000円を追加し、874万9,000円とするものでございます。市町村元気事業補助金でございます。歳出で説明いたしました達者村モデル事業、避難所の非常用照明器具等の購入、それから、7款商工費の被災地復興支援にそれぞれ充当するものでございます。

続いて、17款繰入金、2項、1目、財政調整基金繰入金、499万5,000円は本補正予算の一般財源として繰り入れるものでございます。

続いて5目、公共施設整備基金繰入金278万6,000円でございますが、旧福地小学校取り壊しの設計費に充当するものでございます。

続いて19款諸収入、5項、3目、雑入でございますが、1,620万円を追加し、1億2,213万6,000円とするものでございます。コミュニティ助成事業助成金でございます。先ほど説明いたしました上斗賀町内それから、沖田面町内のイベントの機材購入、それから、諏訪ノ平集会施設整備、上中町自主防災会の資材等の購入、これらに充当するものでございます。以上ご説明を終わります。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。立花寛子君。

○14番（立花寛子君） 71ページなのですが、歳出、2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費、13節委託料、278万6,000円についてであります。いま説明にありました旧福地小学校解体工事設計委託料ということですが、具体的な工程などどのようなになるのか、また、周辺住民にはどのように協力要請とか注意事項を促すのか、具体的な内容をお知らせください。

○総務課長（小萩沢孝一君） 役場本庁舎の後ろにあります旧福地小学校でございますけれども、基本的に面積が今、鉄骨3階建てでございます。1,626平米でございます。それを今、取り壊して基本的には駐車場に行きたいというふうに思っております。それに付随して隣に今、体育館もございます。それをどうするかということについてはまだ決定しておりませんけれども、今現在、体育館はスポーツの団体の方とか生徒さんも使っておりますので、社会教育課のほうとまだ調整が済んでおりませんけれども、基本的には校舎のほうは取り壊すという方向で進めたいと。

工期に関しましては約３ヶ月ほどかかるのではないかと。近隣の皆様への配慮ということでございますけども、できれば、夏工期ではなくて、秋以降というふうに、３ヶ月ぐらいかかりますので、騒音とかそういうのも少しはでるわけでございますので、ほこりとかとういうのが窓を開けていなくても良い状態、夏期間だと窓を開けたりしなくてはならないものですから、民家の方ですね。ということの無いような秋以降に工事を始められればいいなというふうに思っておりますし、もちろん、騒音とかほこり等の処理は十分気をつけながら、進めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（坂本正紀君）　ほかに質疑ございませんか。工藤久夫君。

○16番（工藤久夫君）　関連も含めて２・３点質問したいのですが、福地小学校の校舎を解体すれば大分、駐車スペースも広がって良いと思うんですけど、昔の校庭に使っていた一段、河よりの低い部分も本当は３メートルも土盛って、駐車場に使えば洪水のときも大分安心だと思うんですけど、この間、河川敷の河川改修の土地、土砂を埋めたい人は申し込んでくださっているんですけど、あの申し込み状況が予定よりはるかに上回ったのか、下回ったのか、もし余っててこういうところ埋めて駐車場かさ上げすると言った場合に問題はあるのか無いのか、そこを一つお答え願いたい。

それから、最近の新聞を読んでもいけば職員の給料引き下げというのが記事に載っていますね。県内の自治体で。確かにここの町は下げないというような方向みたいに聞いているんですけど、南部町の職員のいわゆるラスパイレス指数というのが、現在どういう状況で、ほかのところではコンマ６パーセント位下げるところから、９パーセントからそこらまで下げるところ、色々あるようなんですけど、この南部町はどういう方針で、どういう予定なのか詳しい理由も含めて聞かせてもらえればと思います。

○議長（坂本正紀君）　建設課長。

○建設課長（工藤良夫君）　先ほどの河川改修に係る残土の処理ですが、対応は青森県の県民局のほうで実施しておりまして、残土の希望者は回覧のほうで募集取りましたけども、締め切りは済んでおります。今後ですね、公共用地の土地につきましては、後で県民局のほうと協議して受け入れ体制が出来れば、可能かと考えてございます。以上です。

○議長（坂本正紀君） 総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） ラスパイレス指数ということでございますけども、今回の国の減額に伴う、地方公共団体の引き下げの要望というのが国から来た段階で、ラスパイレス指数100以下の団体につきましては、それには該当しないというのを得ておりまして。当町といたしましてはどういう状況かと申しますと、基本的には99.7でございます。国が今、下げている状態と比較して99.7と、国が下げない状態、ふつうでありますと92.2でございました。国が7点何パーセントか引き下げた状態でもそれと比べた段階でも、うちのほうは100を超えない。という町村に関しては、給与の削減は求めないというような通知に基づきまして、今回はうちのほうは調整しないということでございます。

○議長（坂本正紀君） 工藤久夫君。

○14番（工藤久夫君） 今の理由はですね、ぜひ、広報にもそういう理由でこうしたというのを載せたほうが住民の周知徹底にもよろしいかと思っておりますので、その辺お願いしたいと思っております。それとさっきの元の福地小学校の校庭の部分を洪水対策でちょっと上げるとかそういう計画はいまのところ全く無いわけですか。上げるとすれば色々と障害があるわけですか。検討は何もなされていないわけですか。

○議長（坂本正紀君） 総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 洪水対策ということでは、今のところ検討はしてございません。基本的にあそこは堤防みたいに上げるのか、駐車場全体を上げるという、多分工藤さんの考えなのかもしれませんが、今までの経緯を見ますとあそこは完全にちょっとくらい上げても水没しているなど。バックネットの中段クラスまでいつも水がきているものですから、ちょっとくらいやっぱり、10メートルくらい上げないと駐車場として大雨が降ったときの活用は無理かなというふうに思っております。

○議長（坂本正紀君） 川守田稔君。

○15番（川守田稔君） 達者村事業についてお伺いします。13委託料、観光プロモーション事業、達者村リレー農園運營業務、達者村情報発信番組編集事業それぞれどういう具体的な事業ですかご説明ください。

○議長（坂本正紀君） 農村交流推進課長。

○農村交流推進課長（西村幸作君） それではお答え申し上げます。事業はですね大きく分けてまして4つの項目にわかれておりまして、まずはインターネットを利用、活用した達者村放送番組の生放送という事業が1つ、それから、達者村ハロウィン交流推進事業というのが1つ、それからもう1つは、（「何ですか」の声あり）達者村ハロウィン交流事業でございます。（「ハロウィンですか」の声あり）はい。これはどう言ったものかと申しますと、今現在、ずっと農園という事業をやっております。このなかで昨年度からですね、三沢市の外国人の方がこの事業に参加しておりまして、ことは更にそれを拡大して三沢基地内、三沢市周辺の子どもたちと交流を拡大させたいというふうな事業展開をことし、更にやりたいというふうなイメージで予算を拡大するというふうなものでございます。それから、3番目といたしまして、青森空港を活用した観光プロモーション事業、これは青森空港内におきまして南部町の特産品、農産物、農産品等をプロモーション活動して、PRして誘客に務める、販売を高めるというふうなことを目的におきました事業です。それから、4番目といたしまして、東京都内におきまして観光プロモーション事業を行なう、これは、東京で今、大きなタワーができて、このタワーのほうに非常に集客があるということで、その近隣地におきまして何とか南部町のPRをして、南部町に誘客を図りたいというふうなことを目的に、今現在南部町のほうで行っている北のフルーツパーラーという事業がございます。それを、東京都内において実施したうえで誘客に務めたいというふうなことで、以上の4点の事業を行いたいということで県の市町村元気補助金が付いたというふうなことでございます。以上です。（「リレー農園運營業務って何ですか」の声あり）これがハロウィン交流推進事業でございます。

○議長（坂本正紀君） 川守田稔君。

○15番（川守田稔君） これは委託ですからNPOのほうに委託するということだと思うんです

が、達者村事業のことを考えていくとですね、疑問に思うことがあるんですよ。それはどういうことかという、達者村NPOとしての町全般のPR事業を委託されて活動なさるわけですけど、それは良いんですけど、例えばこのなかのですね、販売っていうPRに伴う販売ですとかですね、そういったことになると思います、どっからどういった品物をもって行って、販売するのか、販売した代金というのは誰のお財布に収まるのか、そういうことを考えるわけですよ。そうするとですね、NPOの達者村というのはそれぞれの農家の方が構成されているっていう形をとってらっしゃいますよね。そうすると、多分その販売だとか品物っていうのはその構成する農家の方々から集めるっていうことになると思うんですけども、そういう意味で考えるとですね、NPO組織化してしまった達者村というのは、非常に限られた、参加した農家の方しか向いてない部分がありますよね。これがその法人化する以前の町の事業として行なうのであれば、町内のあまねく関係者に対して門戸は開かれていたはずなんです。そういった一方ではですね町全体のことをプロモーションするとかそういった仕組みがありながらですね、非常に収益的なことになると思います、限られた人たちが対象になってしまうような、内部的な矛盾があると思うんですけど。私の認識の間違いでしょうか。

○議長（坂本正紀君） 農村交流推進課長。

○農村交流推進課長（西村幸作君） ご質問にお答えいたします。いまのご質問はこの委託事業がすべてNPO法人に委託するというふうな前提のもとのご質問ということで回答させていただきますが、まずもって、観光プロモーション事業は町直営でございます。それから、達者村リレー農園運営事業につきましてもこれはあの達者村リレー農園、現在、今もうスタートしておりますが、参加者30名近くの会員の方々が自分たち自らが組織化して、自らが運営したいというふうなことで、この方々に対する委託料というふうな形で流して、その方たちが全て事業運営、展開をしていくというふうなことでございます。それから、情報発信事業、インターネットを活用した達者村情報発信番組生放送、これは昨日、テレビに放映されましたが名久井農業高等学校の生徒さん自らが学校事業の一環として南部町の達者村事業を情報発信するというふうなことをやっている事業に対する、町からの委託というふうな形でございます。それともう1点、販売につきましては、今回の事業につきましては販売はございませんが、あくまでもPRという形で行っているんですが、今後当然NPO法人でも色んな農産物、商品、達者村の加工品等々の物販を当然、間に入って販売をする形もあります。そういった場合には当然、それに係る経費、人件費等々の

手数料等は当然、NPOで掛けなければならないので、その分は当然、価格に反映させるのかなというふうに思っております。それと、ごく一部の生産者だけがというふうな、恩恵があるのではないかということでございますが、そういうことではなくて、あくまでもそういった達者村事業に参画、参加される、賛同される方々をどんどん募集していただきまして、参加していただいて色んな方々が付加価値を高めた南部町の産品を販売していくということに、NPOが一生懸命頑張ってもらおうというふうなイメージで事業展開を行なうというふうなことです。以上です。

○議長（坂本正紀君） 川守田稔君。

○15番（川守田稔君） 建前は良くわかります。建前としては良くわかるんですよ。ですけどね、NPOにですね会費をお支払いして、法人であれ個人であれ、お支払いして参加して、じゃあいったいぜんたいですね、どんだけの会員数を仕切ることができるわけですか。百、二百、三百、五百、千、二千。無理じゃないですか。しからばですね、それらの人たちに対してあまねく利益をもたらすような活動のプログラムというのををお持ちなのでしょうか。有りませんよね。例えば、地産・地消のこととか、私、別なあれで言ってます。地産・地消すらその仕組みを作れないでいる状態です。果たしてその、不特定多数の状態になった会員数に対してですね、公平とは言いませんよ。公平とは言いませんけどもやはり、やる気と能力とそれがあること自体が前提なのでは。そう言った人たちにですね、公平に分配できるようなその仕組みっていうのが話し合われてプログラムされて、そうやって進められてる事業何でしょうか。ちょっとそうは思えません。そういう、限られた人対象という側面とですね、達者村っていうその看板を掲げればですね、町全体っていうことをターゲットとするという、非常に不可解な、分かりづらいその構造というのがお気づきなのかどうなのか分からないですけども、私にはそういうふうに見えるわけですよ。おまけに法人化してからであっても、事務的なことっていうのは町が請け負ってるんですよ。そう言ったことを考えるとですね、町自体の達者村に対するコンセプトが、法人化してから、あいまいになってるんじゃないのかなというような印象が強くなってしょうがありません。どうでしょうか。

○議長（坂本正紀君） 農村交流推進課長。

○農村交流推進課長（西村幸作君） 確かにまだ活動的なものは目に見えて効果が上がっている

というふうなことが、目に見えない部分が非常にあろうかと思いますが、まずもってこのNPOに関しましては、町としましても新たな町に対するグリーン・ツーリズムの活動の大きな柱として据えておるというふうなことをご理解いただいたうえで、当然町としましてこのグリーン・ツーリズム活動をしたうえで、町の活性化に繋げて行くんだということを大前提として、NPO法人に頑張ってもらっているということでございます。したがって、今ここで「見えない」ということではなくて、あくまでも皆さんからのご協力、ご指導を仰ぎながら事業を展開するんだということで頑張っているということをご理解いただきたいのですが。

○議長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。川守田稔君。

○15番（川守田稔君） こうやってしまったら身も蓋も無いんでしょうけども、今課長が答弁なさったような内容のことを実行するのであればですね、達者村っていうもののNPO法人化っていうのは、必要無かったと思います。集約すると。ですが、その法人化しなくてはならなくてしたという側面があったんだと思うんですけど、今更それをどうのこうのいう気もないんですけど、法人化したのであれば、やはり自分らの事務作業ですとか、NPO内の事務作業ですとかそういったことぐらいは自分らでちゃんとできるぐらいの組織にして、町から巢立っていってもらって、それぐらいの前提が必要なんだと思うんですよ。そういうことを考えたりしましてですね、質問に絡めてお伺いしました。ありがとうございました。

○議長（坂本正紀君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

◎陳情第４号の委員長報告

○議長（坂本正紀君） 日程第20、陳情第４号は総務企画常任委員会に審査を付託しておりましたので、ここで委員長の報告を求めます。

総務企画常任委員長馬場又彦君。

（総務企画常任委員会委員長 馬場又彦君 登壇）

○総務企画常任委員会委員長（馬場又彦君） 総務企画常任委員会の陳情審査結果をご報告いたします。

昨年11月30日の本会議において、本委員会に付託され継続審査となっておりました陳情第４号、消費税増税の中止を求める意見書提出の陳情書について、５月30日、31日に本委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。審査の結果は、住民の暮らし及び地域経済並びに地方自治体に深刻な打撃を与えるという事で、全会一致をもって採択すべきものと決定致しました。

以上で陳情審査結果報告を終わります。

○議長（坂本正紀君） 委員長の報告が終わりました。

.....

◎陳情第４号の質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第20、陳情第４号、消費税増税の中止を求める意見書提出の陳情書を議題といたします。

この陳情書に対する委員長の報告は採択であります。

質疑を許します。工藤久夫君。

○16番（工藤久夫君） 優秀な国会議員か優秀じゃない国会議員かわかんないですけども、国会において消費税は上げるっていうのは、通ったわけです。いま、日本の国の地方財政を考えてですね、これからその高齢化が進んで財政はひっ迫するのは目に見えてるわけです。ですから消費税上げざるを得ないというのは、良識のある人間であれば誰でも理解できるわけで、ただ、国で

も県でも地方自治体でも無駄使いは今以上に節約しながらやらなければならないというのは、分かるわけですが。誰でもそれは消費税負担したくはないわけですが、「その恩恵に要するのはいずれ私らだ」と、いう考えから行けばですね、これは、これは消費税を増税するのを反対で通る話ではない。「もらえるのはもらう。出すのは出したくない。」っていうのは誰でもわかるんですが、それではこの国はますます財政破たんが速くなるだけですから、私は増税はやむを得ないとそういう考えですから、これは、採択すべきでないという意見をいっています。

○議長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。工藤久夫君。

（15番 工藤久夫君 登壇）

○15番（工藤久夫君） 難しい理由は言わなくても分かると思うんですが、要するにこれは上げざるを得ないもんだと、それを理解する、しないっていうのは、この南部町の議会議員一人一人の良識だろうと。ですから、委員会では満場一致で消費税の増税は反対ってことですが。私は一人でもこれは相対的な事情を考えればですね上げるべきもんだとそういう事で、この採択すべきでないという意見を述べさせてもらって、あとは、満場一致になろうかなるまいがですね、国会で決めて、国がまた判断すべきことでしょうけども、私らはやはりもらうのはもらう、出すのは出すとそういう考えで行かないとですね、いずれこの国は破たんしますよ。それを防ぐためにもですね、認めざるを得ないと思います。そういう意見を述べさせてもらって、私の討論を終わります。

○議長（坂本正紀君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。川守田稔君。

○15番（川守田稔君） 私はですね、消費税を上げることに反対の立場からですね、賛成討論として申し述べさせていただきます。工藤久夫議員が左翼だったということは今初めて知りましたが、私はですね、悪名高い保守であります。それは良いですけどね。

工藤久夫議員が先ほど指摘した「日本の財政は破綻する」と。このままでは、そういう指摘に対して、参考になるのかどうか分からないのですが、財務省のホームページ見てますと、「財務省の見解として日本の財政破たんはあり得ない」って書いてます。皆さんもすぐ見つかるホームページですので、読んでみて下さい。それはなぜかっていうと「日本の国債の90何パーセントまでは、国民が所有しておって、けしてギリシャですとかそういったところの、EUの国債の発行の仕方とはまるっきり違う性質を持っているものである。」云々ということが書いてあります。国内での多少の混乱、大きな混乱はあるかもしれませんが、その消費税を上げるべしという根拠となる財政破たん埋め合わせのための消費税で補充という理論は成り立たないと思えるのが妥当かと、私は考えます。

さらにもう一つ、指摘させてもらいますと、行く末は非常に不透明な部分がございますが、株価も一たんは上昇し、円高もある程度の水準まで回復し、っていうこの経済の流れの中ですね、もう景気が回復したんだという見切り発車的な消費税の上げ方をして、消費税っていうのはですね必ずしも、ふえるものではないというのが定説であります。ましてや、デフレ下にある状況のなかで、消費税を増税するとかえって税収が減少するというのはですね、西田昌司さんの国会での質問に対して、財務省の答弁したその通りであります。それらは、いまどきの経済理論でもって考えれば自明なことであってですね。足りないから取るしかないだろうという、そういう安直な考えで持ってわたくしらが同調してはこの地域は守れない。国はおろか地域は守れません。そういうイデオロギーで発言するのはよろしいのかと思います。ただ先ほども申しましたとおり、立花議員の視線からすると私は悪名高い保守です。…。(「そうです……………」の声あり。)

(議場騒然、聴取不能)

○議長(坂本正紀君) 静粛をお願いします。

○15番(川守田稔君) 少なくとも町民の暮らし向きに関して思うにはこのように述べるしかない。以上をもって、私の賛成討論といたします。皆さんご同調よろしくをお願いします。

○議長(坂本正紀君) これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本件は、委員長の報告のとおり採択と決することに賛成の方はご起立願います。

(起立多数)

○議長（坂本正紀君）　ご着席願います。起立多数であります。

よって、陳情第4号は採択とすることに決しました。

◎常任委員会報告

○議長（坂本正紀君）　日程第21、常任委員会報告を議題といたします。

本件はお手元に配付しております報告書のとおり、各常任委員長から報告がありましたので、説明を省略し、質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君）　質疑なしと認めます。これにて質疑を終結し、常任委員会の報告を終わります。

◎閉会中の継続調査の件

○議長（坂本正紀君）　日程第22、閉会中の継続調査の件を議題といたします。

本件はお手元に配付しております申出書のとおり、会議規則第75条の規定により、各常任委員長から閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君）　ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

◎議員派遣の件

○議長（坂本正紀君） 日程第23、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。本件については、お手元に配付のとおり派遣することにいたしたいと思
います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に配付のとおり派遣することに決しました。

.....

◎日程の追加

○議長（坂本正紀君） お諮りいたします。

本日、町長から議案第77号、南部町監査委員の選任についての議案1件、それに、先ほど審議
いたしました陳情に係る意見書案の発委1件が追加提案されました。

この際、会議規則第22条の規定により、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思
います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、町長提出議案1件と意見書案の発委1件を日程に追加し、議題とすることに決まし
た。

ここで会議資料配付のため、暫時休憩いたします。

（午後1時50分）

.....

○議長（坂本正紀君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

追加日程は、お手元に配布のとおりであります。

（午後1時51分）

.....

◎町長提出議案追加提案理由の説明

○議長（坂本正紀君） 追加日程第1、町長提出議案追加提案理由の説明を求めます。町長の登壇を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、本日追加提案いたしました議案につきましてご説明を申し上げます。議案第74号、南部町監査委員の選任についてであります。監査委員1名の辞任に伴い、後任の委員について、議会の同意を求めるものであります。委員として選任する方は、住所、南部町大字沖田面字南本村・・・・、氏名、山口裕貢氏、昭和23年3月・日生まれであります。山口氏は人格、識見とも優れ、適任者と認め選任いたしたく、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（坂本正紀君） 町長提出議案追加提案理由の説明が終わりました。

.....

◎議案第74号の上程、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 追加日程第2、議案第74号、南部町監査委員の選任についてを議題といたします。

本案は人事案件であり、先ほど町長より説明がございましたので、会議規則第39条第3項の規定により説明を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。よって、説明を省略し、質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なし認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案はこれに同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第74号は同意することに決しました。

.....

◎発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 追加日程第3、発委第1号、消費税増税の中止を求める意見書案を議題といたします。

本案提出者の説明を求めます。総務企画常任委員長の登壇を求めます。総務企画常任委員長馬場又彦君。

（総務企画常任委員長 馬場又彦君 登壇）

○総務企画常任委員長（馬場又彦君） 発委第1号、消費税増税の中止を求める意見書案についてご説明申し上げます。消費税を増税すれば国民の消費は落ち込み、被災地を初め全国の地域経済は打撃を受けます。とりわけ、価格に税金分を転嫁できない中小企業経営を追い込み、地域経済に影響を及ぼすことから、地方自治体の財政にも深刻な打撃を与えることになります。

また、1997年に消費税を増税した時の経験から、国全体としても税収が減少するという悪循環は明らかであります。よって、関係機関に対して住民の暮らし、地位経済、地方自治体にも深刻な打撃を与える消費税増税の中止を求めるものであります。

なお、意見書案はお手元に配布のとおりであります。平成25年6月7日総務企画常任委員長馬場又彦。以上で提案理由の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なし認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案とおりに決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議がありますので、起立によって採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、ご起立願います。

（起立多数）

○議長（坂本正紀君） ご着席願います。起立多数であります。よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（坂本正紀君） 以上で、今期定例会に付議された事件は、全部終了いたしました。

ここで閉会に当たり、町長から発言の申し出がございますので、これを許します。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） 第50回南部町議会定例会の閉会に当たりまして、ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、5月31日から本日までの日程で開会され、議員各位には何かとご多忙の折、ご出席をいただき誠にありがとうございました。

また、追加提案いたしました人事案件も含め、ご提案申し上げましたすべての案件につきまして、慎重審議の上、原案のとおりご議決、ご承認を賜りましたことに対しまして、重ねて御礼を申し上げます。

さて、開園中のぼたん園では、連日の好天により、一気に開花が進み、色鮮やかな大輪の花が

園内を彩り、見頃を迎えております。期間最後の週末となる明日、明後日も多くの来園者が訪れることに期待するものであります。

また、さくらんぼにつきましては、天候の回復により、生育も平年並みに回復しているとの報告がありました。今月27日から開催予定の名川さくらんぼ狩りも、関係機関と連携を密にし、万全の体制で、多くの観光客をお迎えし、交流人口が増加することを願っております。

本日ご議決いただきました「子ども・子育て会議条例」に基づいて、今後の子育て環境について、関係機関、保護者及び住民の声を十分に聞いて取り組んでまいります。そして、地域社会が一体となって子育てを支える仕組みや環境の整備を図り、子どもを安心して産み育てることのできるまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましてもこれまで以上のご指導、ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、本定例会閉会に当たってのお礼のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（坂本正紀君）　ここで、閉会に当たり私からも一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、5月31日から本日までの8日間でありましたが、円滑な議事運営にご協力いただき、誠にありがとうございました。議員各位には終始熱心にご審議を賜り、また、町長初め理事者各位に置かれましては議案の説明にご協力をいただき、本日ここに閉会の運びとなりましたことを心から厚く御礼を申し上げまして閉会のあいさつといたします。

これをもちまして、第50回南部町議会定例会を閉会いたします。

（午後2時00分）

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

南部町議会議長 坂 本 正 紀

署 名 議 員 根 市 勲

署 名 議 員 河門前 正 彦